平成29年度

浄化槽の指導普及に関する調査結果

平成 30 年 3 月

環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

平成 29 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果 目次

		良
1.	净化槽行政組織	
2.	浄化槽行政担当職員	
3.	浄化槽新設基数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	(1) 平成 28 年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	(2) 平成 28 年度に新設された浄化槽基数(人槽区分別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.	浄化槽設置基数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 9
	(1) 処理方式別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	. 9
	(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	10
	(3) 処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	11
	(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	12
	(5) 処理方式別浄化槽全設置基数······	13
	(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数······	14
	(7) 建築用途別浄化槽設置基数(201人槽以上)	15
	(8) 浄化槽設置基数の推移(全国)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	浄化槽廃止基数····································	17
	(1) 浄化槽法第 11 条の 2 により廃止が確認された基数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(2) 浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数・・・・・	18
	(3) 浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数・・・・・	19
6.	行政処分等の件数及び根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1) 行政処分の件数	20
	(2) 行政処分等を行った根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
7.	浄化槽関係業者数· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
8.	浄化槽法第7条検査関係	30
	(1) 浄化槽法第7条検査関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(2) 不適正の内容と件数 (7条検査)	31
9.	浄化槽法第 11 条検査関係····································	33
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	(2) 不適正の内容と件数 (11 条検査)	34
10.	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	36
	(1) 浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(2) 浄化槽法第 11 条検査におけるBOD検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
11.	指定検査機関関係	37
	(1) 指定検査機関の検査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(2) 水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況	38
	(3) BOD 検査導入状況一覧····································	40
	(4) 効率化検査導入状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41

	頁
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況・・・・・・・・・・・・・・・・45
14.	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
15.	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況・・・・・・・・・・・・49
16.	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
17.	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況52
18.	国庫助成による浄化槽整備実績
19.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況55
	(1) 都道府県による補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
	(2) 補助制度がある市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
20.	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況60
21.	浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村61
22.	浄化槽台帳の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
	(1) 都道府県の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 市町村の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
23.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
	(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途
	(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
24.	N P O 等との連携の状況· · · · · · · · · · · · · · · · · 71
25.	災害時等における協定締結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

1. 浄化槽行政組織(平成29年4月現在)

者	『道府県	名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北	海	ì	重環境生活部環境局	循環型社会推進課	廃棄物指導グループ	011-231-4111 (24-312)		011-232-4970	0	14
青	森	ļ	· · 環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6466)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩	手	ļ	具土整備部	下水環境課	計画担当	019-651-3111(5899)	019-629-5896	019-629-9130	9	13
宮	城	ļ	· · 環境生活部	循環型社会推進課	施設班	022-211-2648(2648)	022-211-2648	022-211-2290	5	1
			生活環境部	環境整備課	調整·循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835		
秋	田	ļ	建設部	下水道課	調整·環境整備班	018-860-1111(2461)	018-860-2461	018-860-3813	8	0
山	形	ļ	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福	島	ļ	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2824)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨	城	ļ	生活環境部	環境対策課	水質保全グループ	029-301-1111(2966)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃	木	ļ	! 環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3191)	028-623-3191	028-623-3138	0	5
			県土整備部(交付金)	下水環境課	農集排•浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214		
群	馬	ļ	環境森林部(法令)	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2853)	027-226-2853	027-226-7292	0	5
埼	玉	ļ	環境部	水環境課	浄化槽・川の国応援団担 当	048-824-2111(3088)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
Ŧ	葉	ļ	! !環境生活部	水質保全課	ョ 浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東	京	ŧ	N 環境局資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111	03-5388-3583		0	1
×10	7,1	٠	環境農政局緑政部	水源環境保全課	水質保全グループ	(42-843) 045-210-1111(4360)		045-210-8855	, and the second	·
神	奈 川			生活衛生課	環境衛生・海水浴場たば	045-210-1111(4950)	045-210-4650		8	О
¢⊊	潟	ı	県民生活・環境部	至	こ対策グループ 資源循環推進係		025-280-5160		0	12
新富	山		· 朱氏王冶· 垛块的	環境政策課	真/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	025-285-5511(2503) 076-431-4111(2685)	076-444-3140		7	12
				都市計画課生活排水対					,	
石	Ш		土木部	策室	地域排水グループ	076-225-1111(5237)	076-225-1493		4	0
福	井		健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生・水道グループ	0776-21-1111(2642)	0776-20-0355		6	0
山	梨		森林環境部	大気水質保全課	水質担当	055-223-1511(6411)	055-223-1511		0	4
長	野		現境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3380)	026-235-7299		0	10
岐	阜		環境生活部	廃棄物対策課 	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219		0	8
静	岡		! くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班	054-221-2253(2253)	054-221-2253		4	-
愛	知重		環境部	水地盤環境課	調整・生活排水グループ 生活排水・水道班	052-961-2111(3043)	052-954-6218		0	,
Ξ			^製 環境生活部 ^製	大気水環境課		059-224-3145(5893) 077-528-3993	059-224-3145		0	9
滋京	都		見 琵琶湖環境部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	循環社会推進課 水環境対策課	循環調整係 計画担当	077-528-3993	077-528-3471 075-414-5209		7	
大	阪		于 健康医療部	環境衛生課		06-6941-0351(2577)	06-6944-9181		,	
兵	庫		,	環境整備課	循環型社会推進班	078-341-7711(3349)	078-362-3279		0	7
奈	良		くらし創造部	環境政策課	水環境係	0742-22-1101(3398)		0742-22-1668	0	1
١.			県土整備部 河川·下水 道局	下水道課	管理班		073-441-3203		8	,
和自	歌山					073-432-4111(3203)			_	0
鳥	取		具生活環境部 	水・大気環境課	上下水道担当	0857-26-7111(7402)		0857-26-8194	0	3
島岡	根山		・ ・ ・ 環境文化部	廃棄物対策課 循環型社会推進課	指導グループ 一般廃棄物班	0852-22-6151(5261) 086-224-2111(2688)		0852-22-6738	,	9
広			.	循環型社会課	一般廃棄物グループ		086-226-7307		0	7
山	島口		[↓] 環境県民局 ↓ 環境生活部	曜珠宝社云味 廃棄物・リサイクル対策	ゼロエミッション推進班	082-228-2111(2958) 083-922-3111	082-313-2938	082-227-4815	7	,
徳	島		· 県土整備部	課 水·環境課	経営企画・浄化槽担当	088-621-2500(2279)		088-621-2896	2	2
香	JII		· 環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グルー	087-831-1111(2914)		087-831-1273	2	1
_					プー・肌肉等物を			089-912-2354	3	'
愛	媛		県民環境部環境局 県土木部	循環型社会推進課 	一般廃棄物係	089-941-2111(3534)		088-823-9036	5	0
高	知		え	公園下水道課	環境施設担当 施設第一係	088-823-1111(9851)			6	0
福仕	岡 賀		· 操 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	廃棄物対策課 下水道課		092-651-1111(3458)		092-643-3365	5	0
佐 長	崎		· 宗工整调 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	下水道課 水環境対策課	浄化槽担当 生活排水班	0952-24-2111(2854) 095-824-1111(2664)		0952-25-7275 095-895-2568	8	
能	本		、	下水環境課	経営班	096-383-1111(6193)		096-385-7398	10	
^熊 大	分		《 生活環境部	「「小環境味」 「循環社会推進課	音班 資源化推進班	097-536-1111(3125)		097-506-1748	9	
宮	崎		· 環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	097-536-1111(3125)		0985-38-6210	9	
				都市計画課生活排水対						
鹿油	児島		! 1	策室	生活排水係	099-286-2111(3684)		099-286-5633	9	
沖	縄	ļ	^具 環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	U98-866-2231	098-866-2235	5	
								合 計	165	15

(保健所設置	置市)		Т	T	T	1	ı		
保健所設置	市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 事務所数
札幌	市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函館	市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当		0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小 樽	市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)		0134-32-5032	0	0
旭 川	市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111(5221)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青 森	市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム		017-761-4012	017-761-4010	0	0
八戸	市	環境部	下水道業務課	水洗化普及G	0178-44-8258	0178-44-8258	0178-47-9065	0	2
盛岡	市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6142)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙台	市	建設局下水道事業部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4228)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋 田	市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222(27300)	018-888-5711	018-888-5712	0	0
郡山	市	郡山市上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
いわき	市	生活環境部	生活排水対策室 経営 企画課	業務係	0246-22-1111(3388)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
宇都宮	市	上下水道局	生活排水課	管理グループ	028-633-3230(343)	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前 橋	市	環境部	ごみ減量課	西部清掃事務所	027-224-1111	027-253-1009	027-254-3396	0	1
高崎	市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さいたま		環境局環境共生部	環境対策課	水質土壌係	(3321 · 3322 · 3326) 048-829-1111(3139)	048-829-1331		0	0
川越	-	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(2625)	049-224-5894		0	0
越谷	-		環境政策課	環境対策担当	048-964-2111(4418)	048-963-9186		0	0
千 葉			収集業務課	浄化槽班		043-245-5251		0	0
船橋	-		廃棄物指導課	審査係	047-436-2111	047-436-2443		0	0
柏	-	環境部	環境政策課	環境政策担当	04-7167-1111(473)	04-7167-1695		0	0
八王子		水循環部	水再生課	水路·相談担当	042-626-3111(4911)	042-656-2283		0	0
町田	市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	1	0
横 浜	市	資源循環局	業務課	净化設備係		045-671-2548	045-662-1225	0	0
川崎	市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相模原	市	都市建設局 下水道部	下水道保全課	総務指導班	042-754-1111(3343)	042-707-1908	042-754-1068	0	1
横須賀	市	資源循環部	資源循環推進課	浄化槽指導係	046-822-4000(2333)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤沢	市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8422	0	0
茅ヶ崎	市	下水道河川部、環境部	下水道河川建設課、環 境保全課	水環境担当、環境保全担当	0467-82-1111		0467-89-2916	0	0
新 潟	市	環境部	環境対策課	コ 水質係	(1381 • 1233) 025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-230-0467	0	8
富山	市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-431-6111	076-428-1154	076-428-1157	0	0
金沢			環境指導課	環境指導係	(88-911) 076-220-2521	076-220-2508	076-260-7193	0	0
長 野	-	環境部	環境政策課	環境保全担当	026-226-4911(3019)	026-224-8836		1	0
岐阜		自然共生部	自然環境課	浄化槽係	058-265-4141(6444)	058-214-2154		0	0
静 岡	市	環境局	廃棄物対策課	净化槽推進係	054-254-2111	054-221-1264		0	0
浜 松			お客さまサービス課	生活排水グループ	(81–2813) 053–474–7915	053-474-7915		0	7
名 古 屋			環境薬務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)		052-972-4153	16	0
豊橋	-		廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410(2410)	2014	0532-56-0566	0	n
岡崎			廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
豊田		上下水道局	下水道施設課	净化槽担当	0565-31-1212	0565-34-6964		0	0
四日市		上下水道局管理部	生活排水課	净化槽指導係	(2-6713•2-6714)	059-354-8402		0	n
大津			<u> </u>	生活排水係	077-528-2802(3642)	077-528-2802		0	n
京都			環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955		0	2
大阪		健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9982)	06-6208-9982		1	0
堺		健康部保健所	環境薬務課	設備指導係	072-233-1101	072-222-9940		0	n
高槻		産業環境部	清掃業務課	業務チーム	(3452 • 3455) 072-669-1153	072-669-1164		0	0
枚方	-	健康部 保健所	保健衛生課	環境衛生グループ	072-841-1221(3260)		072-845-0685	0	
東大阪	-	環境部	環境企画課		06-4309-3000		06-4309-3818	1	0
豊中	-	曲十十 法库存制部 归	衛生管理課	生活衛生係	1500 0000	06-6152-7321		0	0
		健所			070_221 0101/2025			ŭ	0
神戸			環境保全指導課	水・土壌環境係	078-331-8181(3635)	078-322-5309		0	0
姫 路			環境政策室	水質係	079-221-2111(2466)	079-221-2466		0	0
尼崎		健康福祉局 保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017		0	0
西宮		環境事業部	美化第3課	作業第3チーム		0798-33-0779		0	0
奈良 歌山			保健・環境検査課	環境衛生係	072_420 0001/0740\		0742-34-2483	0	0
和歌山		市民環境局 環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2749)	073-435-1067		0	0
岡山	币	環境局	環境保全課	浄化槽対策室 2	086-803-1000(3993)	086-803-1294	u86-803-1887	0	0

_			_								
保健	听設	置市	_	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 事務所数
倉	敷	Ţ	市	環境リサイクル局下水道 部	下水計画課	合併浄化槽設置推進室		086-426-3583	086-425-5645	0	0
広	島	ī	市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3296)	082-504-2223	082-504-2229	0	0
呉			市	環境部	環境管理課	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0
福	Щ	ı	市	経済環境局環境部	環境保全課		084-921-2111(2560)	084-928-1072	084-927-7021	0	0
下	関		市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係	083-252-0978		083-252-1329	0	4
高	松	:	市	高松市上下水道局	給排水設備課	浄化槽係		(087)839-2720	(087)839-2749	0	0
松	Ш	I	市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6439	089-948-6439	089-934-1812	1	0
高	知	l	市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(3294)	088-823-9471	088-823-2057	0	0
北 :	τ	州	市	環境局	循環社会推進部業務課	生活排水担当係		093-582-2180	093-582-2196	0	0
福	畄	l	市	保健福祉局	生活衛生部生活衛生課	墓地·葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7
大 2	牟	田	규	環境部	環境保全課	浄化槽担当	0944-41-2222(3623)	0944-41-2721	0944-41-2722	0	0
久日	蛪	米	市	企業局上下水道部	給排水設備課	排水設備・浄化槽チーム	0942-30-8500(248)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1
長	崎	ř	市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3125)	095-829-1156	095-829-1218	0	0
佐甘	<u>#</u>	保	市	環境部	環境保全課	環境指導係	0956-24-1111 (7210-37)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0
熊	本	;	市	環境局資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-354-9945	0	0
大	分		市	下水道部	下水道経営企画課	浄化槽担当班	097-534-6111 (*009-416)	097-540-5850	097-538-3549	0	0
宮	崎	i	市	環境部	廃棄物対策課	生活排水係	0985-25-2111 (703407)	0985-21-1763	0985-28-2235	0	0
鹿!	見	島	市	環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5845)	099-216-1291	099-216-1292	0	0
那	鄿		市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0
(注)「	保信	建所	数」「	他出先事務所数」は、浄化	上槽担当職員を有する保健	注所、出先事務所の数である		<u> </u>	合 計	21	35

(東京都特別区)

	特別区名		部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先 事務所数
千	代 田	区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566(2885)	同左	03-3251-4627	1	0
中	央	区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港		区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事 務所	許可指導係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1
新	宿	区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	ごみ減量計画係	03-3209-1111(4734)	03-5273-3318	03-5273-4070	0	0
文	京	区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係		03-5803-1184	03-5803-1362	0	0
台	東	区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1018(2121)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨	田	区	都市整備部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2228	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江	東	区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6343)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品	Ш	区	都市環境部	品川区清掃事務所	許可指導係		03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目	黒	区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3812)	03-5722-9572	03-5722-9573	0	0
大	田	区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3466)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	1
世	田谷	区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-5432-1111(2289)	03-5432-2289	03-5432-3058	1	0
渋	谷	区	土木清掃部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-3463-1211 (3541•3542)	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0
中	野	区	環境部	ごみゼロ推進分野	ごみ減量推進	03-3389-1111(5061)	03-3228-5563	03-3228-5634	0	1
杉	並	区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	3	1
豊	島	区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2621)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0
北		区	生活環境部	リサイクル清掃課	計画事業係	03-3908-1111(2458)	03-3908-9063	03-3908-9063	0	0
荒	Ш	区	環境清掃部	清掃リサイクル課	計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0
板	橋	区	資源環境部	清掃リサイクル課	計画調整係	03-3964-1111(2218)	03-3579-2218	03-3579-2249	0	0
練	馬	区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8844)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0
足	立	区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0
葛	飾	区	環境部	清掃事務所	事業調整係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	0
江	戸川	区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151(3013)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0
(注	「保健所	数」「	他出先事務所数」は、浄化	 ヒ槽担当職員を有する保傾	所、出先事務所の数である	0,		合 計	6	4

2. 浄化槽行政担当職員(平成29年4月現在)

	チルイョリル				本						出	先					合	計		
Ι.			専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
書	邻道府県 名	4		うち指導員		うち 指導 員		うち指導員		うち指導員		うち 指導 員		うち指導員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員
北	海	道	1	0	5	3	6	3	2	1	63	31	65	32	3	1	68	34	71	35
青	森	県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩	手	県	0	0	4	0	4	0	0	0	35	22	35	22	0	0	39	22	39	22
宮	城	県	0	0	9	9	9	9	0	0	55	55	55	55	0	0	64	64	64	64
秋	田	県	0	0	6	3	6	3	0	0	38	34	38	34	0	0	44	37	44	37
山	形	県	0	0	5	0	5	0	0	0	20	13	20	13	0	0	25	13	25	13
福	島	県	0	0	5	2	5	2	0	0	15	8	15	8	0	0	20	10	20	10
茨	城	県	3	0	4	0	7	0	0	0	17	0	17	0	3	0	21	0	24	0
栃 群	木	県県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	0 4	10	0 4	0	0	13	0	13	0
埼	馬 玉	県	1 5	2	5 3	1	6 8	3	4	0 4	16 71	58	16 75	62	9	0 6	21 74	6 59	22 83	6 65
千	葉	示県	3	1	3	1	6	2	5	4	36	27	41	31	8	5	39	28	47	33
東	京	都	3	1	1	1	4	2	1	0	2	0	3	0	4	1	3	1	7	2
神	奈川	県	0	0	8	7	8	7	0	0	53	53	53	53	0	0	61	60	61	60
新	潟	県	0	0	7	3	7	3	0	0	41	28	41	28	0	0	48	31	48	31
富	Щ	県	0	0	11	10	11	10	0	0	31	31	31	31	0	0	42	41	42	41
石	Ш	県	0	0	4	0	4	0	0	0	6	6	6	6	0	0	10	6	10	6
福	井	県	0	0	4	1	4	1	0	0	21	20	21	20	0	0	25	21	25	21
山	梨	県	0	0	5	0	5	0	0	0	32	0	32	0	0	0	37	0	37	0
長	野	県	0	0	8	0	8	0	1	0	34	0	35	0	1	0	42	0	43	0
岐	阜	県	0	0	5	3	5	3	0	0	50	16	50	16	0	0	55	19	55	19
静	岡	県	1	0	9	0	10	0	0	0	24	4	24	4	1	0	33	4	34	4
愛	知	県	0	0	9	4	9	4	1	0	67	23	68	23	1	0	76	27	77	27
三滋	重 賀	県県	0	0	6	6	6 5	6	0	0	61	54	61	54	0	0	67	60	67	60
凉	貝 都	府	2	0	5 3	2	5	3	0	0	33	2 29	33	2 29	0	0	11 36	30	11 38	32
大	阪	府	3	3	3 2	2	5	ა 5	0	0	52	52	52	52	3	3	54	54	57	57
兵	庫	県	0	0	4	4	4	4	1	0	28	18	29	18	1	0	32	22	33	22
奈	良	県	0	0	6	6	6	6	0	0	2	2	2	2	0	0	8	8	8	8
和	歌山	県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0
鳥	取	県	0	0	4	0	4	0	0	0	20	17	20	17	0	0	24	17	24	17
島	根	県	0	0	13	0	13	0	0	0	43	34	43	34	0	0	56	34	56	34
岡	山	県	0	0	3	3	3	3	0	0	22	17	22	17	0	0	25	20	25	20
広	島	県	0	0	5	2	5	2	0	0	48	37	48	37		0	53	39	53	39
山		県	1	1	4	4		5		0	40	40	40	40		1	44	44	45	45
徳	島	県	2	0	4	0	- 1	0	0	0	10	6	10	6	2	0		6	16	6
香愛	川 媛	県県	1	0	4	3		3	0	0	21	11	21 23	11 20	1	0		14 22	26 28	14
変高	坂 知	県	0 1	0	5	2 0	5	2 0	0	0	23	20	23 22	20 11	0	0		11	28 27	22
同福	岡	宗県	0	0	4 3	2	5 3	2	5	0	22 15	11 5	20	5	1 5	0		7	23	11 7
佐	賀	県	1	1	3	0	4	1	1	0	15	12	16	12	2	1		12	20	13
長	崎	県	1	0	5	0	6	0	0	0	41	16	41	16	1	0		16	47	16
熊	本	県	0	0	4	0	4	0	0	0	47	31	47	31	0	0		31	51	31
大	分	県	0	0	4	1	4	1	0	0	37	37	37	37	0	0		38	41	38
宮	崎	県	0	0	7	0	7	0	0	0	32	23	32	23	0	0		23	39	23
鹿	児 島	県	0	0	6	0	6	0	0	0	29	0	29	0	0	0	35	0	35	0
沖	縄	県	0	0	2	2	2	2	0	0	12	12	12	12	0	0		14	14	14
	小計		29	11	236	94	265	105	21		1,436	935		944	50	20		1,029	1,722	1,049
	建所設置す		138	36	305	85	443	121	5	1	279	117	284	118	143	37	584	202	727	239
\vdash	特別区計		107	0	92	29	92	29	0	0	25	1000	25	10	100	0		39	117	39
(注	合計	= . 1.	167	47	633	208 山を指・	800 ±	255	26	10	1,740	1,062	1,766	1,072	193	5/	2,373	1,2/0	2,566	1,327

⁽注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

⁽注)東京都は特別区を除く担当職員数

, in	健肝設直	. 113/			本	庁					出	先					合	計		
/D /			専任		兼任		合計	~ ,	専任		兼任		合計		専任	~ .	兼任		合計	
保留	建所設置で	市名		うち指導員		うち指導員		うち 指導 員		うち指導員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員
札 函	幌 館	市市	0	0	5 4	4	5 4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5 4	4	5 4	4
小	樽	市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
旭 青	川 森	市市	1 0	0 0	5 5	0 1	6 5	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	1 0	0	5 5	0 1	6 5	0 1
八盛	戸岡	과 과	0	0	0	0	0 8	0	3 0	1 0	1 0	1	4 0	2	3	1	1 8	1 0	4 8	2
仙	台	市	4	0	3	0	7	0	0	0	ō	0	0	0	4	0	3	0	7	0
秋 郡	田 山	市市	3 4	3 0	2	0	4 6	4 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 4	0	2	0	4 6	0
い宇	わ 都 宮	市市	1 0	0	6 6	0	7 6	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	1 0	0	6 6	0	7 6	0
前高	橋崎	市市	0 0	0 0	0 8	0 0	0 8	0	0 0	0 0	8 0	0	8 0	0	0 0	0	8 8	0	8 8	0
さ	いたま	市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5
川越	越 谷	과 과	0 2	0 0	4 1	0 0	4 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0 2	0 0	4 1	0 0	4 3	0
千船	葉 橋	市市	6 0	3 0	0 6	0 3	6 6	3 3	0	0	0 0	0	0	0	6 0	3 0	0 6	0	6 6	3
柏八	王 子	市市	0	0	9	6	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9	6	9	6
町	田	市	7	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	8	0
横 川	浜 崎	市市	0	0 0	7 4	4 3	7 4	4 3	0	0 0	0 9	0 7	0 9	0 7	0	0	7 13	4 10	7 13	4 10
相横	模 原 須 賀	市市	0 4	0	4	3	4	3	0	0	8	7	8	7 0	0	0	12 0	10 0	12 4	10 0
藤	沢	市	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0		0	0	0	3	3	3 3	3
茅新	ケー崎温	市市	0 0	0	8	0	3 8	0	0	0	54	0	54	0	0	0	62	0	62	0
富金	<u>山</u> 沢	市市	1	0 1	8	1 6	9	1 7	0	0	0	0	0	0	0 1	0 1	8	1 6	9	1 7
長岐	野 阜	市市	0 4	0 3	3 2	0 2	3 6	0 5	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0 4	0 3	3 2	0 2	3 6	0 5
静	岡	市	5	1	1	1	6	2	0	0	0 20	0	0 20	0	5	1	1	1	6	2
<u>浜</u> 名	<u>松</u> 古 屋	市市	0	0	4 5	0 5	8 5	5	0	0	74	74	74	74	0	0	24 79	79	28 79	79
豊岡	橋 崎	市市	0	0 0	4 5	0 0	5 5	0 0	0	0 0	0 0	0 0		0 0		0		0 0	5 5	0
豊四	田日市	市市	7 5	0 0	0 0	0 0	7 5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0		0 0		0	7 5	0
大	津	市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
京大堺	都 阪	市市	0	0 0	5 5	0 0	5 5	0 0	0 0	0 0	35 7	0 0	7	0 0	0	0 0	12	0 0	40 12	0 0
堺高	槻	市市	0 0	0 0	13 7	7 0	13 7	7 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0		0		7 0	13 7	7 0
枚東	方	市市	8	0	0 2	0	8 2	0	0	0	0 7	0	0	0	8	0	0	0	8 9	0
豊	中	市	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	8
神 姫	戸 路	市市		0 0	12 5	0 0	12 6	0		0 0	0 0	0 0	0	0	1	0	5	0 0	12 6	0
尼西	崎 宮	市市	0 0	0 0	7 0	7 0	7 0	7 0	0 2	0 0	0 2	0 0		0		0		7 0	7 4	7 0
西奈和	· 良 歌 山	市市	0	0 7	6 0	0 0	6 8	0 7	0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0 7	6 0	0	6 8	0 7
岡	_歌 山 山	市	5	4	0	0	5	4	0	0	0	0	_	0		4	0	0	5 5	4

)	1 - /				_					111	#						=1		
					本	丁					出	<u> </u>					合	計		
			専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
保保	建所設置す	市名		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員
倉	敷	규	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	8	0
広	島	市	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
呉		市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
褔	山	市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
下	関	市	2	0	3	0	5	0	0	0	14	0	14	0	2	0	17	0	19	0
高	松	市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
松	Щ	市	4	0	7	2	11	2	0	0	3	0	3	0	4	0	10	2	14	2
高	知	市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
北	九 州	市	2	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	6	0
福	岡	市	0	0	4	4	4	4	0	0	35	28	35	28	0	0	39	32	39	32
大	牟 田	市	4	3	1	1	5	4	0	0	0	0	0	0	4	3	1	1	5	4
久	留米	市	4	0	2	0	6	0	0	0	2	0	2	0	4	0	4	0	8	0
長	崎	市	2	2	2	1	4	3	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1	4	3
佐	世、保	市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊		市	7	7	3	1	10	8	0	0	0	0	0	0	7	7	3	1	10	8
大	分	市	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	0
宮	崎	市	3	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	6	0
鹿	児島	市	3	0	22	0	25	0	0	0	0	0	0	0	3	0	22	0	25	0
那	覇	市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
/ 2	小 計		138	36	305	85	443	121	5	1	279	117	284	118	143	37	584	202	727	239

⁽注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

(東京都特別区)

(末	. 尔 都 符 게 I	<u> </u>																		
					本	庁					出	先						計		
			専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
	特別区名			うち 指導 員		うち 指導 員		うち 指導 員												
千	代 田	区	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
中	央	区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港		区	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0
新	宿	区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文	京	区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台	東	区	0	0	5	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	5	3
墨	田	区	0	0	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	7	4
江	東	区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
品	Ш	区	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0
目	黒	区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大	田	区	0	0	4	0	4	0	0	0	6	0	6	0	0	0	10	0	10	0
世	田谷	区	0	0	6	5	6	5	0	0	10	9	10	9	0	0	16	14	16	14
渋	谷	区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
中	野	区	0	0	3	3	3	3	0	0	1	1	1	1	0	0	4	4	4	4
杉	並	区	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0
豊	島	区	0	0	5	0	5	0	_	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
北		区	0	0	11	4	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	11	4
荒	Ш	区	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1
板	橋	区	0	0	7	2	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	7	2
練	馬	区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
足	立	区	0	0	3	0	3	0	_	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
葛	飾	区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
江	<u> 戸 川</u>	区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
	小 計		0	0	92	29	92	29	0	0	25	10	25	10	0	0	117	39	117	39

⁽注)「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

	(17 1920年7月 下の日本 (17 10 日本 (27 12 12 12 12 12 12 12	EX C. O.L.		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				構造例示	州世							_	大臣認定型	, 定 理 *	
 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	都道府県名	分離接触(ばっ気	える ボン魚	脱窒ろ床 接触ばつ気	回転板 接触	接触が気	散 み 味	長時間 が気	標準 活性汚泥	接触の必必の過	凝金無無	・ ボッ 強 強 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	·公凝集性素	硝化液 循環	3次処 理脱窒 ・脱燐	스 타	うち窒素 又は 隣除去型 高度処理	うち窒素 及び 隣除去型 高度処理	うちBOD 除去型 高度処理
 第二十二十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	淮	o	157	o —	0 0	2 8	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	> 0	> 0	2 0	1,397	1,075	8 0	
田田	朱平	% C	11 s	0 0	0 0	0 0	0 0	o c	0 0	o c	0 0	0 0	0 0	<u>o c</u>	<u>o c</u>	1,6U3 1.914	1.024	0 0	
田田東	拔	369	69	0	ယ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,250	1,518	14	
 	! ##	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	669	0	
議議報 0 11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	宏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	832	399	0	
	 Į Jipo	0	. =	<u>, o</u>	0	<u>υ</u>	0	<u>, </u>	0	<u> </u>	0	0	<u>, o</u>	<u>, o</u>	<u>, o</u>	4,839	4,508	31	
無 無 無 無 無 無 無 無 無 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	城市	. c	o –) C	5 C	o c	5 C	5 C	<u> </u>	o c	<u> </u>) C) C	<u> </u>) C	4,545 ο προ	4,343 9 514	0 861	
田田	-	0 (<u> </u>	0 (0 (<u> </u>	0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (5,156	5,067	0 (
 機工規模 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ж	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,514	7,421	2	- 1
# 三 編 2 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	່無	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,852	6,721	16	
報 課 2 10 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <th< td=""><td>∲ 沪 Ē</td><td>0</td><td>) <u> </u></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td><u> </u></td><td>203</td><td>191</td><td>10</td><td></td></th<>	∲ 沪 Ē	0) <u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	203	191	10	
日日	宗 道	0 N	107	0 0	0 0	ຫ c	0 0	0 -	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	12 0	1,585	1.131	12	
二 無 6 53 0 0 1 0 0 0 440 480 4	E :	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	122	0	- 1
# 無 0	Ξ	6	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	490	460	0	
樂 編 3 58 1 0 0 0 1.85 1 1.85 1 0 0 0 0 0 0 0 0 1.864 1.86	#	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	414	388		
图	世光	သ င	58 O	- 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1,321	1,185 331	၀ ယ	
四	-tm 1	2	_ ;	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,694	1,664	12	
第	围	. 0) <u> </u>	0	0	о СП	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,609	1,813	0	
離 房	빠 걷	5 - -	о с	0 0	0 0	10	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 -	3,439	3,372	ယပ	
 数 府 () 39 () 39<	賞	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	128	0	
世界	響隔	. 0	39	00	00	00	00	00	00	00	00	00	<u> </u>	00	<u> </u>	382	137	1 0	
映 川 県 1 0 5 0 <td>事</td> <td>0 (</td> <td>13</td> <td>0 (</td> <td>0 0</td> <td>738</td> <td>567</td> <td><u> </u></td> <td></td>	事	0 (13	0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 (0 0	738	567	<u> </u>	
世 編 編 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	以三	» o	O 51	0 0	0 0	ω O	0 0	00	0 0	- 0	0 0	- 0	0	0 0	00	3 193	950 2540	1 0	
横 県 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	取	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	311	292	0	
田	量益	лО	» N	00	0 0	ა 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	00	0 0	00	1,074	325	161	
口標 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,834 馬馬県 0 <td< td=""><td>Fire F</td><td>0 0</td><td>77</td><td>0 (</td><td>0 (</td><td>0 0</td><td>0 (</td><td>0 0</td><td>0</td><td>0 0</td><td>0</td><td>0 (</td><td>0 0</td><td>0 (</td><td>0 (</td><td>2,877</td><td>2,134</td><td>_ 0</td><td></td></td<>	Fire F	0 0	77	0 (0 (0 0	0 (0 0	0	0 0	0	0 (0 0	0 (0 (2,877	2,134	_ 0	
田 編 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	₽□	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,876	1,834		
機果 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <td>三師</td> <td>00</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>0 -</td> <td>0 0</td> <td>0 4</td> <td>0 0</td> <td>3,212</td> <td>2, /23 3, 105</td> <td><u> </u></td> <td></td>	三師	00	0 0	0 0	0 0	0 -	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 4	0 0	3,212	2, /23 3, 105	<u> </u>	
知课 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	媛	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,444	2,398	0	
質 県 0 67 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	图冶	00	0 0	00	00	- 0	00	00	00	o -	00	0 0	0 0	0 0	00	1,833 3 971	1,759 3 293	0 0	
点 原 県 0 5 0 <td></td> <td>0</td> <td>67</td> <td>0</td> <td>1,399</td> <td>1,322</td> <td>8</td> <td></td>		0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,399	1,322	8	
分果 2 5 0	≅₩	0) 5	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,091	2,025	7	
縣 県 6 6 0 0 2 0 0 0 2 0 0 0 0 0 2.430 247 馬 県 0 11 0 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 5.770 5.665 鸙 県 0 55 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,450 1,360	⊅≯	» c	5 0	0 0	0 0		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 196	2,590 3 101	0 0	
島県 0 11 0 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 5.770 5.665 總 県 0 55 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1,450 1,360		6	6	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2,430	247	0	
		0	; =	0	0	4 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	5,770	5,665	0	
>		U	55	U	Û	60	0	3 0	0	4	0	0 0	0	ه ا د	1 0	117 153	1,360	615	

아 計	鹿児 縄	쿈			在最近		· · · · · · · · · · · ·	, .	西三	y				事 派 安 益	學	团		•					文權 中国		神 医		三 三		,	米油		福出	部門		值技 配卖	日本		回 英		4 春		都道府県名	(2)平成28:	3. 浄化槽新設基数
+	神湯		海	洄 決	- 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	神	油	洄	洄	i 海	海	洄 決	洄 氵	高 河	三記		油	牵	李	洄	洄	洏:	洄 爿	□ ;	11年	- 海	i海	ኈ	· 海	= 	张世	一	海	K 🕋	宗 画	言海	海	海	洏 :	海运		票名	年度に	新設基
108,593	5,425 1,164	2,294	2,950	2,516	1,351 1,877	3,573	1,688	2,263	2,902	2,513	1,720	2.777	2.754	890 269	2,907	870	678	919	385	265	3,120	7,461	7.069	1 582	1 191	359	487	222	1,549	1 102	0,287	7,052	4,732	24,109	4,368 4 189	770	1,024	2,475	1.867	1.475	1 202	5~10	設された	数
2,941	104 97	50	65	52	8 30 8 0	115	55	54	71	65	50	54	84	97 97	/4	22	21	35	11	11	101	240	160	40	د 43	2 13	22	12	47	44	10	127	108	46	22.0	20	28	68	52	30 30	03	11~20	浄化槽基数(ノ	
5,430	197 150	72	143	243	99	202	73	99	187	183	82	99	94	67	164	48	39	70	18	21	163	347	305	2 2	45 45	3 3	32	12	90 90	42	ر 16	254	250	84	203	27	35	109	81	75	л	21~50	(人槽区分別)	
964	54 54	17	30	29	15 10	43	10	16	35	23	16	1 <u>2</u>	∞ (4 a	3	0.0	6	10	5 1	4	44	53	46	٥	טוע	0 7	6	2	17	100	00	39	43	20	24. 20.	3 10	=======================================	16	21	16	10	51~100		
474	18 22	9	13	10	1 4	26	သ	10	<u></u>	· &	6	ω ·	7	n –	- 8	. 7	ω	7	2	0	18	26	18	7	A C	пω		_	ယျ	ω -	30	8 &	16	1 1	14	4 0	2	18	ယ	7 0	л	101~200	-	
136	വ വ	2	_	14	» N	7	51	_	4	4	_	ယ ၊	2 (o c	ο α	o 80	2	0	0	0	4	10	10	s c	<u>۔</u> د		0	0	2 -	2 4	o =	. 2	5 1 -	<u> </u>	1	÷ 0	_		2	> -	1	201~300		
94	2 9	0	2	4	చ ⊸	4	0	2	2	4	_	<u>.</u>	<u> </u>	- ~	o (c.	0	_	_	0	0	7	2	4	0 -		o —	_	0	<u></u> .		5 0	າ ໑	ω -	<u> </u>	٠ د	0	_	2	0	<u> </u>	ı.	301∼500	-	
28	1 2	2	0	<u> </u>	00	2	0	0	0	0	0	0 (0 -	<u> </u>		0	0	0	0	0	0	ယ	<u> </u>	<u> </u>		0	0	0	0 -) N	» N	<u> </u>	o -	- ~	o —	0	2	_	0 0	D	501~1,000	-	
15	0 0	0	0	0 .	- 0	0	0	0	0	2	_	0	0 (o c	0	0	0	0	0	0	2	2	~ •	0 0	-	0	0	0	0	-	o c	0	0	O N	ے د	ه د	0	0	0	0 0		1,001~		
2	0 0	0	0	0 (00	0	0	0	0	0	0	0	0 0	o c		0	0	0	0	0	0	_	0 -	<u> </u>	> C	0	0	0	0	> C	o c	0	0	0 0	o c	0	0	0	0	0 0		2,001~		
5	0 2	0	0	0 (00	0	0	0	0	_	0	0	0 (o c		0	_	0	0	0	0	_	0 0	0	-	0	0	0	0	-	o c	0	0	.	o c	0	0	0	0	0 0		3,001~		
0	0 0	0	0	o e	00	0	0	0	0	0	0	0	0 0	o c	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	> C	0	0	0	0	-	o c	0	0	-	o c	0	0	0	0	0 0		4,001~		
1	0	0	0	0	00	0	0	0	0	0	0	0	0 0	<u> </u>		0	0	0	0	0	0	_	0 0		-	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0		5,001~		
0	0 0																																									10,001~		
118,683	5,785 1,505	2,446	3,204	2,859	1,466 2,096	3,972	1,834	2,445	3,212	2,803	1,877	2,954	2.950	1 076	3,205	955	751	1,042	421	301	3,459	8,147	7.615	1 707	1 293	415	549	249	1,709	1 207	0,833 305	7,515	5,158	2,582	4,854	832	1,102	2,691	2.027	1,505	_	마 "		

4. 浄化槽設置基数 (1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) (平成29年3月末現在)

ᅇ	鹿 児 ! 沖 縄	쿈	大分	点本	i 献 〈	佐賀	福田	高 知	愛媛	福山	飯H 配	ÈE		垣 日 日	思想	電子	和 歌 1	奈县	浜庫	大照	小	滋賀	III 重	愛知	静岡	型	長 野	三	描: 井:	Ξ E		計 引 。 記	果油	十 th	高工	群馬	栃木	挨娸	福島	一家	, -	叫 i	#H } ∏E ⊒	化 青海 珠	f	
計	馬県		洏	洞	洄 ?	ኈ	洏	洄	洄	洞	正言	示	正言	市	市	這海	三	海	ኈ	牵	· 革	洄	洏	洏	洏	乖	詗	洞	洄 :	洞洲	<u>-</u>	= 张 课	= 画		這汇	ኈ	乖	洏	洏	洏	洄 :	<u> </u>	<u> </u>	画面	Ŕ	
225,868	2,941 1,448	2,817	7,084	5,911	1,248	1,613	4,345	1,745	3,735	4,453	17,169	9,566	3,798	2,631	596	546	6,019	5,685	2,355	5,336	312	723	345	47,775	3,014	8,700	3,113	7,065	2,018	683	2007	20,000 4.183	1,435	2,459	11,382	5,807	188	571	8,943	862	708	758	543	505	蘇 天生	
647,025	13,170 7,828	7,160	16,383	8,293	3,248	2,572	11,809	5,600	14,386	12,714	19,974	1,919	14,384	15,531	1,872	2,167	18,394	18,224	11,363	37,578	3,583	3,952	18,400	61,008	15,153	18,347	1,271	10,304	9,053	5.248	7 167	20.965	4,334	62,194	44,824	26,738	2,481	3,070	28,109	8,668	5,272	4.095	7,227 970	3,230 4 224	対し対性	
95,236	12 2,656	5,438	237	492	81	321	1,070	2,217	71	243	802	165	4,494	751	9	18	11,651	467	1,190	1,628	310	517	7,679	1,940	310	251	481	62	3,147	2.863	1,000	2.399	1 166	26,386	12	1,107	143	172	2,456	370	133	312	49	138 8 476	かの街	
968,129	16,123 11,932	15,415	23,704	14,696	4,577	4,506	17,224	9,562	18,192	17,410	37,945	17,650	22,676	18,913	2,477	2,731	36,064	24,376	14,908	44,542	4,205	5,192	26,424	110,723	18,477	27,298	4,865	17,431	14,218	9,20 1 8,794	9 264	27.547	0,313	91,039	56,218	33,652	2,812	3,813	39,508	9,900	6,113	5.165	1.562	3,940 13 205	宁	
374	0	0		6	0	0	7	&	_	0	· —	. 0	13	7	10	0	5	13	26	23	77	10	34	30	0	_	17	0	0	_ 0	0	2 -	iα	» —	21	0	0	4	0	0	0	0	4 .	42 1	殻ぶる床	#
5,862	111 4	2	171	66	84	14	87	68	172	97	69	203	329	174	. 0	9	78	78	171	168	42	366	9	149	59	241	53	84	35	7	30	96	175	867	420	126	144	51	190	26	7 0	62	40	34	活性污泥	í
10,938	5 625	616	13	4	18	2	188	139	4	7	ı o	36	1,076	17	i o	103	153	21	850	47	118	626	452	653	13	0	362	24	2,481	101	1	128	200	19	12	9	0	0	42	22	320	365	389	3/5 226	かの街	1
17,174	116 629	618	185	76	102	16	282	215	177	104	76	239	1,418	198	0	112	236	112	1,047	238	237	1,002	495	832	72	242	432	108	2,516	109	31	433 226	40	88/	453	135	144	55	232	48	390	427	433	/16 261	<i>></i> 파	
985,303	16,239 12,561	16,033	23,889	14,772	4,679	4,522	17,506	9,777	18,369	17,514	38,021	17,889	24,094	19,111	2,477	2,843	36,300	24,488	15,955	44,780	4,442	6,194	26,919	111,555	18,549	27,540	5,297	17,539	16,734	8.903	0 205	45,265 27,773	0,333	91,926	56,671	33,787	2,956	3,868	39,740	9,948	6,503	5.592	1.995	4,656 13,466		

	¥	禹	메	К	氚	 	在	論	勯	煳	崔	龥	E	FG	耳	刪	詗	呇	偨	冲	Ж.	小	滋		計量	袁	, Jin	E	ah i	日日	마 ở	车准	田	十.	. 益	か辞	尖市	益	iΕ	类	剛	ÌΕ:	바는		
> =	縄	児島	쿈	3	₩	쿈·		誀	冶	媛	iΞ	#		硘	E	益	型	學 三	洒	庫	河	绺	二二	₩≥	巨组	雪卡	理	壯	# 3	≡Ε	_ 1	宗 宣		撫	 ;	洲)	政士	; Jim	宏	⊞	娸	₩:	無森	都道府県名	1 1 2
	_	海	洄	i海	ኈ	i 海	i 海	詗	i 海	洄	ኈ	這海	詗	洄	洄	洄	洄		洏	洏	李	牵	洄 :	洞	- 派	一	洄	汇.	洄 決	洞洲	正河	一	部間	海:	洄 :	派	非	這汇	乖	洄	洄	汇:	汇 运		77177
220 007	11,033	13,181	14,829	19,231	13,185	3,157	3,180	11,906	7,707	16,239	16,002	33,218	14,168	20,616	15,554	1,153	2,243	29,863	20,651	11,932	38,894	3,573	4,780	22,328	05,988	24,518	3,890	15,423	14,178	7.862	24,070	39,397	5,348	75,603	48.232	31.327	2,918	36,007	8,601	4,706	4,426	1,193	2,900 9.728	5~20	
130 135	1.364	2,640	1,065	4,221	1,411	1,190	1,169	4,587	1,655	1,765	1,385	4,049	3,325	2,919	3,088	1,211	534	5,437	3,402	3,202	5,292	728	1,180	3,899	14,040	2,590	1,167	1,783	2,173	911	2,009	4,858 3,550	923	13,338	7.210	1,123 2.151	1 132	3,252	1,186	1,428	948	568	2.971	21~100	2//19月2月1日日民间积累/日本道第十分0%/
13 603	73	243	87	301	112	195	124	639	245	239	62	571	273	330	260	74	27	596	272	501	297	90	121	350	1 4 9 9	214	143	189	193	76	50-T	164	57	1,720	742	143	/9 71	297 = 2	104	247	123	129	2/4 451	101~200	
000	40	75	21	63	32	71	32	194	97	65	28	93	58	106	81	27	15	166	90	192	120	19	52	124	30 30	90	35	76	7 0	34 34	200	88 622	214	554	191	70	29	80	36	58	35	43	148	201~300	(18CO+O
၁ ၁೧၀	27	69	18	44	22	43	10	158	63	31	24	52	47	88	94	12	14	130	58	106	121	22	31	94	369 29	100	25	48	49	= = =	17	154	4 F 4	516	150	64	10 E3	67	15	49	42	41	109	_	1 / Y & F /
202	13	22	6	18	5	18	2	16	7	16	7	17	8	17	22	0	5	66	10	12	29	5	14	72	70 70	21	14	18	30	∞ 4	77	3 ~	င်္	125	82	34 19	3	15	. 4	9	8	14	30	501~1,000	
785	7	4	6	7	4	4	. ω	4	_	6	6	15	7	7	7	0	2	31	သ	5	18	2	13 !	29	30 10	4 0	9	2	22 22	0 +	7	ာ	, <u> </u>	47	53	∞ ч	o C	17	i <u> </u>	သ	9	4	16 16	1,001~ 2,000	
150	1	ω	_		0	_		1	2	4	0	2	1	51	0	0	1	6	0	4	51	2	0	10	o 6	ာ ယ	9	0	ᅼ,	0 0	0 5	π ω	0	12	11	ωĸ	» C	, ω	0	ω	0	_	တပ	2,001~ 3,000	
56	1		0	2	0	0		0	0	_	0	ယ	2	2	2	0	2	1	2		2	1	<u> </u>	∞ ~	7 O	0	သ	0	ယ	0 0	0 10	ی د	0	သ	0	2 0	o C	0	0	0	0	0	ω c	3,001~ 4,000)
10	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	<u>_</u>	0	0	0	3	0	0	0	0	0_0	0 0	o –	. 0	_	0	<u> </u>	<u> </u>		<u>. </u>	. 0	0	0	0 0	0 0	2	. <u> </u>	0	0	2	<u> </u>	4,001~ 5,000	
35	1	_	0		_	0	0	1	0	2	0	_	0	_	2	0	0	_	0	0	2	0	2 1	>	л C	0	1	0	ယ	0 0			0	6	0	0 0	- -	0	0	0	_	0	0 0	5,001~ 10,000	
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	0	0	0	0	0	0	ယ -	٠. ٥	. 0	0	0	_ (0 0		o c	0	2	0	0 0) C	. 0	. 0	0	0	0	<u> </u>	10,001~	
202 303	12,561	16,239	16,033	23,889	14,772	4,679	4,522	17,506	9,777	18,369	17,514	38,021	17,889	24,094	19,111	2,477	2,843	36,300	24,488	15,955	44,780	4,442	6,194	26,919	111 555	27,540	5,297	17,539	16,734	8,903	0 205	45,283 27 773	6,353	91,926	56.671	2,930 33.787	3,868	39,740	9,948	6,503	5,592	1,995	4,000 13,466	合 計	

. 浄化槽設置基数

(注)構造例示型の種類未把握の浄化槽を小計に含んでいるため、一部の都道府県で構造例示型と大臣認定型の合計と小計値が一致しない。)処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの) (平成29年3月末現在) 都道府県名 分離接触 ばつ気 64,137 177,583 164,751 62,361 7,189 7,929 39,882 23,372 39,021 38,271 172,378 8,005 62,660 105,548 106,907 86,793 35,071 131,652 61,370 59,150 54,903 27,439 24,579 12,156 9,045 37,196 39,141 36,481 21,945 19,007 14,677 45,524 5,387 179,347 9,061 22,268 42,681 48,425 31,867 13,175 48,752 3,085 15,899 22,748 29,275 11,490 88,386 64,365 8,132 1,051 分離により気 28,466 2,260 25,251 13,261 5,387 12,030 18,357 666 3,091 5,399 8,206 8,608 2,362 3,101 4,029 7,874 5,065 1,620 2,947 1,987 6,292 382 1,960 894 2,826 単独処理浄化槽 30,093 451 散ろ水床 76 41 91 91 49 4の街 38,522 36 16,959 8,563 8,975 493 3,965 1,368 3,018 734 1,084 556 12 2,660 1,519 2,531 177 301 278 75,677 313,021 238,130 79,544 8,743 239,394 10,304 121,616 92,180 47,591 216,682 52,375 26,919 46,998 65,766 10,793 22,934 45,787 55,183 150,223 18,542 23,966 32,520 슬 14,033 10,214 43,229 50,156 46,794 87,590 58,107 24,307 22,199 70,575 71,275 33,341 29,951 10,476 18,832 78,598 15,525 55,322 3,474 分離接触 ばつ気 4,215 1,273 3,735 4,944 939 943 1,636 3,295 2,337 2,263 6,631 4,690 443 720 682 232 1,281 1,308 1,039 817 1,327 184 1,448 166 475 嫌気ろ床 接触ばっ気 11,297 14,727 27,471 9,082 12,835 2,896 10,846 18,435 28,201 20,052 20,052 19,410 56,158 4,021 12,687 18,295 21,156 20,449 52,792 11,334 39,189 28,958 21,888 18,559 24,828 38,731 28,642 9,892 97,665 81,810 2,852 10,680 30,010 45,724 30,334 24,385 20,284 6,547 17,774 10,717 11,861 10,186 9,400 3,926 7,028 2,313 脱炭炭の銀色の観点 回転板 接触 強強の近り 7,152 5,135 280 8,552 4,805 548 1,271 1,399 432 2,611 1,607 1,207 1,805 601 307 1,611 ,210 1,843 数ろ水床 販料開戻しばつ気 構造例示型 48 94 136 92 62 62 33 204 116 138 標活汚準性泥 接接にある。 合併処理浄化槽 海 金 葉 編 接触 ばつ気 活性炭 ·活性炭 硝化液 循環 3次処 理脱窒 ・脱媒 148,857 82,635 7,037 53,710 131,420 23,076 36,037 50,053 53,098 49,817 64,491 59,347 42,446 10,886 31,353 116,905 149,727 5,748 28,774 54,823 32,847 69,825 13,391 20,186 68,395 7,766 66,791 96,845 81,924 59,910 49,622 25,234 10,185 12,062 32,254 29,920 98,450 31,838 30,910 34,316 25,325 20,254 8,392 うち窒素 うち窒素 又は 及び 燐除去型 燐除去型 高度処理 高度処理 23,506 27,240 27,383 16,905 17,170 41,253 44,211 15,455 24,643 12,887 20,057 15,702 11,582 23,417 15,826 55,172 29,400 1,044 72,296 4,923 14,658 10,268 7,438 13,484 2,910 8,026 4,317 8,993 7,077 2,658 2,728 4,572 4,574 12,647 大臣認定型 120 2,274 81 うちBOD 除去型 高度処理 134 134 36 258 258 68 45 262 121 228,523 241,862 9,391 41,228 44,660 69,349 76,225 169,065 201,679 38,441 106,367 92,187 66,180 23,760 48,624 44,289 31,377 94,753 117,495 150,503 101,028 125,429 36,292 57,188 80,769 76,449 70,963 65,228 80,122 78,311 56,369 129,580 49,563 39,893 51,340 49,201 39,122 32,360 슬 16,304 15,426 237,920 242,683 148,619 275,652 445.205 481,256 19,656 104,666 37,625 44.218 34.258 102,76 78,039 151,902 482,086 439,809 197,039 27,221 34,238 100,999 71,208 71,208 71,208 100,999 71,208 100,999 71,208 100,999 71,208 100,999 71,208 270,897 68,495 □⊳ 152,818 150,697 149,586 89,710 159,531 50,325 67,402 123,998 126,605 117,757 95,215 54,814 67,743 63,088 64,880 뿌

	¥	禹	메	Ж	流	畑	袙	益	勯	煳	卡	龥	E	ন	毭	珊	詗	挡	採	冲	Ж	沪	滋	11	煳	幸	禄	畑	E	1 値	Η	Boi) i	# :	米油	H +	荷	雜	疮	挨	益	E	类	剛	ÌΕ	甽	共	-Au	(4),
⋄	緇	三	쿈	分	₩	쿈	置	毭	绐	媛	≡	III	□	珊	E	益	墁	ෞ	屈	刪	圀	都	擅	 	绐	瓱	₩	랟	矬	# 3	= 1	E	验	∜l K	非化	‡ H	訓	₩	娸	刪	宏	⊞	浜	#	森	単	都道府県名	/
I.		島県	洄	洏	洄	洄	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洄	洏	洏	上洞	洏	洄	季	疳	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洏	汇	汇 沪	汇 :		三 厄 碧	正 世	這遍	海	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洏	洏	道	票	分别净·
507 550 0	58.832	255,782	112,230	114,689	116,122	60,097	44,879	142,938	81,452	139,557	141,357	140,192	99,748	137,200	142,719	55,113	19,715	147,702	70,666	64,359	90,984	31,447	24,136	178,585	398,717	443,047	140,291	71,745	93,113	30,561	39.506	34 004	153,698	110,099	444,424	411,244	257,614	139,258	226,495	221,172	60,372	56,773	62,431	48,873	86,902	58,727	5~20	(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)
211	7.208	10,723	3,703	8,655	5,600	4,840	3,733	10,560	6,095	7,429	7,274	9,257	4,895	7,351	7,380	4,378	1,475	8,247	5,325	4,538	7,459	1,741	2,067	12,966	29,095	28,398	8,478	3,522	6,599	2,614	2.914	2.455	8,428	7,076	28,643	25,147	14,282	6,325	11,558	12,476	3,337	4,278	3,781	3,812	5,752	3,956	21∼50	新構造基準のも
10000	1.209	2,057	800	1,694	1,031	1,047	677	2,816	1,039	1,139	935	1,565	778	1,265	828	732	344	2,723	1,016	848	1,314	466	373	2,504	5,856	5,570	1,315	1,204	1,624	435	715	480	994	1 325	3,8/8	5,702	1,861	1,454	1,927	1,807	594	852	717	872	1,294	898	51~100	
::	602	1,203	492	863	653	790	477	1,682	603	877	609	1,092	476	764	666	531	152	957	709	658	767	258	308	1,558	3,459	2,544	931	604	729	288	452	279	681	684	2,170	2,334	922	844	1,373	1,190	247	561	409	616	701	707	101~200	(平成29年3月末現在)
	222	546	218	328	241	276	238	713	229	282	244	340	200	292	207	234	76	434	311	258	195	106	110	533	1,140	1,216	306	345	373	138	234	134	325	323	960	388	385	285	541	526	118	217	144	245	234	262	201~300	
	194	349	171	221	197	192	161	469	152	164	159	237	172	252	190	166	74	243	242	265	186	117	145	391	823	746	283	262	231	112	187	104	255	200	/2/	233	300	236	428	372	89	185	126	186	170	277	301∼500	
1	118	130	90	79	81	85	79	197	79	65	68	73	73	115	83	118	67	112	62	160	47	67	112	243	396	312	158	162	61	66	141	89	127	62	20/	75	134	82	146	204	66	125	69	101	74	152	501~1,000	
	67	85	40	57	44	47	48	105	45	49	34	46	72	87	54	73	42	56	28	79	31	23	60	130	207	165	90	123	23	29	51	65	108	35 0	14/	41	98	88	148	121	47	67	37	77	51	59	1,001~2,000	
	18	15	8	12	20	21	22	33	8	16	9	9	12	27	14	23	10	27	8	33	6	6	8	64	71	47	36	59	₅ ا	12	7	8	ن د د	1 3 3	52	20	40	28	48	34	6	22	20	16	21	28	2,001~3,000	
0000	==	4	ω	4	7	ω	6	9	2	ω	2	6	5	51	6	6	2	5	_	7	6	2	0	20	14	22	7	7	ω	2 .	4 (5 1	uω	» -	1/	12	6	10	8	9	2	4	4	8	10	14	3,001~4,000	
	ω	သ	0	_	0	2	ယ	4	2	ហ	ယ	0	ဒ	8	သ	_	သ	8	_	2	2	2	_	15	==	7	4	ယ	51	<u>~</u> (ယ ၊	2	ი.	<u> </u>	13	. 2	6	0	បា	5	_	ယ	ယ	5	ယ	3	4,001~5,000	
100	=======================================	0	2	_	2	_	2	4	4	0	2		5	သ	4	0	သ	သ	5		_	1		20	18	=======================================	2	သ	_	0 .	4	0	7	ν ν	, I	່	4	9	6	ω		_	2	<u>3</u>	သ	4	5,001~10,000	
2	0	0	0	_	0	_	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	0	2	_	0		0	0	10	2	_	_	0	0	0	0 •	0	<u> </u>	<u> </u>	ა	· -	0	0	0	_	0	0	0	0	0	1	10,001~	
0 000 0	68,495	270,897	117,757	126,605	123,998	67,402	50,325	159,531	89,710	149,586	150,697	152,818	106,439	147,370	152,154	61,375	21,963	160,519	78,375	71,208	100,999	34,236	27,321	197,039	439,809	482,086	151,902	78,039	102,767	34,258	44.218	37.625	164,666	119,826	481,256	445,205	275,652	148,619	242,683	237,920	64,880	63,088	67,743	54,814	95,215	65,088	마	

4. 浄化槽設置基数

岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山 (5)処理方式別浄化槽全設置基数 (平成29年3月末現在 都道府県名 端数処理の関係上、 島川媛知岡賀崎本分崎 取根山島口 4,865 27,298 118,477 1110,723 26,424 5,192 4,205 44,542 114,908 24,376 36,064 2,731 2,477 33,652 56,218 91,039 6,313 44,828 27,547 4,506 4,577 14,696 23,704 15,415 18,913 22,676 17,650 37,945 17,410 18,192 9,562 17,224 9,264 8,794 14,218 17,431 3,940 13,205 1,562 5,165 6,113 9,900 39,508 3,813 2,812 合計が合わない場合がある。 旧構造基準 5.6%
12.2%
2.7%
7.0%
8.8%
13.2%
113.2%
114.2%
1.5%
1.9%
110.9%
110.9%
115.9%
115.9% 8.2% 6.3% 10.6% 15.8% 11.5% 5.6% 24,307 22,199 18,832 58,107 8,690 75,677 313,021 238,130 79,544 8,743 10,476 52,376 52,919 46,998 65,766 10,793 22,934 15,525 55,322 3,474 18,542 23,966 32,520 121,16 92,180 47,591 150,223 216,682 239,394 110,304 78,598 単独処理浄化槽 45,787 55,183 40,259 87,590 新構造基準 51.8%
41.8%
41.8%
42.2%
42.2%
62.5%
62.5%
62.5%
43.2%
33.5%
35.9%
35.9%
35.9%
35.9%
45.7%
32.4%
45.9%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
42.0%
43.3%
33.3%
33.3%
33.3%
33.3%
33.3%
33.3%
33.3% 43.5% 43.8% 37.4% 31.4% 48.5% 43.2% 41.8% 47.6% 57.8% 22.3% 50.9% 6.1% 25.3% 34.4% 102,975 331,498 331,498 105,958 114,681 96,917 41,827 71,374 101,830 13,524 25,411 64,700 77,859 57,909 125,535 89,467 42,903 47,175 18,539 11,791 18,539 11,791 53,925 73,860 62,209 101,127 19,465 68,527 5,036 23,707 30,079 42,420 161,124 95,93 50,403 183,875 272,900 330,433 16,617 123,426 33,571 30,993 33,050 75,538 13,555 · % 27.9%
6.3.9%
6.3.9%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3.8%
6.3 旧構造基準 % 76,225 169,065 201,679 117,495 49,563 39,893 51,340 49,201 39,122 32,360 116,0503 101,028 125,429 228,523 241,862 9,391 41,228 36,292 57,188 80,769 76,449 70,963 185,893 26,605 11,170 38,441 106,367 92,187 66,180 65,228 80,122 78,311 56,369 18,578 23,760 48,624 44,289 31,377 94,753 13,318 22,019 15,426 44,660 69,349 合併処理浄化槽 新構造基準 4 42.5%
3 3.8%
5 5 2.5%
5 5 2.5%
5 6 6 1.4%
3 3 3.4%
4 5 0.5%
5 6 6 2.1%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 3 2.2%
5 7 28.4% 41.5% 30.3% 37.1% 83.2% 43.2% 41.9% 61.0% 66.7% 40.5% 45.5% 42.2% 36.1% 25.0% 13,349 22,128 17,942 44,768 69,781 76,467 169,137 202,511 117,990 19,580 23,997 48,862 45,336 31,489 94,989 11,282 11,282 38,441 1106,565 66,419 65,304 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 78,488 80,226 80,26 8 50,279
40,154
40,154
49,628
39,512
32,408
31,538
116,538
116,538
116,558
125,564
125,564
222,976
242,749
9,431
41,683 <u> </u> % 43.3% 42.0% 61.1% 66.7% 40.6% 45.6% 42.4% 36.2% 25.2% 27.9% 9,295
8,903
16,734
17,539
5,297
27,540
111,555
26,919
4,742
44,780
15,955
24,488
36,300
2,847
19,111
24,094
17,889
38,021
17,514
18,369
9,777
17,506
4,522
4,679
9,777
17,506
4,522
4,679
9,777
17,506
4,522
4,679
9,777
17,506 4,656 13,466 1,995 5,592 6,503 9,948 39,740 3,868 2,956 33,787 56,671 91,926 6,353 45,283 旧構造基準 % 16.0% 24.4% 27.4% 14.4% 151,902
482,086
482,086
197,321
34,236
100,999
71,208
78,375
160,513
61,375
152,154
147,370
106,439
152,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818
155,818 64,880 237,920 242,683 148,619 275,652 445,205 481,256 119,695 119,826 37,625 44,218 34,258 102,767 78,039 新構造基準 哈막 80.2% 87.2% 87.2% 87.2% 88.5.4% 99.6% 88.5% 93.3% 87.6% 96.5% 90.7% 90.7% 86.7% 85.7% 98.0% 98.0% 98.0% 98.0% 98.0% 98.0% 98.0% 179,442 500,635 551,364 223,968 33,515 38,678 145,779 87,163 102,863 102,863 106,819 24,806 63,852 171,265 171,265 171,265 171,464 124,328 190,839 168,211 167,955 99,487 177,037 246,551 151,575 309,439 501,876 573,182 26,048 165,109 192,439 74,828 277,660 54,847 72,081 138,770 150,494 133,790 287,136 81,056 46,920 53,121 50,992 120,306 83,336 69,744 108,681 56,809 73,335 69,591 - 100.000 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% % 100.09 100.09 100.09 100.09 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%

	鹿沖	ln)	⊁	流	有最	i i	市回	ト州	声	龥	E	Ħ.	邸 E	伸 訓	正之	胀性	北	Κı	上泊	滋	£ I	煳	静	泵	沖 〔	E	计值	H F	學	4	展	十.	. 福	計	次市	16年	iΕ	类	메	JIE :	⊪ ;	#	Ī	本
	児島児	福			具極		国出				」				Е	_														Ξ	小	無		二 二 二				田					5.但为 米山	机溢应固々
	泗 泗	神	7100	ᄱ	海 派		= ==	1 10	700	700	ᆌ	<u>лш</u> :	7141 7	<u>ш</u> ;	M 7 (二 二	ш Л П	□ 4	7 य	1 7 1	==	7100	ᆒ	ᆒ	7Ш :	<u>лш 7</u>	<u>нш</u> ;	M 40	ᆁ	100	尝	ЯШ :	/Ш	<u>нш</u> 7	m 70	1 7C	1710	詗	ᄱ	ᄱ	71의 (严		
101 000 3	268,963 69,865	127,059	133,920	129,307	63,254	104,844	89,159	155,796	157,359	173,410	113,916	157,816	158.273	56 266	21 050	177 565	76,291	129,878	35,020	28,916	200,913	494,124	460,035	164,809	75,635	108.536	44 739	42,481	1/8,5/6	149,496	22,978	520,027	459.476	288.941	229,413	257,179	68,973	61,479	66,857	50,066	96,630	61.627	9	⁷ ≥ 30
E70 201	15,420 9.781	5,568	14,570	8,042	7,077	17,963	8,789	10,333	9,594	14,871	8,998	11,535	11.296	6.321	10,407	9,743	0,588	14,065	2,935	3,620	19,369	48,991	35,359	12,383	5,893	10,006	5,222	3,650 4,540	11,981	13,259	2,710	45,859	38.059	18.294	14,31/	17,535	5,117	6,558	5,446	5,252	10,017	6.154	2	21 2100
E / 001	1,446 675	579	1,164	765	985	2,321	3 848	1,116	671	1,663	749	1.094	926	605	1,003	1 98 -	1,159	1,064	348	429	1,908	4,882	2,643	1,145	747	918	481	532 532	845	1,304	213	3,890	3.076	1.065	1,452	1,487	351	808	532	745	1,152	981		101~300
10 000	621 262	239	391	273	347	270	326	347	272	433	258	398	288	961 261	000	600	450	315	125	162	657	1,426	1,246	396	380	449	208	262	391	548	61	1,514	579	455	5/0	606	154	275	179	288	382	349	2000	201 ~ 300
1/ 002	418 221	189	265	219	235	171	215	195	183	289	219	340	284	178	3/3	272	3/1	307	139	176	485	1,091	775	383	287	279	161	108	298	356	48	1,243	383	364	300	439	104	234	168	227	279	340	000	301∼500
6 / 27	152 131	96	97	86	103	213	343	81	75	90	81	132	105	118	70	170	1/2	97	72	126	315	475	318	179	176	79	96 6±1	140	149	. 80	23	332	157	153	146	219	70	134	77	115	104	177		501 ~ 1 000
2 752	89 74				51 2		100	55	40	61	79	94	61	73	44	07	- α 4 •	49	25	73	159	237	167	94	132	25	<u> </u>	л 9	131	41	9	194	94	106	148	138	48	70	46	81	67	63	1,000	1 001~3 000
1	18 19		13	20	22	22	310	20	9	11	13	32	14	23 -	11	ວິດ	3/	3 =	. 00											16	3	64	31	43	20 48	37	6	25	20	17	29	31	2,001	1 001~2 000 2 001~3 000
35	5 12				ω ~		2 2												· ω			21						Δ Ο						ω 5						8		14		
186	4 3		_	0	20		× N				သ								> N		15	_	8					<u> </u>		1 2		13		o c			2			7		သ	1,00	4 001 ∼5 000
220	1 . 12				<u> </u>												n —				2							<u> </u>		4.1		2		4 9						3			0,000	3 001 ~4 000 4 001 ~5 000 5 001 ~ 10 000
42	0	0	1	0	_ c		- 0	0	_	0	0	ယ	_ (-	0 1	. –	٠ -) <u> </u>	. 0	0	13	ω	1	1	0	0 -	_ (.	5 –	_	0	51	1	0 0	o C) -	0	0	0	0	_	_		10 001 ≥
7 5	287,136 81,056		150,494	_	72,081		_	_				_	_,	63.852							N			_		_		46,920 53 121		165,109				309,439							108,681	69.744		
30	101,127 53.822				14,791				87,985					25 411		_					_							30,993		123,426				183.875					N 3				うち単独 処理浄化槽	마 막
3 595 028	186,009 27,234	71,581	76,634	80,845	57,290	26,202	56,584	78,488	80,226	65,304	66,419	93,605	106.565	38 441	94,989	31,489	45,336	48,862	23,997	19,580	117,990	202,511	169,137	76,467	69,781	44.768	17 942	13,349 99 198	53,602	41,683	9,431	242,749	228.976	125.564	150,558	116,536	32,408	39,512	49,628	51,773	40,154	50.279	うち合併 処理浄化槽	

4. 浄化槽設置基数 (7)建築用途別浄化槽設置基数(201人槽以上) (平成29年3月末現在)

洪	ŀ	原油	l Do	К	· 温	本	在巨	备	i Do	州	ļ п	前	Ĥ E	ī =	1	¥ Į	师 ;	詗	古	棌	冲	К	- 汩	滋	£ 1	l M	温	₹,₹	k i	ΠE	<u></u>	古	1 1	計	作油	宇	 	荷	雜	抢	挨	临	E	类	메	JE	当 带	共		-Au
HΨ	ıþ	式 	埀	7)	K :			担担] 본	聚	有三	国	o I	⊐ §	P E	<u>-</u> 5	盐:	型		畑	軍	ই	誓		t 	바걛	亘	中区	甲	张	# #	‡ ≟	ΞE	<u>〔</u>	胀道		無	‡ J H	訓	₩	娸	The second	步	⊞	其	#	採	畄	į	都道府県名
明途を	#	祖明	_	i汇	i海	i汇	言油	i海	市	i ii	ik e	i ii		□ }	= }	回 >	<u>-</u>	_	三	洏	洄	3	E-l	- 海	i海	i 汇	i ii	市汇	ik d	ik di	ik d	i ji	i ii	i ji	三派	三典	正	i iii	海	海	汇	ኈ	海	海	洏	洄	汇	道	1	三
が把握					,,		,		,,	,,		,,						,	,	,,					,	,,	*	,,				,,	,,		,,		. /1	,,		,,	,,	,	,	,		,,	// 			集
١.	ડ	_						_											_						_	_	_										_												對 徐	集会場施設
ているものの	364	58 – 58 –	62	36	19	89	46	15	9	2 %	4 7	1 1	1 1	۵ ۱	7 -	٠ ا	97	9	9	48	38	12	<u> </u>	16	02	ω ω	9	=	20	3 6	2 /	000	3 G	1 2	72	2 00	32	57	61	6	84	77	12	51	34	44	57			
																																																	大家又は 設置者管理	- - -
四方式	247	152	2 2	206	58	150	61	397	91	2 &	70	100	100	101	1 2 2	105	20 !	21	292	209	104	163	46	178	356	552	466	104	00	144	2	200	24	107	207	14	663	289	256	103	383	356	ဒ္ဌ	79	59	102	116	89	領は出	印制
0,347 処理方式が把握されていない																																																	入居	住宅施設関係
<u>される</u>	1 9																			_						į.									_		2												入居者管理	,,,
<u> </u>	224	1 2 –	· 6.	4	. ∞	` `	0 1	8	<u></u>	د	S C	ά	3 6	36	7 6	ລິ ເ)	0	9	39	<u></u>	27	7	=	9	9	26	S _	· O	1 6	3 =		o	0	0 0	í –	. 4	37	0	0	21	32	_	2	2	23	ယ	ယ		
、 解 L O																																																	選係	宿泊施設
ようは 重の 参	284	145	<u> </u>	92	60	86	59	95	0 0	8 2	ပ 4	C F	1 6	л О	7,0	л (7	ည	16	124	37	93	23	46	37	157	139	767	2,7	313	2 2	1 4	8	3 8	50	1 2 3 -	1 6	239	25	80	25	74	184	52	89	63	116	85	206		员
. ሰዳጋ																																																	ж	風
ー 誤 の 3	2 57	74	5 0	9		ο α	68	23	3 =	. ~			i .	n (0 (ло	D.		10	ω	4	7			9	18	19			٠ ۵) N		n C	ی د	пω	4 0	. 23	10	<u>∞</u>	2	9	8	2	5	ω	ယ	71	7	采	療施設
洞门	٥.	0 4	1 00		4	4.	- 00		0	0	9 (טט	חות	ა -	- 1	S	<u> </u>	∞	∞	9	∞	ω	5	8	4	`	16	σ	0	1 \	10	4 0	<u> </u>	> -	٠ () N	0.00	0		6	7	7	_	_	7	ω	<u> </u>	2		
ないた	S																																																	店舗関係
合計 /	283	142	2 93	143	8	95	108	349	2 2	124	200	100	200	70	107	g :	77	32	197	112	200	96	41	50	300	499	333	0/1	124	4.5	3 >	27	7 2	194		် င	442	165	205	88	217	168	45	107	69	80	120	82		M
^4.(6)																																																	選	娯楽施設
おいて合計が4.(6)の合計基数	1 270	71 /	262	61	75	5	1 61	182	4 2	5 5	1 1	۰ د د د	3 -	71	111	ρg	ادر	23	95	90	178	75	58	60	179	2/1	191	- 25	001	200	1 4	0 0	2 6	300	0 0	2 19	325	91	125	ၾ	166	124	28	68	47	60	82	166	*	色。影
基数と																																																	1	IIII HY
1	ى دى																																																	場関係
致しない。	380	တ ထ	ဗ	2	2	Ν.	5	0	, c	0	ο	o c	ه د	ς .	6 6	5 -	<u> </u>	2	5	2	18	_	6	0	5	1 8	56	35	5 2	, c	N	0	n C	-	ى 🕏	· C	ဗ	9	ယ	_	19	23	2	9	6	16	2	15		
																																																	斑绵	学校施設 福祉
÷,0-/	1 217	69	54	42	44	:	30	187	. /4	26	1 4 C 2	00	200	у с 1	2 -	9 9	Ω:	17	134	100	37	114	15	22	143	423	240	123	23	200	20	4 9	1 \	200	50	1 1	42/	279	127	∞	115	75	26	67	37	54	100	63	"	製
																																																		事務
2,000	၁ ၁	co co			4				4.0		٠.	1 (L	_ (ר ה		_	_		4	4	•				35	: =				4.6	٠.) N		. =		5		CII	_	4	6	_	4	N	N	6	4		事務所関係
č	8	ယ ပ တ	i 6	8	; <u>=</u>	ã	32)2	4 6	. 7.	5 ~	3 t	5 1	45	<u>.</u> 2	5 6	<u>Б</u>	∞	ŏ	5	5	6	13	Ö	37	6	9	ă	6 6	íč	. Z	Š	3 6	5 0	75	ο α	, ŏ.	75	င္သ	2	49	6	0	5	6	6	61	₩		
_	s																																																:	作業場関係
,000		7	12	30	40	20	32	81	2 5	5 0	5 -	4 2	40	<u>ي</u>	0 0	ລິດ	ည ဂ	∞	29	14	106	61	21	35	110	4/5	236	2 -	45	i	200	4 6	200	80	0 7 7	1 2	163	98	90	45	99	114	17	30	24	45	20	16		W.
																																																		4
0,400	6 400	83 83	111	91	14,	6	104	12	64	14.	<u>.</u> –	٠ <u>٠</u>	7 2	10 5	17,	ુ :	17	16;	110	2 i	25	9	6	11;	22(120	3	2 2	31,	2 9	2 5	5 5	, N	0	6 4 4 6	2 =	360	40	5.	57(45	15:	140	148	96	14.	165	17.	i	かの食
	1	ω N	, iii		4	. હ	- 4	. ω	4 ,			1 (X	_		_ (- ر		. 7	ں	7	w	_	- 42	ω	, U)	, C	_	4 IN	, (ے ر	ے ر		, O	11/2	→ +	_		ی,	3	ں	J1	ω	ی	ω	رن	7	<u> </u>	44		>
	47 (~ -		. ~~	. –		. ~	1,0				. ~			_					~	<u>_</u>					. ω	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		, ,					١,١	<u>;</u>		ζ.	, <u>-</u>	_	.	1,:	1,	٠.		. -		~			마 맥
700	30	855 855	84	840	356	65	000	909	169	2	7 20	080	o c	я . Я	0 10	770	660	316	294	322	,125	172	375	550	768	36/	398	7,105	0	240		jö	í ť	J3/	, 000 007	14/	90	1,265	139	ၓ္ဌ	369	159	387	746	500	746	882)82		

4. 浄化槽設置基数 (8)浄化槽設置基数の推移 (全国)

	맭	₹.		П	ıþ	دِ	>	ر د	л Э	+, 00	3		3	2, 001	3 3	, 00	3	001	501	٤	-	3			91				
1 2 4	合併処理	十分五人已十五	当440.7	=	#	=	uḥ +	3		· - J, 000	⊋ 5000		2 000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2,000	s	1,000		<u> </u>	‡	9	₹00		≥		~ 20	人槽	
(2, 130, 257)	2, 154, 843	(4, 360, 395)	6, 513, 810	(6, 490, 652)	8, 668, 653	(11, 492)	15, 701	(220)	353	(197)	242	(312)	407	(1, 062)	1, 397	(3, 437)	4, 557	(6, 264)	8, 745	(6, 479, 160)	8, 652, 952	(81, 776)	136, 935	(523, 288)	832, 765	(5, 874, 096)	7, 683, 252	(基)	
(2, 304, 738)	2, 327, 964	(4, 258, 880)	6, 299, 840	(6, 563, 618)	8, 627, 804	(11, 608)	15, 472	(217)	335	(201)	245	(312)	399	(1, 077)	1, 383	(3, 447)	4, 477	(6, 354)	8, 633	(6, 552, 010)	8, 612, 332	(83, 313)	134, 724	(527, 228)	818, 145	(5, 941, 469)	7, 659, 463	(基)	
(2, 474, 459)	2, 498, 735	(4, 166, 189)	6, 131, 836	(6, 640, 648)	8, 630, 571	(11, 399)	15, 172	(221)	327	(194)	230	(319)	407	(1, 077)	1, 376	(3, 452)	4, 463	(6, 136)	8, 369	(6, 629, 249)	8, 615, 399	(81, 235)	130, 645	(526, 998)	808, 594	(6, 021, 016)	7, 676, 160	(基)	
(2, 632, 915)	2, 658, 982	(4, 081, 040)	5, 965, 513	(6, 713, 955)	8, 624, 495	(11, 429)	15, 077	(222)	321	(186)	221	(316)	412	(1, 094)	1, 384	(3, 458)	4, 441	(6, 153)	8, 298	(6, 702, 526)	8, 609, 418	(80, 977)	127, 481	(524, 396)	793, 545	(6, 097, 153)	7, 688, 392	(基)	
(2, 751, 479)	2, 776, 222	(3, 916, 080)	5, 641, 662	(6, 667, 559)	8, 417, 884	(11, 315)	14, 727	(223)	321	(186)	221	(329)	417	(1, 082)	1, 358	(3, 499)	4, 439	(5, 996)	7, 971	(6, 656, 244)	8, 403, 157	(79, 123)	121, 025	(510, 199)	747, 142	(6, 066, 922)	7, 534, 990	(基)	
(2, 876, 806)	2, 901, 314	(3, 803, 133)	5, 442, 181	(6, 679, 939)	8, 343, 495	(11, 449)	14, 636	(222)	312	(182)	215	(326)	411	(1, 112)	1, 396	(3, 499)	4, 372	(6, 108)	7, 930	(6, 668, 490)	8, 328, 859	(78, 958)	117, 473	(506, 074)	730, 606	(6, 083, 458)	7, 480, 780	(基)	
(2, 959, 742)	2, 986, 812	(3, 723, 893)	5, 170, 659	(6, 683, 635)	8, 157, 471	(11, 372)	14, 251	(228)	315	(182)	212	(317)	401	(1, 085)	1, 328	(3, 484)	4, 280	(6, 076)	7, 715	(6, 672, 263)	8, 143, 220	(77, 733)	111, 631	(495, 735)	691, 535	(6, 098, 795)	7, 340, 054	(基)	
(3, 032, 877)	3, 056, 648	(3, 559, 629)	4, 883, 467	(6, 592, 506)	7, 940, 115	(11, 265)	13, 956	(223)	296	(186)	217	(311)	388	(1, 092)	1, 326	(3, 465)	4, 212	(5, 988)	7, 517	(6, 581, 241)	7, 926, 159	(75, 982)	106, 452	(480, 207)	657, 270	(6, 025, 052)	7, 162, 437	(基)	
(3, 120, 499)	3, 143, 279	(3, 441, 912)	4, 674, 779	(6, 562, 411)	7, 818, 058	(10, 929)	13, 379	(219)	291	(175)	205	(301)	375	(1, 084)	1, 300	(3, 374)	4, 053	(5, 776)	7, 155	(6, 551, 482)	7, 804, 679	(73, 629)	101, 361	(473, 461)	637, 111	(6, 004, 392)	7, 066, 207	(基)	
(3, 205, 669)	3, 227, 434	(3, 356, 153)	4, 531, 552	(6, 561, 822)	7, 758, 986	(10, 685)	12, 935	(215)	286	(171)	199	(305)	374	(1, 066)	1, 263	(3, 313)	3, 943	(5, 615)	6, 870	(6, 551, 137)	7, 746, 051	(71, 416)	97, 088	(465, 127)	620, 588	(6, 014, 594)	7, 028, 375	(基)	
(3, 313, 640)	3, 333, 623	(3, 266, 792)	4, 368, 516	(6, 580, 432)	7, 702, 139	(10, 603)	12, 818	(222)	293	(177)	203	(305)	372	(1, 057)	1, 250	(3, 297)	3, 910	(5, 545)	6, 790	(6, 569, 829)	7, 689, 321	(71, 116)	96, 312	(462, 011)	608, 635	(6, 036, 702)	6, 984, 374	(基)	+
(3, 399, 070)	3, 418, 301	(3, 184, 853)	4, 233, 122	(6, 583, 923)	7, 651, 423	(10, 600)	12, 621	(220)	282	(175)	200	(302)	363	(1, 079)	1, 244	(3, 312)	3, 877	(5, 512)	6, 655	(6, 573, 323)	7, 638, 802	(70, 070)	93, 789	(455, 869)	596, 578	(6, 047, 384)	6, 948, 435	(基)	
(3, 480, 928)	3, 499, 462	(3, 103, 889)	4, 124, 453	(6, 584, 817)	7, 623, 915	(10, 450)	12, 334	(218)	275	(173)	195	(296)	356	(1, 068)	1, 225	(3, 266)	3, 775	(5, 429)	6, 508	(6, 574, 367)	7, 611, 581	(68, 212)	90, 750	(451, 366)	589, 028	(6, 054, 789)	6, 931, 803	(基)	+
(3, 577, 854)	3, 595, 028	(3, 026, 019)	3, 994, 148	(6, 603, 873)	7, 589, 176	(10, 459)	12, 190	(216)	262	(167)	186	(299)	355	(1, 058)	1, 208	(3, 287)	3, 752	(5, 432)	6, 427	(6, 593, 414)	7, 576, 986	(68, 031)	89, 241	(448, 186)	578, 321	(6, 077, 197)	6, 909, 424	(基)	•

5. 浄化槽廃止基数
 (1)浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

					-		届出(第11条の2)に係	こより規定された廃止の	本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出(第11条の2)に係るものである。	1. 本調査は、平成17:		
75,886	25	1,456	1,808	1,332	20,429	50,861	1,721	3,920	8,962	36,258		□⟩
611		10	6	9	141	445	2	6	5	432		
2,148	748	403	100	35	210	1,400	205	194	760	241	IIII	二
1,669		6	74	32	418	1,139	2	120	425	592		刚
1,164	268	9	16	53	190	896	10	28	336	522		
1,625	510	27	145	69	269	1,115	4	471	241	399	计	熊
827	440	9	45	71	315	387	7	99	96	218	奇県	中
957	477	26	12		428	480	2	49	101	328		
1,811	1	3	44	23	1,240	501	0	47	41	413	選売	福币
281		8	15		42	209	1	23	40	145		
831		39	21	29	260	482	3	44	96	339	媛県	愛
858		0	79	30	76	673	0	61	321	291	川県	単し
778		11	18	14	75	660	36	93	300	231		
1,110		3	23	27	450	607	2	64	54	487	口洞	
1,427	465	30	19	40	376	962	===	83	141	727	画	
2,131		23	29	74	948	1,057	8	104	114	831		
984	230	33	25	21	151	754	282	70	56	346	· 強 · 海	
672	194	4	ယ	7	180	478	_	29	22	426		
776	377	3	31	24	319	399	6	83	111	199	E	戮
1,468	275	43	13	6	213	1,193	53	36	42	1,062		
1,056	468	5	34	44	385	588	ω	60	54	471		
1,800	622		21	14	579	1,178	14	89	71	1,004		
1,453	786	2	37	2	745	667	_	50	2	614		小
616	317	_	6	12	298	299	2	26	15	256	当	菱
3,287	1,408	75	50	41	1,242	1,879	137	147	255	1,340		
8,821			66	49	2,154	6,551		152	301	6,097		姆
4,938		173	50	; 2	601	4,083	682	377	1,197	1,827	担訴	神
1,834		9	38	15	271	1,501	8	145	258	1,090		長
778	572	4	44	35	489	206	2	20	17	167		
1,130	336	31	11	14	280	794	11	11	23	749	料	E
417		2	2	9	139	265	ω	9	60	193		福 #
505		0	7	51	113	380	0	13	29	338	三県	一 石
1,059	258	5	16	6	231	801	4	53	54	690	丘源	
5,723	820	8	33	41	738	4,903	49	196	245	4,413		新
1,202	274	11	25	23	215	928	3	136	85	704	三県	神然
450	270	သ	4	2	261	180	သ	19	6	152		東
1,847	640	37	61	59	483	1,207	ω	144	270	790	無	
4,009	1,414	0	19	39	1,356	2,595	0	34	895	1,666		
2,528	540	54	42	28	416	1,988	39	245	594	1,110		
1.742	641	_	19	40	581	1.101	2	13	369	717		
2,866		217	46	99	967	1,537	87	27	348	1,075	城県	挨
2,035		37	147	55	480	1,316	5	110	263	938		
1,170	229	8	16	12	193	941	8	44	87	802		
555	308	6	25	9	268	247	0	30	25	192	田	
437	245	ယ	92	15	135	192		21	31	139		卧
449	393	31	102	17	243	56	4	11	7	34	手	
716	291	22	26	14	229	425	6	37	44	338		#\ #
335	119	12	51	ľ		216	8	30			年 道	
				合併~合併	への接続				単強~合併	への接続		
I E	小計	その街	家屋等の廃止	切り替え	(下水、農集排等)	小計	かの街	家屋等の廃止	切り替え	(下水、農集排等)	Ì	Ę
 				単字 華くら	無心加益茶物			十分次是十十一日	当会を	伸 全加. 描 格 記	新.诺庇 国 夕	知道以
			小田田田出本		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR			期 47 % 町 10 45 浜				
				fr.	浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数	ト連法第11条の2lこよl	净					
										卡风28年4月1日~卡风29年3月31日)	4月 I I ~ +	(十元26年

(注) 1. 本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出(第11条の2)に係るものである。 2. その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基数 (2)浄化槽廃止基数 (2)浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

		H		大 公		成品	佐 賀	福田		爱媛		簡配記						和歌	茶	兵 庫	大際	京都		 	愛知			示 理 料				⊪	採										北		光	進		都追附県名
					宗			見		洞			迴			果		上洞		洞						温				海 净			Ξ					洞			i ii				道	判断根拠		· 宗 名
13 30				0	0		53	15	0	0	0		10	2,	0	0	4	0	0	171	495		3		5						0 1					7,265	_		0 5		7					台帳整理による	*	#
77/					CT.				57				17					33		135	4,691	0			53									36											20	下水 追等 部 同 から の 情 報 に よる		
1 22			0	0		0		0		0	0 283	0				0																o C					ဒ္ဌ								0	検査機関・ 業者から 情報による	ないの、反米	\
1 /			0	2		0	0	0	0					-	69		2			10					5					,	s	300							0 `	94					9	・ その街	排寺)	は金り
22 22			0		0 60	0	0 60	2 17	0 57	0	0 283		0 290	11 3,199	0 179	0	0 17	0 33	0 13	1 317	0 5,200		0 514		0 152			0 48	0 0		27 27	0 46	2,01			7,	ω	7		0 125			0		0 36	小計	への疾病	- +立·公主
1 56				2 (1				7 13	0 0			0	_		0	7							6	2							0 0				5 1,340			0 0		0	_			6	台帳整理		
3					-4-	0	_	0			0		7	2	5	0	7	0	0	0	0	0	6	2	3			0 -																0	2 14	部局からの情報による	半に着く	当り事く
35		0 201		0 0	7 5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 144		7		0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0			0 -	0 0			13			0 0	0 0			0		0 2		0		4	検査機関・ 業者から 情報による	洋に信への切り省え	
				0		0		0	0	0	0			2	0	0		0	0	0	0	0	0	0					0			0 0			0					0			0	0	. 0	その他	甲強~百年	?
30 C		20	0	0	2	0	1	0	13	0	144	0	85		6	0	8	0	0	0	0		6	2		C.			9 -			13		2		1,340			0	16 260	2	21	0	0	20	小計		
673			0		0		2	8	_	0		0			9			0					7			16			91	0		0 0	2			2,9	63		0	_		_			6	台帳整理による		
540	0	0	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					13	0	0	9	0	440	0	0	0	0	0 0	0 0	5 10	59	0	0	0	0	0	o	. 0	0	0	0	0	・水道等部局から の情報に よる		งส
1 276	0	53	0	0	30	0	0	0	40	0	419	0	38	36	68	0	0	0	0	0	6	0	0	0	8	290	0	ω	0 +	4	0 0	8 0	0	17	0	0	269	0	0	30	2	ω	0	0	1	検査機関・ 業者から 情報による	※ 産寺の焼止	これの手のある
90	0 (0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	68	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0 -	_ (0 -	_ 0	0 0	o C	2	0	0	0	10	0	0		. 0	0	0	0	その街		
0 752	0 6	53	0	0	37	2	4	12	41	0	419	0	39	176	131	0	15	0	0	62	114	ω	7	86	78	746	76	7	99	4	٠ ,	» C	727	79	2,837	2,914	308	10	0	52	- 6	14	ω	0	7	小計		
35 350	0 (0	1,063		0	7	0	159	0	0	0	0	0	1,232	20	0	13	188	0	0	1,007	1,302	184	4	16,413	1,666	0	160	7 280	0	00	0 0	169	ω	0	0	327	17	3 239	671	0	0	121	0	1	台帳整理は		
3,010	3018	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	お見からの情報による	1	
5010	0	73	0	0	6	0		0	0	0	0	0	25	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0	0	ယျ	1,100	4 199	5 0	0 0	0 0	0	0	0	564	0	0 0	3 10	0	0	0	0	1	検査機関・ 業者から 情報による	その心	464
167		0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	S	_	0		0	0	0	0	0	0	0	0	121	0	0 5	۵,	0 0	0 0	0 0	o C	<u> </u>	0	0	0	0	0 0	0	, w	0	4	0	0	その他		
43 5 40	3019	73	1,063		9	œ	1	159	0	0	0	0	25	1,249	21	0	14	188	0	0	1,007	1,302	184	4	16,524	1,787	0	163	7311	4 199	00	0 0	169	4	0	0	891	17	3 2 3 9	681	ω	0	125	0	2	小計		
76,007	3 019	333	1,063	ω	132	=	66	188	111	0	846	0	439	4,646	337	0	54	221	13	379	6,321	1,323	711	128	16,757	2,764	79	218	7 375	4 263	121	485	2,412	204	2,979	11,519	1,645	134	3 239	874	767	158	130	0	65	□ 〉 □	!	

5. 浄化槽廃止基数 (3)浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

□⟩	书	ተ	ା	Ж	뺢	声	在	益	卟	煳	툳	篽	E	Ŋ	王	骨	詗	者	偨	冲	Ж	小	滋	ļII	煳	静	뒃	乛	F	益	口	剛	準	神	国	H ž	存板	指	挨	益	E	类	ା	戼	删	#		_	ш ун
	縋	刪	福	分			賞			媛					E			歌山				档				耳		野					諩	奈 川	沪			₩							楪		判断根拠		都道府県名
計 2.421	洄	洄	県	洞	洄	県		県	洄	洄	細	洞	洄		神	洄	洄	洄	洄	洞		平				洄	洄		洄	洄	鼎	洄			都 20			- 海	海	- 海		県 396		洄	洄	道	台帳整理による		
21 2.3	_	0	0	0	0	1	30	3	0	0	0	0	4	141 1			2	0	0	5		_	188	7	29	0	0	17	5	0	0	4				0 0	3 0	0	0	_	2)6	71	7	0	0	下水道等局からの報による	耒 台処埋施設	
370	13	0	0	0	7	0	0	0	19	0	0	0	78	182	148	0	0	61	_	112	1,165	0	74	0	7	18	0	ω	_	13	0	0	0	284	39	40 0) N	3 70	0	0	ω	6	9	0	0	6	ま こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ	M	ì
459	0	2	0	12	7	0	0	0	2	0	33	0	0	4	44	0	2	0	0		0	0	15	0	2	26	0	19	4	37	0	36	0	0	0	16	0 0	8 0	0	21	27	9	46	0	0	2	検査機関・ 業者から情 報による	、炭果排	
61	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	4	0	47	0	0	0	0	0	_	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	0 0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	その街	辰集排寺)への接)
5.311	14	2)	12	14		30	4	21	0	33	_	82	374	192	0	4	61		119	1,292	2	277		38	44	0	39	16	50	5	4(0	462	59	1,173	1 172	70	. 0	33	32	411	126	-1	0	8	小計	湾	ŕ
15																								7			U									-					2 0			7			台帳整理による		
4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	ω	0	_	0	0	0	0	0	0	0	1	_	0	0	1	0	2	0	0	4	0	0	0	o -	- 0	<u> </u>	0	5	0	0	2	_	0	0	下水道等部 局からの情報による	净化槽	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	部では、資産の企業は、対象を対し、対象を対し、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対して、対象を対象を対して、対象を対して、対象を対象を対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	浄化槽への切り答え	化槽法第
179	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	32	0	11	0	ហ	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0 0	5 0	i 0	0	44	0	0	6	0	0	0	検査機関・ 業者から情 報による		511条の20
_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0 0			0	0	0	0	0	0	0	0	その街	1年~10年	の規定以9 ~ //4
33		4									32																									-				6			_				小計		浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数は、 のには こくが くが くが
9	0	2	0	0	4	0	1	0	0	0	2	0	4	0	6	0	_	0	0	2	0	0		_	0	16	_	2	2	0	1	4	0	0	0			0 10	0	9	0	0	∞	1	0	0	台帳整理による		より廃止
571	0	0	0	0	0	0	0	1	_	0	0	0	0	9	បា	0	_	0	0	0	2	=	_	14	9	ω	ω	36	22	0	0	0	0	55	ယ	002	-	- 0	0	71	0	0	12	15	0	8			と判断した
54	0	0	0	0	ω	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0 0	5 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	下水道等部を局からの情が報による	— <u>W</u>	}
275	0	27	0	0	11	0		0	0	0	46	0	4	6	14	0		0	0	0	0	0	0	0		58	0	6	0	2	0		0	0	-1.6	0 0		36 0	0	36	16	0	2	0	0	0	検査機関・ 業者から情 報による	至寺の発止	(合併処理浄化槽)
2																																												_	_		その信		4化槽)
	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0				_		0	0	0	0	4	小計		
	0	27	0	0	14	1	_	1	_	0	46	0	4	17	19	0	2	0	0	10	6	11	_	14			ω	42	22	2	0	1	0	58	16	000	00 5	13	0	07	19	0	14	15	0	12	台帳整による		1
4.657	0	0	107	1	0	1	S	157	0	0	0	0	0	84	0	0	ω	27	0	0	10	17	46	ω	2,628	92	0	0	2	0	15	0	0	35	ω (» c	5	66	996	43	36	0	0	253	0	0	冊		
757	755	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	下水道等部局からの情報による		
833	_	23	(_				_	_	0	1				_		_	_		_	0		30		_		0	548	0			(0		0	16:	0	37		(検査機関・ 業者から情 報による	から街	i J
20			0		2			0 1		0						0		0															0											0 7			その街		
6	0 7	0		0	0	2	0		0	0		44		_		0	0		0	0	0						0								2 (0				0	小計		
	755	23	07	_	ယ	ω	5	169	0	0	0	44	10	106	_	0	ω	27	0	0		17	46	ω	2,660 2	99	0	7	36	548	15	3	0	35	10			16	996	80	37	0	0	329	0	0		<u> </u>	<u> </u>
13.023	769	94	107	13	35	5	37	174	22	0	<u>=</u>	48	110	497	218	0	10	88	_	131	1,308	30	325	25	2,708	248	4	90	70	600	21	48	0	555	85	200	л 0 0	370	996	288	88	411	158	352	0	20	=======================================	<u> </u>	

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数

1)浄化槽法第5条、第12条関係 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

17/7	1016743	ラジ木	法第5条		^z 成28年4	ЛІЦ		上槽法第		項					净	化槽法第	第12条第	2項	
	«» >> → ¬□	-	第2項 改善勧告		助	言·指導					勧告				改	対善命令			使用停 止命令
首	邻道府県:	名	設置者	管理者	保守	管理士	清掃	技術	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃	技術管理者	管理者
北	 海	道	1	265	点検業者	0	業者	管理者	0		0	業者		_		0	業者		
北 青	森	児県	1 0	365 429	164 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩	手	県	0	170	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮	城	県	0	473	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋	田	県	0	265	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山	形	県	3	598	136	0	9	0	196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福	島	県	0	231	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨	城	県	0	7,616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃	木	県	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群埼	馬玉	県	0	4,357 1,319	73	0 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
坷 千	葉	県	0	775	73 85	3	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	京	都	0	864	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神	奈川	県	0	82	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新	潟	県	0		54	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
富	山	県	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石	Ш	県	0	151	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福	井	県	0	738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山	梨	県	0	632	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長	野	県	0		17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
岐 静	阜 岡	県県	0	904 61	0 117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野愛	知	県	0	1,104	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ξ	重	県	0	1,093	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋	賀	県	0	147	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都	府	0	96	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大	阪	府	0	1,941	44	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵	庫	県	0	974	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈	良	県	0	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和	歌山	県	0	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
鳥島	取 根	県	0	68 235	0	0	0	0	0	0	0	0	_	24 0	0	0	0	0	0
岡	山	県	-		0	0	0	0	0	0	0	0		·	0	0	0	0	
広	島	県	0		0	0	0	0	1	0	0	0			0	0	0		
 山		県	0	,	210	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		
徳	島	県	0	5,467	9,249	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香	Ш	県	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛	媛	県			0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0
高	知	県			0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0
福	岡	県			82	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		
佐 長	賀 崎	県県	0		211 63	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	_	0
长 熊	本	県	0		03	0	0	0	1	0	0	0			0	0	0	_	_
大	分	県	0		93	0	0	0	0	0	0	0	_		0	0	0		
宮	崎	県	-		92	0	0	0	0	0	0	0	_		0	0	0	_	0
鹿	児島	県	0		1	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0
沖	縄	県	0	606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小		計	5	48,042	11,292	26	17	0	270	0	0	0	0	252	0	0	0	0	0
	計設置市		0			22	47	1	1	0	0	0				0			0
合		計	5	58,105	13,594	48	64	1	271	0	0	0	0	252	0	0	0	0	0

(注)東京都は特別区を除いた件数

(1/4)	健所設置	112 43					24.1	神汁が	10夕卅	т百					2/2	ル描された	5108 M	отЕ	
			法第5条 第2項				净1	と槽法第	12余第	垻	- 1						f12条第	2垻	使用停
保備	建所設置r		改善勧告		助	言·指導					勧告				라 	大善命令	· 		止命令
		р Ц	設置者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守 点検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者
札 函	幌 館	中市	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0
小	樽	市	0	7	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 青	川 森	市市	0	0 64	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八		市	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛仙	岡 台	市市	0	36 39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋	田田	市	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡い	<u>山</u> わき	市市	0	18 361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇	都宮	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前高	橋 崎	市市	0	66 619	19 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さして	ハたま	市	0	54	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川 越	越 谷	市市	0	12 16	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千	葉	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船柏	橋	市市	0	20 5	0	0	0	0	1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八	王 子	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 横	田 浜	市市	0	366 60	66 0	0 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ш	崎	市	0	220	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相横	模 原 須 賀	市市	0	0 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤	沢	市	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅 新	ケ 崎 潟	市市	0	0 235	0 235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富	山	市	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金長	沢 野	市市	0	48 7	192 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐	阜	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静浜	岡 松	市市	0	14 1	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名	古屋	市	0	1,383	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊岡	橋 崎	市市	0	120 160	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊	田	市	0	728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四大	<u>日市</u> 津	市市	0	168 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都	市	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 堺	阪	市市	0	6 166	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0
高	槻	市	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚 東	方 大 阪	市市	0		0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0		0
豊神	中	市	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神姤	戸 路	市市	0	185 70	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0		0
姫 尼	崎	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西奈	宫 良	市市	0 0		0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0		0
奈和	歌山	市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡倉	<u>山</u> 敷	市市	0	10 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	島	市	0	814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広呉福下	山	市市	0 0	569 0	3	0	5 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0		0
下	関	市	0	143	95	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松	松 山	中市	0	9	0	0 0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0		0
高	知	市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北福	九 州 岡	市市	0 0		0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	0	0	0
大	牟 田	市	0	8	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大久長佐熊	崎	市市	0 0		125 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0			0	0	0		0
佐	世保	市	0	1,135	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊	<u>本</u> 分	市市	0	219 402	1,353 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
大宮鹿	崎	市	0	703	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿那	児 島 覇	市市	0 0	324 32	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	0	0	0
特	別	区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小		計	0	10,063	2,302	22	47	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2)净化槽法第7条、第12条関係 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

2)}	争化槽法第	7条	、第12条関	係(平成28		~平成29年3	月31日)	
						里者		
:	都道府県名	3		∠槽法第7条			槽法第12条	
			指導· 助言	勧告	改善 命令	指導· 助言	勧告	改善 命令
北	海	道	29	0	0	1,104	0	0
青	森	県	16	0	0	83	0	0
岩	手	県	200	0	0	311	0	0
宮	城	県	6	0	0	41	0	0
秋	田	県	1	0	0	454	0	0
山	形	県	0	0	0	8,731	0	0
福	島	県	303	0	0	449	0	0
茨	城	県	0	0	0	30,671	0	0
栃	木	県	25	0	0	1,273	0	0
群	馬	県	2,128	0	0	5,067	0	0
埼	玉	県	2,752	0	0	8,013	0	0
千	葉	県	177	0	0	550	0	0
東	京	都	16	0	0	3,948	0	0
神	奈川	県	123	0	0	909	0	0
新	潟	県	150	0	0	1,010	0	0
富	山 	県	0	0	0	24	0	0
石	Ш	県	5	0	0	122	0	0
福	井	県	19	0	0	164	0	0
山	梨	県	79	0	0	3,812	0	0
長	野	県	0	0	0	126	0	0
岐静	阜	県県	17	0	0	3,986	0	0
	岡		16	1	1	122	0	0
愛三	知 重	県県	892 63	0	0	2,413 8.074	0	0 0
滋	賀	示県	1	0	0	0,074	0	0
凉	 都	府	0	0	0	5,401	0	0
大	阪	府	5	0	0	4,940	0	0
兵	庫	県	47	0	0	4,865	0	0
奈	良	県	102	0	0	982	0	0
和	歌山	県	0	0	0	3,425	0	0
鳥	取	県	4	0	0	8,738	0	0
島	根	県	28	0	0	57	0	0
岡	山	県	0	0	0	0	0	0
広	島	県	92	0	0	18.359	0	0
山		県	153	0	0	45,439	0	0
徳	島	県	3	0	0	66,413	0	0
香	Ш	県	0	0	0	0	0	0
愛	媛	県	0	0	0	1,073	0	0
高	知	県	1	0	0	485	0	0
福	岡	県	0	0	0	0	0	0
佐	賀	県	6	0	0	2,954	0	0
長	崎	県	30	0	0	84	0	0
熊	本	県	2	0	0	7,916	0	0
大	分	県	12	0	0	6,005	0	0
宮	崎	県	0	0	0	39,938	0	0
鹿	児 島	県	13	0	0	448	5	0
沖	縄	県	91	0	0	124	2	0
小	-	計	7,607	1	1	299,103	7	0
	建所設置市		1,722	0	0	76,719	0	0
合		計	9,329	1	1	375,822	7	0

|合 計| 9,329| (注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(1木1	健所設置:	山寺)		管理	里者		
保値	建所設置下	5名	浄化	.槽法第7条			槽法第12条	€ の2
PICE	C//IIXE		指導• 助言	勧告	改善 命令	指導· 助言	勧告	改善 命令
札	幌	市	0	0	0	0	0	0
涵	館	市	0	0	0	0	0	0
小	樽	市	0	0	0	0	0	0
旭青	川 森	市市	0	0	0	0 8	0	0
八	戸	市	4	0	0	14	0	0
盛	岡	市	11	0	0	43	0	0
仙	台	市	0	0	0	0	0	0
秋	田	市	0	0	0	0	0	0
郡い	山 わき	市市	92 579	0	0	3,047 0	0	0
宇	都宮	市	0	0	0	0	0	0
, 前	橋	市	0	0	0	0	0	0
高	崎	市	65	0	0	477	0	0
さ		市	171	0	0	673	0	0
) 	越	市	100	0	0	1,942	0	0
越千	谷 葉	市市	240 3	0	0	2,223 114	0	0
船	橋	市	26	0	0	55	0	0
柏		市	8	0	0	91	0	0
八	王 子	市	2	0	0	12	0	0
町 ##	田	市	0	0	0	244	0	0
横 川	浜 崎	市市	43 30	0	0	8 30	0	0
相	模原	市	0	0	0	0	0	0
横	須賀	市	6	0	0	2,006	0	0
藤	沢	市	0	0	0	0	0	0
茅	ケー崎	市	0	0	0	5	0	0
新富	潟 山	市市	149 0	0	0	904 11	0	0
金	 沢	市	1	0	0	13	0	0
長	野	市	0	0	0	60	0	0
岐	阜	市	0	0	0	1,151	0	0
静	岡	市	0	0	0	0	0	0
浜名	<u>松</u> 古屋	市市	0	0	0	1,378	0	0
中豐	口 庠 橋	市	0	0	0	1,378	0	0
岡	崎	市	0	0	0	0	0	0
豊	田	市	0	0	0	0	0	0
四	日市	市	22	0	0	7,729	0	0
大京	津 都	市市	0	0	0	0	0	0
大	阪	市	0	0	0	0	0	0
堺	122	市	0	0	0	85	0	0
高	槻	市	0	0	0	0	0	0
枚	方	市	7	0	0	16	0	0
東曲	大阪	市	0	0	0	9	0	0
豊神	中 戸	市市	0 2	0	0	14 213	0	0
姫	路	市	0	0	0	82	0	0
尼	崎	市	0	0	0	0	0	0
西	宮	市	0	0	0	0	0	0
奈和	良咖啡	市士	101	0	0	2 201	0	0
和岡	歌山山	市市	0	0	0	3,291 0	0	0
倉	敷	市	0	0	0	0	0	0
広	島	市	1	0	0	2,784	0	0
呉		市	48	0	0	744	0	0
福下	山 関	市市	5 0	0	0	8,768 2,761	0	0
下高	松	市	0	0	0	28,680	0	0
松	山	市	0	0	0	20,000	0	0
高	知	市	0	0	0	0	0	0
北	九州	市	1	0	0	222	0	0
福士	一 田	市	1	0	0	10	0	0
大久	牟 田留 米	市市	0	0	0	0 85	0	0
長	曲が	市	0	0	0	15	0	0
佐	世保	市	3	0	0	20	0	0
熊	本	市	0	0	0	29	0	0
大	分	市	0	0	0	2,871	0	0
宮鹿	- 崎 児 島	市市	0 1	0	0	3,737 45	0	0
那	覇	市	0	0	0	0	0	0
特 小	別	区計	1,722	0	0	76,719	0	0
<u> </u>		μΙ	1,144	0	U	70,710	0	

3) 浄化槽法第53条又は条例関係

3) }	#16.們法多	長り 35	条又は条	例関係		盗ル歯	注	条又は条	伽胆核			
l .				報	告の徴り		W#100	ト人は木		乙入検査		
1	都道府県4	Z	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定 検査機 関	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業者	指定 検査機 関
北	海	道	1	53	0	0	2	4	0	0	0	0
青	森	県	0	0	0	0	0	19	132	0	0	0
岩	手	県	209	14	0	0	0	9	8	0	0	0
宮	城	県	316	0	0	0	0	6	33	0	0	0
秋	田	県	0	0	0	0	0	72	40	0	0	0
山	形	県	226	4	0	0	0	9	8	0	0	0
福	島	県	76	0	0	0	0	4	0	0	0	0
茨	城	県	0	404	0	0	0	1	0	0	0	0
栃	木	県	0	255	0	72	0	0	73	0	0	0
群	馬	県	0	1	0	0	0	14	52	0	0	0
埼	玉	県	160	537	4	15	0	2,639	27	9	15	0
千	葉	県	400	54	0	3	4	560	187	0	0	2
東	京	都	357	194	0	0	0	154	0	0	0	0
神新	奈川潟	県県	36 4	62 2	0	0	0	154 56	23 21	0	0	0
富	山	県	0	0	0	0	0	552	32	0	17	0
石	Ш	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福	/·· 井	県	13	0	0	0	0	7	0	0	0	0
山	梨	県	4	0	0	0	0	304	12	0	0	0
長	野	県	0	16	0	0	0	1,725	121	0	1	0
岐	阜	県	3	0	0	3	0	811	92	0	0	0
静	岡	県	35	208	0	7	0	4,286	83	0	0	0
愛	知	県	2	123	0	0	0	2,455	121	0	0	0
Ξ	重	県	23	53	25	0	0	267	60	0	2	0
滋	賀	県	0	7	0	13	0	3	6	0	0	0
京	都	府	0	0	0	0	0	634	15	0	0	0
大	阪	府	95	9	0	1	0	438	18	0	0	0
兵	庫	県	1	0	0	14	0	31	12	0	0	0
奈	良	県	0	63	0	0	0	18	27	0	0	0
和	歌山	県	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥	取	県	1	37	0	4	0	1	4	0	0	0
島	根	県	131	89	0	0	0	87	1	0	0	0
岡	山	県	2	0	182	0	72	351	6	0	0	0
広山	島口	県県	2,588 39	0 70	0	0	0	0 25	17 9	0	0	0
徳	島	県	0	0	0	0	0	23	31	0	0	0
香	. ЛП	県	0	91	0	0	0	578	78	7	0	0
愛	媛	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高	知	県	0	0	0	0	0	2	37	0	0	0
福	岡	県	0	0	0	435	0	0	17	0	1	0
佐	賀	県	166	186	0	0	0	104	11	0	0	0
長	崎	県	0	0	0	0	0	520	22	0	0	0
熊	本	県	0	0	0	0	0	6	29	0	0	0
大	分	県	210	53	0	0	0	30	39	0	0	0
宮	崎	県	0	0	0	0	0	13	6	0	0	0
鹿	児島	清	63	139	0	0	16	64	1	0	0	0
沖	縄	県	31	11	0	0	0	8	31	0	0	0
小		計	5,772	2,735	211	567	94		1,542	16	36	2
_	計設置市		3,949	4,574	0	899	1,741	8,960	337	0	19	0
合		計	9,721	7,309	211	1,466	1,835	25,829	1,879	16	55	2

合計9,7217,309(注)東京都は特別区を除いた件数

						盗ル増	注答50	条又は条	個朋友			
保	建所設置す	名		報	告の徴り			末又は宋		入検査		
PICI	Z//IXE	. 1	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機 関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機 関
札函	幌館	과 과	0	31 0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
小	樽	市	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0
旭	ЛI +	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青八	<u>森</u> 戸	市市	0	0	0	0	0	15 1	32	0	0	0
盛	岡	市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙秋	台田	市市	0	0	0	0	0	0	10 7	0	0	0
郡	Щ	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
い宇	わ き 都 宮	市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前	橋	市	66	88	0	0	0	9	19	0	0	0
高さ	崎 いたま	市市	211 0	48 166	0	0	0	0	9 23	0	0 0	0 0
Ш	越越	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 千	谷葉	市士	0 0	0	0	0	0	0	8	0	0 0	0 0
干船	橋	市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏	- -	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八町	王 子田	市市	0 103	0 64	0	0	0	0	0	0	0	0
横	浜	市	219	0	0	216	0	137	0	0	0	0
川相	崎 模 原	市市	179 0	946 13	0	0	0	346 0	6 0	0	0	0
横	須 賀	市	0	506	0	0	1,517	20	4	0	0	0
藤茅	沢ケ 崎	市市	0	0	0	0	0	0 10	0 5	0	0	0 0
新	潟	市	261	76	0	0	224	240	6	0	0	0
富	山	市	0	0 456	0	0 12	0	132	12 0	0	0	0
金長	沢 野	市市	0	456	0	0	0	0	0	0	0	0
岐	阜	市	2	0	0	3	0	268	27	0	0	0
静浜	岡 松	市市	35 0	134 73	0	0 7	0	14 2,698	16 9	0	0	0
名	古 屋	市	0	75	0	48	0	1,631	11	0	1	0
豊岡	橋 崎	市市	0	0 78	0	0 84	0	11 0	0 47	0	0	0
豊	H	市	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
四大	日市津	市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都	市	0	0	0	0	0	629	15	0	0	0
大 堺	阪	市	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
小高	槻	市市	0 0	0	0	0	0	84 20	1 0	0	0 0	0 0
枚	方	市	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
東豊	大 阪 中	市市	0	0	0	0	0	10 0	0	0	0	0
神	戸	市	4	51	0	11	0	4	2	0	0	0
姫尼	路 崎	市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西	宮	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈和	良 歌 山	市市	0 571	63 0	0	0	0	0	6 0	0	0 0	0 0
岡	山	市	0	0	0	0	0	187	0	0	0	0
倉広	敷 島	과 과	0	0 612	0	0	0	0 1,833	0 7	0	0 2	0 0
ム 呉) Esp	п ħ	0	228	0	156	0	1,833	3	0	5	0
福	山	市士	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0
下高	関松	市市	695	0 165	0	0	0	227	0	0	0	0
松	山	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高北	知 九 州	市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福	岡	市	323	35	0	0	0	179	4	0	0	0
大久	牟 田 留 米	市市	1,035 0	60 0	0	60 0	0	0	1	0	5 0	0
長	崎	市	0	0	0	0	0	192	0	0	0	0
佐熊	世 保 本	市市	0 0	76 455	0	61 120	0 0	0 14	7 2	0	6 0	0 0
大	分	市	208	455 53	0	0	0	0	36	0	0	0
宮	崎田自	市士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿那	児 - 島 - 覇	市市	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0
特	別	区計	0 3,949	0 4,574	0	121	0 1 741	8 960	0 337	0	0 19	0
小		計	ა,ყ49	4,5/4	0	899	1,741	8,960	337	U	19	0

₽	保値	宁	书	惠	마)	; ⊀	结	dn F	Ŧ	益	마 〉	榭	꿰	龥	E	FG	玤	酮	心	캠	採	·冲	۱ >		ŀÈ	¥ ı	l)례	軍事	艮書	対	ıΕ	福	口口	剛	晔	车	· 原	# 3	本	群言	火炸	井亩	åΕ	秋	[II]	JE:	빠는	Ļ	_4		٦
	健所設置		縄	岀	쿈	32 -	₩₹	显为		部:	半	媛	_	删		無	F	盐	i 思	猆	יוגל	. 渾] 🕏	性后	받기	里音	⊭⊭	百年	3 111	世	± K ₿	出	: <u>'</u> =	F	派	棌	ə	₩Ⅰ	#1	m -	* æ	ŧ.Bi	步	JH.	英.	- ₩ :	無禁	if	都道府県名		
	置市等			刪	<i>⊒</i> µr \	·	<i>7</i> 1 -	≃ <i>/</i> 7 /-	. رس	=11	ш,	K IJE1	_	C) W	_	alm.	_	жш	χ.	E																Ξ													f県名		
뿌	뿌	파	渠	洄	汇:	洄 >	洄 氵	洄 氵	洞	汇	沪	洞	洄	洄	洞	洄	詗	洄	i 海	洄	汇	派	įΞ	1 4	K f	11 回	正言	電	市	i 浉		派	i 海	- 1	洄	汇:	:恕	洄 氵	一 >		张画	i i i	二二		ኈ:	洄 :	洞后	¥ ○ 要	茄	: [4
	9.908	52,780	6(1,475	3,146	2 2 2	2,5	3.052	1.195	105	296	_ 1	1 8	14,705	403	2,47	23	23	67		257	95	0 -	2 ^	-	133	2 2	13/	130	200	193	7.	354		(7)	<u> </u>	530	75	382	4 345	7,592	7 5 5 5	734	260	5	20 :	425		涆	ŀ	华
38	8	08)6	75	6	≃ ?	i a	% ?	5	<u></u>	6	73	ö	<u>ы</u>)3	8	37	36	57	34	57	5	i =	4 6	5 2	<u>ۃ</u> =		. ~	íõ	E	<u>ن</u> ک	ő	4	0	50	డ	<u>۳</u> ا	9 6	3 3	5 -	2 %	3 6	4 6	ő	<u>~</u>	<u></u>		指導 ②	が経		ŕ
250		250																																								- c	19					勧告	が報告に	L	曲
Ö	0	0	0	0	0	0 -	_ (0 0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0		· C	0 0	0	0 0) C	0 0	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0 -	_ (<u> </u>	o c	> -	96	0	0	0	0 0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	光	À	ű
2,082	308	1,774			_	_		_		_	_	_	_	_			_	_	_		ω	_	133	<u>.</u>		ა 64 ა 4	1,0,1	2		5	. 7	_	_	_	0		19.	65 G	68		. Ņ	ے د			_	_		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	質汚濁防止 令による1	75	雏
2	8	4	0	0	6	0 (0 (0 0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ω	2	۰ د	š C	0 0	4 c	· C) C	0	C) <u> </u>	0	0	0	0	0	ω (5 1 C	∞ (<u>ی</u> د	2 4	<u> </u>	0	0	0	0	2 4	(S)	が入れ		_
18	_	18		_	_					_		_	_	_	_	_	_	_	_		_	_				4 C	_					_	_	_	0	_		. .						_	_	_		勧告	その他の検査等		S
8	0	8	0	0	<u> </u>	0 (<u> </u>	<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	0	<u> </u>	0			, _	<i>,</i>	, (<u>+ ر</u>	<u>. c</u>	, _	, C		, 0		0	0	0	0	<u>.</u>	24	١	ى ر	ے ر	, (<i>.</i>	0	<u> </u>	<u> </u>	00	① 関		7	, A
6,815	2.219	4,596	0	0	0	_ [259	0 (0	100	385 1	N	0	=	С	0	10	0	_	18	17	_	1,242	2 5	1 0	သ _	. 6	2 4		33	370	ω.	4	12	518	30	273	69	965	- .	ی د) N	ာ ထ	0	0	0	00	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	H	睰
0.	•	(Ŭ							O													_	_						, _		_		<u></u>		<u></u>				~ _	, ,,						2	の合	l-	_
3	_	2	0	0	0	0 (0 (0 0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_		- c	٠ ,	.	, c		۰ ۵		. 0	0	0	0	0	0	0	0 0	_	-	o c		. 0	0	0	0	0 0	部		並	뒴
																																																3 改善	指定	ŀ	•
251	0	251	0	2	0	0 (0 0	0	225	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0		o	0 0	o c	, c	o		C	0	0	0	0	0	0	0	0 0	5	-	o c		0	0	0	0	0 0	命 令 筆	検査機関か た検査%	4	42
																																																④使用	:機関から報 た検査結果	'	7
	_			_	_					_	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_						_					_	_	_	_	_							_	_	_		停止命	え告され	ì	曲
0	0	0	0	0	0	0 (<u> </u>	0 0	0 0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		, _	,	, (<i>5</i> C	, C	<i>,</i> C	, C		0	0	0	0	0	0	0	0 0	3 0	<i>5</i> c	<i>5</i> C	<i>,</i> c	0	0	0	0	00	③ 设	大質	-	ű
		((_	_ ,				_	0 (_	_	_	(_	_	_	_		_	_										_	_	_	_	_									_	_		善命令等	汚濁防.	<u>H</u>	串
0	0	0	0		0			0 0				_	0		0				0				, _	0 0	, (> C	,	,	0	C	0		0		0		<u> </u>			> C	<i></i>	, (0		0			4 1	止法そ6 立入検		_
					_	_		_		_	_	_	_	_			_	_	_		_	_					_				_	_	_	_		_	_								_	_		用停止命	が他の		
0	0	0	0	0	0	0 0	0 (0 0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		, _	0 0) C	<i>5</i> C	0 0) C	0 0		0	0	0	0	0	0	0	0 0	5 0	<u> </u>	<i>5</i> C	<i>></i> C	0	0	0	0	0 0	3	拼	K	Ø
	_			_	_					_		_	_	_	_	_	_	_	_		_	_										_	_	_	_	_	_							_	_	_		善命令章	١.	Æ	排
1	0	1	0	0	0	0 (، د	0 0	0 (<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0	0	<u> </u>	0	0	0			, <u> </u>	0 0	, (0 0	<i>,</i> c	, –	· C		0		0	0	0	0	<u> </u>	<u> </u>	١	ى ر	ے ر	, (, 0	0	0	<u> </u>	00	等争使	その街	^	၁
																																																改善命令等 ④使用停止命令		太	퍼
0	0	0	0	0	0	0 0	0 (0 (0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	С) C	0 0	0 0) C) C) C	0	С	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	<u> </u>) C) C	0	0	0	0	0 0	_	益	+	-
10,907	4.771	6,136	31	~1	0	20		9	320				0		109	2,58	72	22		58	0			_		000	,	-				_					20	ည္က -	7				226 76		316			多報告の徴収	指定検査機関から報 れた検査結果	4	/ 本
)7	1	98	1	79	0	∞ (0 0	0 0	Ŏ	0	0	0	91	0	9	õ	N	Õ	_	ö	0	_	_	٠ _	0	οŏ	<i>-</i>	<u> </u>	Ó	C	0	ယ	0	0	4	2	ŏ (ω -	7	O C	o c	o è	6	0	6	ن	0 2	京 ⑥ は	機関から検査結		車
3,823	1.008	2,81	0	4			9	307					50	0			197	6					4/	_		Ν.	67.		233	1,113	. 14		0			2		4	4									入検	和	Ì	ű
3	8	5	0	6	0	0	<u> </u>	7	0	0	0	0	0	0	2		7	S	_	0	0	0) <u> </u>	<u> </u>	0	o :>	1 6	> \	1 (2)	C	Ò	4	0	0	51	27	0 1	> -	7	O C	0 0	0 0	0	0	6	7	00	(1)	おりませ	<u>_</u>	串
1,317	1.225	92																					_	_			G	1										>										報告の徴収⑥	質汚濁防令によ	S	Z Z
7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	С	0	7 C	0	4 C	. د	· C	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	> C) C	o c	0	0	0	0	00	及 ⑥ は	水質汚濁防止法その他の 法令による立入検査等	K	Ø
6,073	680	5,393			<u>-</u> 1	23	_ !	213	ۅ	_	0 (_	=	31	_		14	_	0		2	ω	200	,		_ ~	2,46	353	3 3	49	126					_	_ ;	461	339	_				6	_	_ (ω	入核	その他の検査等	\ _	٥
ω	0	3	5	∞	10	ယ	ກ ເ	ω .	94	0	0	0	ω		7	0	6	2	0	0	7	33	οά	5 0	9	<u> </u>		1 (7)	o G	4	တ်	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	ه اه	<u> </u>	<u> </u>) C	0	σi	0	0	37		3	9 V	+
8,308	5.162	3,146		13	0	_ට			ယ	43	0 (184		41		6	_		1	_	ა ე	· ~	1 œ	.	_						9	ယ္က	53	55	0	204	<u>.</u>				7	د ٥	⑤報告の徴収	4	19	ر ا <u>ور</u>
					0	5 1 (0 0	10	2	σ	0	0	0	0	0	0	4	0	_	0	ယ်	4	. (· C	o ic	⊃ -	· N.	s <u>-</u>		6	4	0	0	0	2	6		ယင်	- ا ڡ	_ `	4 7	_ <	4 0	0	0	0	0 -		り	进	温
17,298	7.628	9,670	ယ	_		14	۱ <u>د</u>	22	2	<u></u> ,	ယ	_	ČΙ		15	_	_	_			_	_	32	649	2			4,00	0 0	24	48			60	72	5	_	28.	2304	66 66	7	. .	_	_	33	<u> </u>	114	⑥立入検査	(4	¥	M

五	丰	丰丰	<u> </u>	校市		幸	Ж)	 	3 k	啡.	郎	om r	Ø.	半半	캋	計	田田	> ⊞ 0}	準	₩	操	a i	計 :	三油	雄旦	₹>	참	舎	十	二数	N	마 3		中に	:	単言	(組:	>	山市	i >	医岩	<u>+</u>	籴	
																																5		_	七割						-			保健所設置市名	Ä
忍	[l - 	⊦ ≌	七 能	鵁	i	贸	产	₩ :] 	⊞ .	禄	癌	捌	莎耳	11 H	四 4	沢既	íE	遞	쿈	۶ ۲	邮	国	代 福	ήH	H H		槗	I 葉	刻 谷	たまま	言福	梅	明애	E E	田巾	: 国`	DI Ş	川森	御	部部	繭	設置]	
13	- 3	- 1	 	⊩ ∦	긤	급	라	라 :)] 	라 :	라 :	라 :]] =))	∄∃	타	규	라	라 :] 	가 :	가 =	∄∃	⊩ ∦	라	급	기 :] =	 3 	라 :)	바라	라 :	∄∃	급:	} ;]	₽	급 :	_		
																																											① 助言	指定検査機関からまれた検査結果	, Xi
60	285	0	, ₍₂	. 0	4	81	6	0	0	156	728	145	120	75	0 0	-	.	203	=	224	0	23	20	0 5	100	л О	157	0	0	0	0 ~	56	619	66	361 0	0 -	<u>ء</u> ي	36	60	6 4	85	0	D 語	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	44
																																											(2)	間から幸 査結果	ĺť
		0		. 0	0	0	0	0	o (0 (0 (0	0 (0	0 0	.	.		0	0	0	0	0	0 0	> c		. 0	0	0	0	0 0	0	0	-	- 0	0 (5	o c	. 0	0	s a b	悪労	槽
																																											(I)	水質: 法令	洴
		_				8	_	0 0		- 1 4			_ (0 0			٠.		_	_	_		_ =	1	- N			_	_ :	₫ .		_ =	-	00	_ (_	· · · ·	그	舥
ľ	, <u> </u>		, _	<i>.</i>		_				7 '									. 0,				,		7 0	<i>-</i>	<i>.</i>				ے ر			<u> </u>	<i>-</i>			,			<i>,</i> <u> </u>		(2)		-:
																																											勧告	その他の検査等	2
	· C	0) C	0	0	0	0	00	0 (0 (0 (0 (0 0	0 (00	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0	0	0	0	0 (0 0	<u> </u>	<u> </u>	0	0	0	0	00	0	00	<u> </u>	00	0 0	<u> </u>	000	0 (00	0	00	O ① 题		⋘
		_	_	_	_			40				_		130	_	_		٠.	,	24						, N	2		N			N				_							DII)		舥
F	· C	4	۰ .	0	6		0	0	0 (У Т (0	σ ι	0 0	∞ .	<u> </u>	_ <	> `	7 Č	0	6	0	0	0	0 0	⊃ :c	лω	<u> </u>	51	Ö	0	O U	10	0	0 0	00	ω (0 0	00	0	00	0	0	五 百 2	2	_
																																											勧告		屈
C	· C	0) C	0	0	0	0	0	0 (0 (0	0	0 0	0 (0 0) C) C) C	0	0	0	0	0 (0 0	<u> </u>) C	0	0	_	0	0 0	0	0	0 (00	0 0	0 0	00	0	00	0	0	<u>Θ</u>	益	Н
																																											改善命。	定検3	浄
C	· C	0	· C	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0 0	O	O) C	0	0	0	0	0 (0	> C	O C	0	0	0	0	0 0	0	0	0 (00	0 0	0	00	0	00	0	0		機関が	
																																											④使用停	がの数倍	
0		0	· C	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0 0	0	0 0	.	o 0	o c	0	0	0	0	0	0 0	.	o c	0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	o	000	0	00	0	0	引 企		曲
																																											量な②	10 V	垪
_		0		. 0	0	0	0	0 0	0	0 (0 (0 (0 0	0	0 0	-	.		0	0	0	0	0	0 0	-		. 0	0	0	0	0 0	0	0 0	-		0 0	- c		0	o c	. 0	0 0	善命令等 O	過防工	舥
																																											4 1	大力	1;
																																											用停止命		
		0) C	0	0	0	0	00	5 (0 (0 (0	0 0	0 (00	<u> </u>	200	<u> </u>	0	0	0	0	0 (0 0	<u> </u>	<i>-</i>	0	0	0	0	0 0	0	00	<u> </u>	00	0 0	<u> </u>	000	5 (<u> </u>	0	00	企 (S) (S)		籴
																																											善命令		舥
_	· C	0) C	0	0	0	0	0	0 (0 (0	0	0 0	0 (0 0	0 0	0 0	00	0	0	0	0	0 (0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0 (0	0	00	00	0 (00	0	0	A 4 4 5	その街	2
																																											等 ④使用停止命令		項
c	· C	0) C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	<u> </u>	> c) C	0	0	0	0	0	0 0	>) C	0	0	0	0	0 0	0	0	<u> </u>	00	0 0	<u> </u>	00	0	o c	0	0	部 分 ⑤		Ш
																																											報告の	<u>μ</u>	
c	ن د	0	· c	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	60	-	.	0	224	0	0	0	0 0	>	9	, 0	0	0	0	0 0	0	211	66	0	0 0	-	36	0	00	22	0	の 接 O	E検査機関から報れた検査結果	浄
																																											® ± ≯	から報替結果	化槽
O		0		0	4	0	0	0	0	0 (0	0	0 0	0	0 0	0 0	ى كى د) C	0	0	5	0	0	0 0) u	۰ ر	0	0	0	0	0 0	0	0 (ه و	00	0	<u> </u>	00	0	00	0	0	※	部の	畫法
																																											⑤報告		舥
C		0		. 0	0	0	0	0 0	0	0 (0 (0	0 0	0	0 0	-	.	0 12	0	0	0	0	0	0	125	o c	. 0	0	0	0	0 0	0	0 8	œ c	. 0	0	o 0	000	0	00	. 0	0	の彼	行満防止に合による立	53 %
ľ																																											@ #	17.7	W M
	. ~	_	. ~	. ~		ő	_			_			<u> </u>		_ =	, ,	ب م		14.	_	_	_		<u> </u>	27.	· ·	. ~		_	_			_ =	10						~ ~		_	入検査	その他の検査等	 91
٢	. ت	<u> </u>	, _	<u>ں ر</u>	٥	-+	<u> </u>		١	. ب		<u> </u>	_ (ار	_ 0	<i>در</i>	<i>)</i> (ے ر		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	١	<u> </u>	<u> </u>	ے ر	<u>ں ر</u>	٠	<u> </u>	<u> </u>	ے ت	, 0	<u> </u>	ی ر	<u>ں ر</u>	<u> </u>	<u>ی ر</u>	<i>,</i>	J (<i>.</i> <u> </u>	<u> </u>	⑤ 機		偨
	6											16	-	1)	œ			456	i	ဒ္ဌ		!	2.02	_	1	<u> </u>	5				0 0	16	4										告の行		例号
	نک د	0	· C	0	0	0	0	0	0 (0 (0 1	2	0 6	သြ	80 0	O C	O C	ο σ.	0	7	0	0	ω	ယျ	⊃ ć	лα	0	0	0	0	0 0	ာတ်	∞ (O	00	0	00	00	0	00	0	0	6		り 係
			_	_				6				_		1 62	2.7(2,	_				-	<u> </u>														_			立人検査	有	
c	6	0	5	5 5	16	_	6	4	0	0	6	<u>†</u> 7		3	07	_ `	ĭ 0	- c	0	16	7	0	24	0	ე ბ	ŏ c	0	0	0	0	∞ c	23	9	0	0	0	7	0 -	_ :	17	0	0	⊳l™	1	

_			_			t	_						- 1						_	_	_	SII				_			
J	寺			메	\forall			MII					쁘마	₿	마	ᅱ	⊞îl	加口	ᅡ	<u> </u>	逛		КK	ା	[7]		保健		、保饭
	別	醒	引	쿈	次		庫	쿈	៚	徘	耳	九	绀	E	呇	堀	E		刪	敷	E	哭	屈	메	쿈		健所設置市		保健別設直市
			硘		•		籴		*	H		堻			••		_			, ,		E	•	Ī			計		が直
뿌	X	 	규	라	급	라	규	규	규	라	라	규	규	라	급	라	규	라	라	문	문	라	라	규	급		<u>%</u>		出
																										①助言	指定	· ·	
9,908		3	32	69	402	1,57	1,17	=	14	=						24		54	73				2			・指導	∈検査機関から報行 れた検査結果	浄	İ
8	0	2	4	7	2	2	_	0	_	6	0	0	0	0	0	4	0	0	5	0	0	0	7	0	0		機関が 検査が	化	İ
																										2 勧	が数 語果	→ +	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	丱	中ひ	槽	İ
																										①助:	水質 芸、	法	İ
ယ္																										言・指	水質汚濁防山 法令による	第	İ
308	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	ω	0	0	華	防止器	ᅋ	İ
																										② 勧	まその 入検:	12	İ
0	0	С	0	0	0	C	0	0	C	0	C	0	0	0	0	C	C	0	0	0	0	0	0	0	0	바	5止法その他の る立入検査等	偨	İ
_								_	_	_		_	_				_	_				_	_	_	Ŭ	①助		Λľ	İ
2.2																										DII)1		第	İ
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	16	0	9	0	0	0	79	0	10	IJ	2	0	0	指導	その他	_	İ
																										2	由	u	İ
			_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_		_	_	_	_		勧告		項	
_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3;	盐		İ
																										改善命	定検査機関から報 た検査結果	浄	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	金筆	を機関 た検:		İ
																										④使用	機関から幸 検査結果	化	İ
																										ᆒ	甲	槽	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	止命令	され	201	İ
																										③改 碧	水質汚; 令に	法	İ
																										善命令等	5濁防. ∵による	第	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	等 ④	하는	Juf	İ
																										④使用停	まその他の 入検査等	12	İ
0			_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	_		0	0	_	0	0	0	_	_		止命令	也の法 等	///	İ
_)	_	_		_		_	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	(_			_	_	3改)	籴	İ
																										善命		第	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令等(その他	2	İ
																										④使用	市		İ
																										用停止:		頄	İ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	止命令 ⑤			
_										_																報告	指定検査機関から報告 れた検査結果		İ
4.771			_	_	208	57	_	_	_	,15		_	_	_	860		_	_	612	(_	571	0	_		報告の徴収	食査機 れたね	浄	İ
	Ĭ				<u> </u>	01				01									10	(_				図 ⑥ 並	関か 食査紀	化	İ
1.0								_											_		_					立入検査	ら報告 言果	槽	İ
1.008	0	0	0	0	0	0	0	76	0	6	0	0	0	0	27	0	31	0	21	0	87	0	0	0	0		아	法	İ
																										⑤報告の徴収	水質: 法令	第	İ
1,225																										うの徴	水質汚濁防止法その他の 法令による立入検査等	53	İ
S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	方止法 左立。	籴	İ
																										片	(その) 入検査	M	İ
680	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	œ	0	0	0	0	6	0	0	入検査	色部	(t	
			-				-		-	-							-	-	-			-				⑤報 6		籴	
5,162	1;				۲-		_;				35							38					~			告の徴収	4	例	
ಬ	21	0	0	0	53	0	137	0	0	0	26	0	0	0	0	_	0	4	0	0	0	0	သိ	0	0		9	関化	ĺ
7																			_							⑥立入検査	韦	係	
7.628	0	0	0	C	36	16	13	ເມ	0	0	183	0	0	0	0	0	0	0	,721	0	0	0	0	0	0	検査			
	_	_	_	_					_	_		_	_	_	_	ĭ	_	_		_	_	_	_	_	•	_			4

	保健所設	宁	冲 糸	鹿児	剛	大公公	続いる	神	佐	福	•	- 爆	梅	商	E		国	唱士	重	和歌	米	冲	₩ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	마 :	# #	ji ji	事 事	長曹	東	E	福步		마 책	神経	国	7 #4	本		公析	‡ 🖬	ă E	类		•	計	*	都道府県名		_
	保健所設置市等計	小計	縄県	哪	崎県	分無	神	奇県	温	超	当	海山海	一	事	一洞	事	上洞	鬼	改帰	压 遍			医肾上腺	" "什么	温量	● 社	三派		野県	泄	井	三三三		。 三 三 三 三	計	嫌帰	田。	河 河	以 不		形		英言	手	森	単 道	 侍県名		
	4,020	8,545	124	76	82	147	111	166	62	189	123	227	128	145	75	124	38	57	69	275	162	172	250	108	09	32 <i>1</i> 273	392	166	247	143	27	82	67	221	139	479	537	228	355	230	94 226	72	149	158	144	436	総登録 件数		
0 0 1	1,281	1,778	12	0	17	12	28	0	2	28	17	68	32	46	15	7	2	4	14	79	25	31	33 ·	18	0 4	64	7.04	109	71	ω	5	∞ ⊂	o 4	54	===	116	286	39	145 23		3 43	0	64	8	26	28	保守 専治 養		
0 0 70	710	2,963	51	75	22	51	52	79	27	106	79	61	52	59	50	64	34	43	21	62	23	97	104	38	30	85 90	80	48	42	41	19	21	30 8/	29 79	35	124	143	70	86		71	63	58	66	77	126	と 溝 掃 業 業	内訳	3
	2,029			_		84			33		27					53		10	34		_					194			_	99		53		10					215					84		282	その他の業と兼業		
п	806	4		86				83		153				_	52			0		1					32				122			37						157					99			269	净化帽法 第35条 許可業者	海川井井	
	6 748	4	1																																												うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
	48)8	83	22	55	53	83	43	149	75	73	47	98	52	87	43	44	29	106	64	188	5	37	30	103	125	47	=======================================	86	24	33 4	37	41	48	<u>10</u>	9	156	95	20 17	114	74	82	77	89	201	第 うち廃掃法第6 、 条の2に基づく 委託業者		
100	7	573 4		12	ဒ	0	2	9	24	15		6	0	ហ	16	0	0	0	<u>ත</u>	8	17			0 *	7	_∞	8 5	0	23	0	7	4 4	13 0	0	ယ	2	59	22	0 4	2 2	23	4 8	0	24	9	62	第6 条に基づく が 計可業者	h += ;+ 4	
0000	727	4,093	111	83	23	55	64	83	43	148	75	77	47	98	53	82	43	44	28	106	13	182	205	32 0	30 6	103	123	47	100	87	24	35	37	50	47	223	131	163	106	70 0	12/	75	82	96	91	208	R/ 廃掘込男6		THE REAL PROPERTY OF THE PERSON NAMED IN
100	9	573	10	=	з	0	œ	9	20	15	_	6	0	IJ	16	0	0	_	ű	8	= 1	32	0 (o •	7 0	₈ 8	3 2	0	25	0	7	4 4	3 2	4 6	0	4	59	27	ა -		ا ا	14	0	24	<u>=</u>	68	おい者系へ	P N	l
07017	ı	27,817	252	1,339	423	604	999	754	262	719	410	476	568	219	682	839	621	440	242	586	317	420	176	443	228	461	34/	544	711	488	148	179	220	605	297	1,229	1,200	912	1,518 278	. 702	702	461	569	563	527	1,019	総数		
2776	1	2,726		256		119		117											8							59			32			υı c	,			_			80							42	うち 浄化槽法に基 づく工事業者		
17516	<u>. </u>	17,516		953				533		512			307		346				209) 403						346						141) 120							2 683	土木工事業		3
7 000	<u> </u>	7,8																																													うち 土木工事業者 建築工事業者	内訳	
22 466		23 23,466		460 1,009				303 56		223 69					197 50				126 22						84 20							58 16					_		314 1,293 45 189							286 8	うち 管工事業者		
4						465		568		650																374						166		581				709								847 2	設置義務対象 浄化槽基数		
	1,655 1,5			268 1				183		319 3									137	321 2					212							219						320 3					153			293 1	対象 設置浄化槽数 基数		1
	1,597 13,303							109 436		319 8				173 519					95 172				91 409		206 220	340 962		326 991				54 243		89 453					36U 1,153 273 965							166 989	槽 管理士 登録人数		

毭	古	棌	尼西	姫	¥	胂	京東	計	마숙	海〉	∦ ∤	마 거	+ 13	3 10	超	丰	名	浜	牵	显为	有 田	₽	學	₩	東京	益	<u>ξ</u>	華	里 >	> =	作 部	+	二数	E N	勯	- 독	中に	典	类	≓∣	八字	=	坦士	÷) 图	<u> </u>	採	ì	٦
F	ෞ	加	附属	: 京語:	ום ו	П	⊁ չ	가 3	滋	3	≅ #	丼 丼	ı	o #	1.嬴	益	마	松	酮-	m t	细分	ńЕ	- 流	4	j ji	東海	. 示.	浜	_⊞ H	H	- Table	₩	1000	いたま	.嬴	献	わぎ	F	Ħ	마 :	朗工	1 24	+ '≡	菰	館	索	保健別設置而名	; { !	
																																		911		Ι	明 似	ŀ									画	i H	Ī
1	<u> </u>	 	라 크] 	- 1	1	라 :] [] =]	가 근	} =	H 3	}	-	라	급	표] ;	}] 3	H =	# 3]] =	# =	+ -1+	- 11	라 =	} =	# 3	- 1	라 =	+ 3	라]	# 3	- 3	급 .	급 :] =	H 3	- 1	급	급 :] 			4
																																															総登録 件数	!	
10	91	75	16	43	53	=	66	7 5	48	200	± c	4 7	5 8	98	77	70	75	73	52	46	გ ა	3 0	л 65	0	24	2 6	86	0	64	75	164	136	172	187	54	88	9 45	85	27	51	46 47	40	- - - - - - - - - -	10	27			,	
																																															保守点 事点 事業		
	12		0 0		=	~1	_ 5	£ .	_ ^	» «	- <u>-</u>		g	9 9	2	63	0	24	(n i	- 5			, ,	_	٠ ر	50	20		<u> </u>	7 -	1 0	=	164	: =			. 4	- 15	_	N)		, 20		6	_	1	点業核	ے ا	架斗
ľ	10	<u> </u>			01	7	ω ,			~ (_ +			,, _		<u> </u>)	_	01 1	· .			<i>.</i>			, _	<i>,</i> <u> </u>			, ,			!	, ,						10	-			<u> </u>	<u> </u>		~ ***	Ŕ	占 極
																																															無売売業業	内部	幣
5	12	6	ග ග	21	=	4	22	∞ (18 t	5	0 0	<u>.</u>	4 n	<u>~</u> 00	16	7	4	7	16	4	∞ –	٠ (24	0	<u> </u>	o ص	1 9	0	ω <u>.</u>	<u>ن</u> د	4 α	00	œ c	16	16	ი -		12	6	20	N U	n = =	3	4	ω :	17		-	
																																															その他の業と兼業		
ယ	67	50	<u> </u>	22	27	0	26	0	30	л О	o =	1 ,	7 0		34	0	71	42	31	30	ი <u>წ</u>	35	31	0	23	30	57	0	50	570	160	118	0	154	29	70	81 0	61	20	29	43	27		0	19	0	の業業		
																																																单	1
																																															第35条 許可業者	を描き	
12	23	വ	0 0	21	==	œ	- 6	ω .	19	27	38 -	17	4 6	<u>~</u> 00	7	9	4	7	16.	- 4	- -	ں ـ	25	0	<u> </u>	o 0	0	18	ω =	1 0	4 0	œ	0 0	0	3	7	1 -	17	6	23	N C	18	14	4	ω !	25	四柱 "" 〕	#	
																																														-	からる。 関係では、	Ē	浄化#
																																														,	5ち廃掃法37条に基づ7条に基づ4	3	槽清掃業
12	23	٥	တ တ	21	=	œ	≅ 0	ω .	19	27	29	17	4 0	<u>~</u> 00	7	9	4	7	16	4	– و	ں ـ	25	0	<u> </u>	ට ග	0	- ₩	ω -		4 0	œ	0 0	0	3	7	= -	17	6	20	N C	5 2	0	4	o ·		能へ	_ a	椎
																																														<u>,</u>	が発発した。		
																																														7	。廃掃法第6 の2に基づく を託業者		
0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	> C	O)	n C	0 0	0	0	0	0	0	O	<u> </u>	ے د	0	0	0 0	0	0	0	0 0	> c	0	0	0 0	0	0	0	o -	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	部への	4	4
																																															発発しいます。	極	争
١.																																															が基づくを表して	并 当	化槽汚
12	13	GI	တတ	12	=	∞	∞ .	φ .	9 0	o و	9 -	7 5	4 6	× 00	7	9	4	7	<u></u> 6.	4	5 -	ن ـ	0 25	0	_ (0	0	<u>~</u>	ω =	_ (4 0	∞	0 0	0	చ	7	0 4	17	6	22	N C	0 00	_	σı	6	_		ì	Ü
																																															の2に基表記	が開発し	収集運搬業
																																															が基準である。	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	幣
0	<u> </u>	0	0 0	0	0	0	0 0) (0 0	<u> </u>	0 0	<u> </u>) C) C	0	0	0	0	0 (<u> </u>	O C) C	0		0 1	<u>ی ا</u> د	0	0	0 0) C	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	<u> </u>		9			1
																																										_	_				総数		
																																					_		/								~		
																																		_												,	単し		
																																	_													Ì	うち 浄化槽法に基 づく工事業者		
																												_		_																I	上華		
																											_																				カラッカ 土木工事業者		渔化
																								_																							まる事	Ī	浄化槽工事業
																			_	_	_																										業	+ 内 识	業
																_	/	_																													建築	맭	
												_	_	_	_																																・ 建築工事業者		
									_	_	_																																				地		
						_	_																																								ıı H .		
		_		_																																											うち 管工事業者		
Ł	_	_		T				1					1									1								_												1				4		\dashv	4
																																															設置義務対象 浄化槽基数		
																																	_			_											務対曹基業	5	茶
48	79	<u></u>	ω 0	23	3	0	_ (1 0	> 0	» с	ه د	သင	39	s 69	3 4	42	24	45	27	<u>.</u>	2 2	מ מ	36 3	0	0	ω (c	, =	29	7	<u>ن</u> د	o 35	4	12 0	4 6	29	6:	46	47	36	24	15	19	- - - - - - - - - -	_	ω .	0	※ 文 !!!		技術管理者
																																															是置货 基基		雅
4	7.	<u> </u>	ω 0	2	ω	_				_	_		L	3 G	2		2	2	2 .	<u> </u>	» –	ء اد	лω		_		_	2	6 -	_	_ ယ	_	<u> </u>	2	2	4 -	36 41	4	ယ္	2		4 4			ω.	_	設置浄化槽 基数		
8	9	∞	ω 0	ω		0	_ (1 0	> 0	» с	<u>ی د</u>	ωσ	2 0	ی د	9	2	_	7	7	- וכ	- 6	2 0	၁ တ	0	0 0	200	, _	9	0 N	S (4	9 01	4	N C	4 0	9	0 -	<u> </u>	7	6	4	4 72	9	0	_	∞ (0		_	一举
																																															管理士 登録人数		净化槽管理士
160	179	101	35 35	126	98	27	3 3	131	108	204	o ^	4 / 78	3/1	387	271	267	353	254	234	156	146	04:	211	0	48	117	181	0	149	160	508 508	645	600	856	275	305	192 257	192	61	158	141	161	47	23	56	88	土数	ļ H	出
					_			_	_		_					_					_	_										_			_														

j >	华	# # #	#	惠	刚	Ж	濡	袙	畑	Z	Ж	益	共	画마	於	画마	ᅱ	益	祁	ħ	倉	采	i		ź
* + -	別	整		=	쿈	分	₩	⊯	쿈		徘	耳	۲,	绀	⊨	於	麗	⊨		刪	敷	保健所設置市			予定が一次回じて
	! IX	1 =		哪二	⊐ ∔	-1	⊐ ∔	余七十	⊐ ∔	*		⊐ +	茎井	⊐ ∔	⊐ ∔	라	⊐	ⅎ	⊐ +	-1	-1	市 名			
F								26														総登録 件数	<u> </u>		4
0 1,281																					9	保守点検		保守	
7		0 0						0				9	_			ω		<u>ω</u>			_	と清無業業	内訳	『点検業	
'10 2,0; 2,0;		0	>	5	ω	5	0	6	9	0	5		2	5		7	22	2		33	5	その他の業と兼業			
,029	0	0	>	2	_	35	13	20	0	0	0	24	4	0	56	57	0	18	0	22	ω				ł
806	50	l a	0	15	ω	15	10	6	10	10	5	2	12	15	15	7	22	14	13	23	20	第35条 許可業者	上 車 / 安		
748	4/		_			==	1		10	-				14	15		2:	14		23	20	うち廃掃法第 7条に基づく 許可業者		浄化槽清掃╡	
8	/	1 0	0	51	ω	5	0	6	0	<u> </u>	51	2	2	4	51	7	2	4	ω	ω_	0	うち廃掃法第6 条の2に基づく 委託業者		業	
7	С	0	>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1
727	4/	ila	D	15	ယ	15	10	6	10	10	5	2	12	14	15	7	22	14	13	23	20	発に基づく許可業者	を は は は な な な な な な な な な な な な な な な な	浄化槽汚泥I	
7	/			O1	ω	Oi	0	0,	0		Oi	2	10	+-	Oi	7	10	+3	ω	ω_	U	の2に基づく 委託業者	かん	仅集運搬	
9	0	0	>	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	が、者を入れて	17 10 10 10	業	l
I																		,	/	/	/	総数			
ı															/	/	/	/				うち 浄化槽法に基 づく工事業者			
												,	/	/	/							l ++		浄化	
I										/	/	/										木工事業者	内訳	浄化槽工事業	
ı						/	/	/	/													うち 建築工事業者	滞		
I		/	/	/	/	•																うち 管工事業者			
1,6																						設置義務対象		技	
,655	0	0	0	23	42	36	17	31	26	19	23	7	7	50	0	23	19	31	14	27	36	t象 設置浄化:数 基数		技術管理者	
1,597	0	0	D	23	42	36	17	<u> </u>	26	19	23	7	7	50	45	21	19	<u> </u>	14	27	36	一件			
13,30	45			196	121	194	139	71	61	87	48	68	38	111	243	172	97	156	60	188	110	管理士登録人数		浄化槽管理士	

8. 浄化槽法第7条検査関係 (1)浄化槽法第7条検査結果(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

呸最熊大宫鹿油瓦泉熊大宫鹿油具崎本分崎 □ 縄	貝 崎 本 分 崎	4 長熊大宮兵崎本宮崎本谷崎	α 長熊士 μ 崎 本 τ	A 長具	Ä	14	画	部)维统	脚車	₩ ē 田 田	部 E P I		· 国	島	鳥取	和歌	操员	兵庫	大語	部は	二 淡	11 溪	事質	极中	長 野	Ei 耀:	-	三三三	推過	禁	尹	4 年	存存		技・現			型 数 田 %	in di in di	育・	北		都道府県名	(1))押化僧法弟/朱恢宜稻未
	_	™	同 河	這海	洄	洄	洄 :	洄 決	洄 :	洄 沿	画 爿	■ 沂	海	洄	洄	巨洞	洄	洄]	译	10 1	画派	這海	洄	洄	洄 :	汇 沪	== 1	一	三洄	幣	洞	画派	車	i 海	洄	洏!	洞	ョョ	i 洄	道		県	
225	002	6 013	3,U3Z	2,501	1,960	1,299	3,797	1.801	2.373	3,059	2 722	3,060	2,873	1,123	297	3,241	1,006	796	927	399	199	3,24/	7,281	2,011	1,343	1,426	442	637	1,694	1,186	207	6.791	5,200	2,714	4,724	5,413	872	1.136	2,154	1,744	1,485	全数	検査対象件数	
	993	6013	3,U3Z	2,501	1,960	1,299	3,797	1.801	2.373	3.059	9 688	3,060	2,873	1,123	297	3,241	1,006	796	927	399	3, 4 39	3,450	7,281	2,011	1,343	1,426	442	637	1,694	1,186	207	6.791	5,200	2,714	4,724	5,413	872	1.136	2,154	1,744	1,485	うち合併	象件数	(十)兆2044月
110010	993	6 904	3,032	2,323	1,945	1,299	3,797	1.553	2.247	3,059	2 722	3,046	2,873	1,201	239	3,535	1,006	793	927	507	3,307 199	3,540	5,904	2,009	1,249	1,366	442	637	1,538	836	185	5.578	4,697	2,714	4,358	4,865	826	1.284	2,224	1,530	1,438	全数	実施数	ロ~+j%29牛3月3 ロ/
110000	993	6 904	3,032	2,323	1,945	1,299	3,797	1.553	2.246	3.059	2,688	3,046	2,873	1,201	239	3,512	1,006	789	927	507	199	3,506	5,904	2,009	1,249	1,366	442	637	1,538	836	185	5.578	4,697	2,714	4,358	4,865	826	1.284	2,224	1,530	1,438	うち合併	数	年3月31日/
04.50	100.0%	90.0%	98.0%	92.9%	99.3%	100.0%	100.0%	86.3%	94.7%	100.0%	100.0%	0F 08	100.0%	100%*	80.4%	100%*	100.0%	99.7%	100.0%	100%*	100 0%	100%	81.1%	99.9%	93.0%	95.8%	100.0%	100.0%	90.8%	70.5%	89.2%	82.1%	90.3%	100.0%	92.3%	89.9%	94.8%	100%*	100%*	87.7%	96.8%	全数	必 を を	
04 50	100.0%	00.0%	98.0%	92.9%	99.3%	100.0%	100.0%	86.3%	94.7%	100.0%	100.0%	99.5% 95.0%	100.0%	100%*	80.4%	100%*	100.0%	99.2%	100.0%	100%*	100.0%	100%	81.1%	99.9%	93.0%	95.8%	100.0%	100.0%	90.8%	70.5%	89.2%	82.1%	90.3%	100.0%	92.3%	89.9%	94.8%	100%*	100%*	87.7%	96.8%	うち合併	樹	
77 386	179	6517	2,336 1 118	1,770	1,409	1,023	2,253	964	1.819	2.352	1 923	2,170	2,386	844	181	2,683	553	367	582	368	112	9,922	5,126	1,778	820	843	282	51 1	1,095	547	130	3,409	2,754	1,968	2,180	3,253	475	970	1,294	938	1,013	全数一	* + /	
77 360	179	6517	1 118	1,770	1,409	1,023	2,253	964	1.818	2.352	1 011	2,1/0	2,386	844	181	2,671	553	367	582	368	2,390	9 200	5,126	1,778	820	843	282	511	1,095	547	130	3.409	2,/54	1,968	2,180	3,253	475	970	1,294	938	1,013	x うち合併	通正	
% x x x	18.0%	04.4%	45.0%	76.2%	72.4%	78.8%	59.3%	62.1%	81.0%	76.9%	70.6%	03.4%	83.0%	70.3%	75.7%	75.9%	55.0%	46.3%	62.8%	72.6%	56.4%	60.1%	86.8%	88.5%	65.7%	61.7%	60 C 80 C 80 C 80 C	80.2%	71.2%	65.4%	70.3%	61.1%	51.0%	72.5%	50.0%	66.9%	57.5%	75.5%	58.2%	61.3%	.4%	全数		
68.5%	18.0%	04.4%	45.0%	76.2%	72.4%	78.8%	59.3%	62.1%	80.9%	76.9%	71 1%	02.4%	83.0%	70.3%	75.7%	76.1%	55.0%	46.5%	62.8%	72.6%	56.4%	60.1%	86.8%	88.5%	65.7%	61.7%	63.83 88.83	80.8% 80.8%	71.2%	65.4%	70.3%	61.1%	51.0%	72.5%	50.0%	66.9%	57.5%	75.5%	58.2%	61.3%		うち合併		
27717	549	104	1 130	540	480	213	1,211	456	379	536	888	596	478	287	52	830	444	309	178	117	84	1,921	570	0	310	501	116	43 44	372	272	28	1.677	2027	606	1,272	1,381	337	296	897 707	575	262	全数一・	泽	
27 603	549	104	1 130	540	480	213	1,211	456	379	536	656	343	478	287	52	819	444	308	178	117	84	797	570	0	310	501	116	43 44	372	272	28	1.677	2 02/1	606	1,272	1,381	337	296	897 707	575	262	うち合併	おおむね適正	検査結
24.5%	55.3 8° 8	2 80%	45.7%	23.2%	24.7%	16.4%	31.9%	29.4%	16.9%	17.5%	94 л _%	19.6%	16.6%	23.9%	21.8%	23.5%	44.1%	39.0%	19.2%	23.1%	42 2%	20.3%	9.7%	0.0%	24.8%	36.7%	26.2%	6.2% %%	24.2%	32.5%	15.1%	30.1%	34.0%	22.3%	29.2%	28.4%	40.8%	23.1%	40.3%	37.6%	.2%	全数 つき		無
24.5%	55.3%	30.50	45.7%	23.2%	24.7%	16.4%	31.9%	29.4%	16.9%	17.5%	24.4%	19.6%	16.6%	23.9%	21.8%	23.3%	44.1%	39.0%	19.2%	23.1%	49 2%	20.3%	9.7%	0.0%	24.8%	36.7%	26.2%	6.X %%	24.2%	32.5%	15.1%	30.1%	34.0% 46.0%	22.3%	29.2%	28.4%	40.8%	23.1%	40.3%	37.6%	18.2%	うち合併		
7 8 1 5	265	103	295	2 13	56	63	333	133	49	171	131 131	780	9	70	6	22	9	117	167	22	ა -	39/	208	231	119	22	44	8 5 5	71	17	27	492	191	140	906	231	14	1 8	n 33	17	63	全数 う	并	
7 802	265	103	295	13	56	63	333	133	49	171	191 191	780	9	70	6	22	9	114	167	22	သ ^ပ	397	208	231	119	22	44	8 3 ⊂	71	17	27	492	191	140	906	231	14	18 5	n 23	17	163	うち合併	五殿上	
6.9%	26.7%	200 0	စ (၄) ကို	0.6%	2.9%	4.8%	8.8%	ထ ၊ က ်	2.2%	ენე ენე	4.2%	3 7% 9.2%	0.3%	5.8%	2.5%	0.6%	0.9%	14.8%	18.0%	4.3%	1.5%	10.0%	3.5%	11.5%	9.5%	1.6%	10.0%	13.0%	4.6%	2.0%	14.6%		2.4%	5.2%	20.8%	4.7%	1.7%	1.4%	1.5%	1.1%	.3%	全数・元平		
6.9%	26.7%	300	٥ . ٧ . %	0.6%	2.9%	4.8%	8.8%	& I & I & S	2.2%	2.6%	4 5%	3 2 S	0.3%	5.8%	2.5%	0.6%	0.9%	14.4%	18.0%	4 3%	1.5%	10.0%	3.5%	11.5%	9.5%	1.6%	10.0%	13.0%	4.6%	2.0%	14.6%	.0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0 .0) A%	5.2%	20.8%	4.7%	1.7%	1.4%	1.5%	1.1%	11.3%	うち合併		

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査)

1 T			件	数	
			7条相		
	項	5~5	0人槽	51人権	曹以上
		単独	合併	単独	合併
不 適	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	9	4, 111	0	92
正の	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目 ^{※2} が不可	10	4, 494	0	63
主	・外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	1, 023	0	22
な 原	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	335	0	5
因	・その他【外観検査】	0	63	0	4
i F	(設置状況)				
ĺ	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	0	6	0	0
	01. 水平の状況	0 0	4	0	0
	02. 浮上または沈下の状況 03. 破損又は変形の状況	0	0 2	0	0
Ī	- 漏水の状況	0	68	Ö	1
[04. 漏水の状況	0	72	0	1
	05. 溢流の状況 ・ 浄化槽上部の状況	0	3 256	0	<u>0</u> 7
-	06. 上部スラブの打設の有無	1	36		,
	07. 嵩上げの状況	Ö 0	175	0 0 0	0 3
ŀ	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況 ・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	57 83	0	<u>4</u> 9
	- 内水、工砂寺の借内への派入状況 09. 雨水の流入状況		50	0	2
ţ	10 土砂の流入状況	0 0 0	5	0	Ō
ŀ	11. その他の特殊な排水の流入状況 ・ 内部設備の固定状況	3	3 <u>2</u> 172	0	7
-	12. スクリーン設備の固定状況		0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0 0 0	25	Ŏ Q	0 2 0
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況 15. ぱっ気装置の固定状況	0	29 15	0	<u> </u>
	16 増挫装置の固定状況	0	6	Ŏ	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0 0	5	Ŏ	Ŏ
問題	17. 汚足を受けるのが 17. 汚足返送装置及び汚泥移送装置の固定状況 18. 循環装置の固定状況 19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	3	0	<u>0</u> 1
の	20. 膜モジュールの固定状況	0 0 0	Ö	Ö	Ö
あ	21. 消毒設備の固定状況 22. 越流ぜきの固定状況		0 74 2 9	0 0 0	0 2 0
つ.	22. 赵流せさの固定状況 23. 隔壁、仕切板及び移流管(ロ)の固定状況	2 0 0 0	9 9	0	0
た検	24. その他の内部設備の固定状況		12	0	0 2
查	・設置に係るその他の状況	2	756	0	11
項	25. 設置場所の状況 26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	0	4 572	0	4 5 2
目	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況 27. 送風機の設置状況	0 0 2	123	0	ž
稪	28. 増改築等の状況 (設備の稼働状況)	0	104	0	0
数	・ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	1	151	0	4
回	29. ポンプの稼働状況	0	14	0	1
答可	30. 送風機の稼働状況 31. 駆動装置の稼働状況	1	151	Ŏ	3
~ -	おおり	1	126	0	4
į	32. ばっ気装置の稼働状況	1	124	0	4
	33. 攪拌装置の稼働状況	0	21	0	0
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	135 66	0	6 5
ŀ	35. 循環装置の稼働状況	0 0	109	0 0	1
Ţ	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	60	0	2
ŀ	・ 膜モジュールの稼働状況37. 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
}	37. 膜モンユールの稼働状況制御装置及び調整装置の稼働状況	0	66	0	4
ţ	38. 制御装置の稼働状況	0	32	0	4
ŀ	39. 調整装置の稼働状況 ・ 生物膜又は活性汚泥の状況	0	57 376	0	<u>0</u> 13
-	40. 生物膜の状況		428	0	15
j	41. 活性汚泥の状況	0	7	Ö	1
ļ	・設備の稼働に係るその他の状況	0	12	0	1
ŀ	42. その他の設備の稼働状況 (水の流れ方の状況)	0	13	0	
İ	管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	0	166	0	3
	43. 流入管渠(路)の水流の状況 44. 放流管渠(路)の水流の状況	0 0	63 81	0 0	3
, t	44. 水洲毛条(哈)切水洲切状沉	ı U	01	U	Ō
	45. 各単位装置間の水流の状況	0	56	0	0
	45. 各単位装置間の水流の状況 ・ 越流ぜきにおける越流状況 46. 越流ぜきにおける越流状況	0 0 0	56 10 15	0 0 0	0 0 0

		件数			
	-T			<u>検査</u>	
	項 目	5~5	0人槽		
		単独	合併	単独	合併
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	3	0	1
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況 48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0 0 0	l 1	0 0 0 0 0 0	Ò
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況 50. ぱっ気槽の水流の状況	<u>Q</u>	4/	<u>Q</u>	1
	50. ばっ気槽の水流の状況 51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況) N	47 2 53	Ň	0
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況 52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	Ŏ	94 0	Ŏ	2 0 0 0
	53. 平面酸化压及び散水ろ压の水流の状況	Ō	0	0	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	26	<u>0</u>	<u>0</u>
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況 ・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	3	55 104	0	1
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	Ö
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0 0	0	0	0
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	Q	41	<u> </u>	Ŏ
	59. ぱっ気槽及び接触ぱっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況 60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	4 0	N N	V N
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		4 9 62 15	Ö	ŏ
[62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	Ō	15	Ŏ	Ŏ
	63. 消泡ボンプ槽及び水中プロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況 65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0 0 0 0	0 0 2	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
-	・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	4	0	3
問	66. 汚泥の流出状況	Ö	25	Ö	3
題	(使用の状況)	_	1 110		
の	特殊な排水等の流入状況67. 油脂類の流入状況	0	116	0	8
あ	67. 油脂類の流入状況 68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	97 55	0 0	6 4
2	 異物の流入状況 	Ŏ	2	Ŏ	2
た	69. 異物の流入状況	1	13	0	2
検査	・ 使用に係るその他の状況 70 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	51 99	0	5
項	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況 (悪臭の発生状況)		99	U	5
Î	・悪臭の発生状況	0	7	0	1
	71. 悪臭の発生状況	Ō	4 3	Q	1
稪	72. 悪臭防止措置の実施状況 (消毒の実施状況)	0	3	0	Ö
数	・消毒の実施状況	10	3. 151	0	69
回答	73. 消毒剤の有無	10	1, 886	Ŏ	62
白可	74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1, 545	0	12
۲	(カ、ハエ等の発生状況) ・ カ、ハエ等の発生状況	0	0	0	0
	・ ガ、ハエ寺の発生状況	0	3	0	0
	その他	Ö	28	Ö	4
	【水質検査】				
	・ 水素イオン濃度・ 活性汚泥沈殿率	0	35	0	2
	・ 溶存酸素量	4	128	0	4
	• 透視度	1	1, 466	0	32
	・塩化物イオン濃度	3	_	0	_
	・ 残留塩素濃度・ 生物化学的酸素要求量	11 3	2, 303 2, 128	0	55 35
	・ その他	0	8	0	0
	[書類検査]				
	(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))	10	0 507		40
	・記録の有無・記録の内容	10 0	2, 597	0	49
	· 記録の内容 ・ 保守点検の回数	3	400 2.887	0	38
	(清掃記録)		_, 50,		
	記録の有無	-	_	-	-
	・記録の内容・清掃の回数		_	_	
	・ 清掃の凹数・ その他		_	_	
	- 【ひ他				

※1)「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部(消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、汚泥の流出状況)」 ※2)「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」 (注)「不適正の主な原因」には、一部未集計の都道府県を含んでいない。

. 浄化槽法第11条検査関係

都道府県名)浄化槽法第11条検査結果 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。 遞 563,250 218,912 33,512 38,083 489,992 540,330 486,927 256,820 233,988 89,748 171,844 52,894 68,788 135,005 143,064 134,212 146,339 150,030 164,576 192,109 27,172 68,083 101,468 144,257 162,796 189,403 25,747 163,370 166,753 164,417 113,066 117,594 50,550 46,648 53,475 147,676 85,910 67,610 63,632 73,513 検査対象件数 (平成28年4月1日~平成29年3月31日) 3,356,863 112,944 19,578 23,413 47,340 232,817 214,123 97,273 101,370 139,494 161,288 24,777 33,058 102,130 88,524 60,789 158,494 190,963 54,217 77,080 70,728 34,355 124,494 50,856 54,856 71,750 75,109 43,859 30,094 90,279 42,179 67,846 17,500 13,077 21,722 9,130 39,944 50,719 118,000 43,429 35,216 37,665 11,565 70,733 2,934,202 151,370 110,741 58,152 80,814 107,890 73,143 13,560 157,245 14,072 48,645 219,420 60,560 82,689 60,486 72,298 52,954 83,758 73,996 58,515 60,501 13,281 52,113 17,869 14,643 21,955 44,339 68,056 96,082 71,007 88,979 42,044 18,086 15,567 34,957 16,272 133,537 3,949 22,559 52,064 実施数 ,975,519 49,198 57,758 55,704 96,959 68,103 36,391 36,616 37,975 59,106 63,059 64,635 72,099 30,429 38,020 98,357 30,042 10,223 35,230 69,880 73,373 93,925 52,918 9,790 10,236 9,118 13,581 41,184 42,403 31,616 43,493 13,955 14,817 13,133 32,098 12,258 93,829 27,389 42,911 49,401 8,049 3,289 88.0% 61.2% 42.3% 53.9% 90.8% 67.4% 51.4% 71.4% 51.8% 31.5% 47.5% 33.4% 40.5% 32.2% 31.4% 41.1% 49.3% 17.6% 60.7% 20.0% 96.6% 13.2% 13.8% 9.2% 16.5% 15.3% 70.5% 14.0% 受検率 69.6% 90.9% 80.3% 46.4% 66.7% 60.6% 74.2% 94.9% 76.9% 21.6% 46.9% 50.0% 63.3% 49.29 31.1% 47.3% 58.5% 62.59 58.9% 74.8% 79.0% 54.7% 46.3% 98.89 36.0% 16.3% 110,051 66,458 48,137 全数 32,859 148,918 35,934 62,607 50,203 27,107 85,559 33,772 39,119 67,874 47,305 10,801 14,288 49,036 58,793 73,542 20,745 30,332 33,730 92,108 61,181 51,770 49,551 37,027 33,537 40,000 14,469 10,534 17,350 18,802 13,477 17,061 33,634 9,208 3,293 7,977 7,858 件数 うち合併 405,855 31,832 21,095 74,299 47,920 25,093 20,513 37,022 63,259 26,196 28,694 51,211 30,897 30,996 23,242 35,835 16,756 41,987 70,465 38,486 11,917 53,008 66,255 11,542 36,095 40,637 59,737 48,705 16,700 26,948 34,015 10,047 16,250 6,377 4,553 8,408 8,329 9,561 7,520 5,713 9,098 2,777 適正 51.5% 81.3% 67.0% 80.3% 64.6% 82.1% 76.3% 42.8% 42.9% 84.6% 85.8% 72.7% 60.0% 82.8% 56.7% 67.5% 80.0% 68.2% 60.2% 85.6% 83.4% 75.6% 27.4% 57.9% 72.8% 94.7% 92.0% 90.4% 49.6% 95.9%68.8% 72.9% 73.6% 79.6% 本刀 うち合併 72.2% 67.4% 91.3% 85.0% 68.3% 72.7% 61.7% 82.8% 53.9% 80.4% 82.2% 94.8% 62.3% 69.3% 50.6% 87.6% 84.4% 78.0% 69.0% 48.5% 94.7% 80.2% 85.2% 71.2% 81.5% 64.7% 83.3% 76.8% 45.0% 82.4% 86.0% 55.5% 75.5% 28.5% 58.4% 70.0% 75.4% 71.0% 61.0% 73.8% 76.4% 45.8% 56.6% 77.9% 9,222 7,274 23,848 28,950 37,836 31,564 9,450 37,783 12,197 5,489 19,865 28,770 33,298 20,997 13,605 20,670 12,784 11,874 15,016 16,897 12,317 8,397 1,886 3,529 5,325 11,000 2,516 17,313 15,499 4,596 5,078 2,211 531 うち合併 検査結果 おおむね適正 25,135 18,377 26,264 29,652 15,789 22,935 3,310 12,246 7,991 7,919 19,782 19,265 5,973 3,466 8,167 10,335 10,924 15,236 3,942 2,841 3,447 1,448 1,562 全数 24.5% 45.0% 24.9% 10.9% 24.8% 14.4% 43.8% 25.0% 28.5% 20.4% 39.7% 47.0% 14.2% 19.5% 16.7% 24.6% 26.7% 29.5% 32.7% 13.4% 22.5% 23.8% 23.6% 33.3% 28.8% 40.5% 10.1% 0.0% 本汨 ち合併 41.5% 24.99 13.89 48.69 25.99 27.29 44.99 25.09 28.09 28.39 43.89 33.79 28.89 50.29 21.89 15.69 28.39 43.1% 20.99 43.2% 14.2% 19.2% 40.39 15.4% 0.0 11.59 11.29 20.49 13.09 8.5 17.69 46,456 594
17,155
264
879
157
2,181
3,536
12,719 11,910 213 88 3,681 6,425 2,935 5,123 9,684 2,896 350 9,988 2,167 1,038 8,327 2,156 5,578 942 1,152 437 2,108 6,801 1,028 1,223 125 420 1,792 件数 84,289 367 9,947 170 580 30 1,362 1,362 1,362 1,362 1,362 2,709 883 951 1,123 2,207 99 883 951 1,123 2,207 951 1,136 4,244 4,244 4,244 4,244 4,244 4,244 4,244 4,244 4,244 4,42 412 312 1,794 3,625 1,988 4,402 7,749 135 2,561 234 820 936 638 277 1,826 4,091 .13 不適正 760 855 85 192 479 32.9% 1.5% 0.5% 16.3% 11.5% 5.2% 1.5% 4.5% 5.3% 5.0% 1.6% 2.7% 0.2% 2.8% 3.2% 1.9% 1.5 本刀 28.2% 14.6%

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査)

			件数 11条検査				
	項 目		0人槽	<u>51人</u>			
不	 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目^{※1}が不可 	単独 26.061	合併 25,845	<u>単独</u> 900	<u>合併</u> 1, 906		
適正	 ・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目^{※2}が不可 	32, 407	35, 421	419	1, 495		
の主	・外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	6, 757	13, 534	220	862		
な	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	651	1, 610	35	83		
原因	その他	1, 921	3, 175	85	181		
	【外観検査】 (設置状況)						
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	718	314	64	53		
	01. 水平の状況 02. 浮上または沈下の状況	24	21 3 295	7 2 57	4		
	02. 洋エまにはルトの状況 03. 破損又は変形の状況	14 688	ა 295	<u>2</u> 57	2 47		
	漏水の状況	4, 525	2, 057	261	306		
	04. 漏水の状況 05. 溢流の状況	4, 992 68	2, 052 136	270 11	301 17		
	・ 浄化槽上部の状況	2, 310	1, 643	124	467		
	06. 上部スラブの打設の有無 07. 嵩上げの状況	146 174	43 284	5 12	5 9		
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	2, 021	1, 328	111	454		
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況 09. 雨水の流入状況	201 62	285 127	33 14	55 34		
	10. 土砂の流入状況	64	147 24 141	9	34 7		
	11. その他の特殊な排水の流入状況	87		12	20		
	・ 内部設備の固定状況 12. スクリーン設備の固定状況	5, 448 1	5, 846 26	250 0	903 104		
	12. スクリーン設備の固定状況 13. ボンブ設備の固定状況 14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況 15. ぱっ気装置の固定状況 16. 攪拌装置の固定状況	47	136	0 12	100		
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況 	628 359	3, 699 318	16 21	205 159		
	16. 攪拌装置の固定状況	4	143	16 21 0	28		
問	- 1/ 方派返送装直及ひ方派移送装直の固定状況	5	46	4	84 0 22		
題	18. 循環装置の固定状況 19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	, 82	28 82	0 3	22		
の	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況 20. 厚モジュールの固定状況	2.504	3 790	0 50	1		
あ	21. 消毒設備の固定状況 22. 越流ぜきの固定状況	1 2, 504 121	790 150	50 6	26 29 179		
った	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	1, 953	687	6 78			
検	24. その他の内部設備の固定状況 ・ 設置に係るその他の状況	215 2, 450	108 3. 880	98 148	117 221		
査	25. 設置場所の状況	18	14	1	10		
項目	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況 27. 送風機の設置状況	1, 876 785	2, 558 1, 297	117	145		
		765 50	352	43 2	75 8		
稪数	(設備の稼働状況)	7 004	10 010	000	1 147		
数回	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況 29 ポンプの稼働状況	7, 694 263	13, 018 1 121	293 67	1, 147 392		
答	30. 送風機の移動状況	8,047	13, 380	238	734		
可〉	31. 駆動装置の稼働状況ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	26 2, 184	10 4, 458	6 121	206 373		
	32. ばっ気装置の稼働状況	2, 796	5, 498	135	343 82		
	33. <u>攪拌装置の稼働状況</u> ・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	9 693	78 3, 570	0 26	82 253		
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	98	2. 381	10	252		
	35. 循環装置の稼働状況	4	2,003	0 21	36		
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況 ・ 膜モジュールの稼働状況	810 2	2, 677 0	0	121 9		
	37. 膜モジュールの稼働状況	2	40	0	9		
	- 制御装置及び調整装置の稼働状況 38. 制御装置の稼働状況	13 19	1, 571 1, 283	4 6	174 142		
	39. 調整装置の稼働状況	1	860	6 0	74		
	生物膜又は活性汚泥の状況40.生物膜の状況	1, 636 1, 548	3, 985 4, 366	89 60	213 224		
	41. 活性汚泥の状況	1, 546 315	30	51	224 36		
	・設備の稼働に係るその他の状況	86	330	26	100		
	42. その他の設備の稼働状況 (水の流れ方の状況)	216	486	26	100		
	管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	2, 982	2, 099	206	240		
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	543	564	71 76	92 50		
	44. 放流管渠(路)の水流の状況 45. 各単位装置間の水流の状況	1, 738 1, 232	870 1. 072	76 102	50 155		
	・ 越流ぜきにおける越流状況	445	232	44	94		
	46. 越流ぜきにおける越流状況 ・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	693 4, 010	427 6. 510	44 324	94 494		
	отихими	4,010	0, 510	JZ4	434		

		件数				
	項 目		11条検査 5~50人槽 51人槽以上			
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	単独 108	合併 342	単独 26	<u>合併</u> 102	
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	56	26 0 0 90	80	
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	7	1, 612 139	0	19 46 202	
	50. ぱっ気槽の水流の状況 51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	647	139	90	46	
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況 52. 生物の過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	1,00 <u>2</u> 9	1, 912 2, 925	45 5	202 52	
	53 半面啜化体及八散水石体(()水流(()状况	0 7 647 1, 852 9 359 1, 216	1/	110	52 3 129	
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1, 216	815	66	129	
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況 ・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	1, 305 4, 040	855 4. 058	112 67	123 194	
	56 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	4, 040 0 0				
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	Ŏ	4 36	0 0	6 <u>1</u> 3	
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	1.845	2, 555	14	51	
	59. ぱっ気槽及び接触ぱっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況 60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	380 5	293 257	9	1 <u>2</u>	
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	5 1, 690	1, 021	21	56	
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	941	497	37	31	
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況 64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1 12	1 25	14 9 0 21 37 0	31 2 20	
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	6	208	1	49	
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	1, 110	427	31	33	
問	66. 汚泥の流出状況	1, 509	841	31	33	
題	(使用の状況)	1/10	0EE	10	00	
の	- 特殊な排水等の流入状況 67. 油脂類の流入状況	148 11	955 648	13 1	99 103	
あ	68. 処理対象以外の排水の流入状況	144	410	12	13	
った	・異物の流入状況	22	88	2	20	
検	69. 異物の流入状況 ・ 使用に係るその他の状況	48 284	214 1. 793	2 33	20 72	
査	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	396	2. 203	33	72	
項	(悪臭の発生状況)					
目	・ 悪臭の発生状況71. 悪臭の発生状況	81	207 198	6	14	
稪	71. 悪臭の発生状況 72. 悪臭防止措置の実施状況	71 15	13	5 1	9 6	
数	(消毒の実施状況)			•		
回	・消毒の実施状況	14, 506	13, 926	282	584	
答	73. 消毒剤の有無 74. 処理水と消毒剤の接触状況	13, 872 2, 684	12, 903 3, 506	223 92	510 146	
口〉	(カ、ハエ等の発生状況)	2, 004	0,000	JL	170	
	・カ、ハエ等の発生状況	15	45	0	2	
	75. カ、ハエ等の発生状況 ・ その他	34 53	102 353	0	2 116	
	「水質検査」	JJ	JJJ		110	
	・ 水素イオン濃度	1, 427	1, 341	38	46	
	• 活性汚泥沈殿率	- 6 212	7, 637	- 166	- 262	
	・ 溶存酸素量・ 透視度	6, 313 3, 740	13. 557	166 117	362 589	
	・ 塩化物イオン濃度		-	_	-	
	残留塩素濃度		11, 826	262	494	
	・ 生物化学的酸素要求量・ その他	8, 792 291	19, 204 198	247 10	690 9	
	「「書類検査」	<i>L3</i> I	130	IU	J	
	(保守点検記録(使用開始直前の記録を含む))					
	・記録の有無		11, 163	161	249	
	・ 記録の内容・ 保守点検の回数	2, 445 12, 628	1, 218 7, 290	13 94	27 290	
	(清掃記録)	12, 020	1, 230	J 1	230	
	記録の有無		16, 409	1 <u>55</u>	729	
	記録の内容	1, 406	3, 411	17	151	
	・ 清掃の回数・ その他	13	33, 142 29	342 0	1, 008 7	
			۷.	•		

(1)浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの(第7条検査)

ァ	5~50人	, ti
	3 30 2	< 1⊓

7. 3 30入宿					
BODの範囲	検査方法		合計	割合	
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し		리ㅁ	
x≦5	9,566	31,131	40,697	35.1%	
5 <x≦10< td=""><td>7,627</td><td>22,427</td><td>30,054</td><td>25.9%</td></x≦10<>	7,627	22,427	30,054	25.9%	
10 <x≦15< td=""><td>3,669</td><td>10,950</td><td>14,619</td><td>12.6%</td></x≦15<>	3,669	10,950	14,619	12.6%	
15 <x≦20< td=""><td>2,130</td><td>7,011</td><td>9,141</td><td>7.9%</td></x≦20<>	2,130	7,011	9,141	7.9%	
20 <x≦30< td=""><td>2,062</td><td>7,318</td><td>9,380</td><td>8.1%</td></x≦30<>	2,062	7,318	9,380	8.1%	
30 <x≦40< td=""><td>856</td><td>3,505</td><td>4,361</td><td>3.8%</td></x≦40<>	856	3,505	4,361	3.8%	
40 <x≦50< td=""><td>483</td><td>2,004</td><td>2,487</td><td>2.1%</td></x≦50<>	483	2,004	2,487	2.1%	
50 <x≦60< td=""><td>227</td><td>1,202</td><td>1,429</td><td>1.2%</td></x≦60<>	227	1,202	1,429	1.2%	
60 <x≦90< td=""><td>339</td><td>1,718</td><td>2,057</td><td>1.8%</td></x≦90<>	339	1,718	2,057	1.8%	
90 <x≦120< td=""><td>120</td><td>765</td><td>885</td><td>0.8%</td></x≦120<>	120	765	885	0.8%	
120 <x≦160< td=""><td>53</td><td>390</td><td>443</td><td>0.4%</td></x≦160<>	53	390	443	0.4%	
160 <x< td=""><td>48</td><td>456</td><td>504</td><td>0.4%</td></x<>	48	456	504	0.4%	
合計	27,180	88,877	116,057	100.0%	
平均値	12.3	14.7	14.1		

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲	検査方法		合計	割合
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し		리ㅁ
x≦5	69	541	610	39.9%
5 <x≦10< td=""><td>65</td><td>263</td><td>328</td><td>21.4%</td></x≦10<>	65	263	328	21.4%
10 <x≦15< td=""><td>16</td><td>153</td><td>169</td><td>11.0%</td></x≦15<>	16	153	169	11.0%
15 <x≦20< td=""><td>10</td><td>105</td><td>115</td><td>7.5%</td></x≦20<>	10	105	115	7.5%
20 <x≦30< td=""><td>6</td><td>114</td><td>120</td><td>7.8%</td></x≦30<>	6	114	120	7.8%
30 <x≦40< td=""><td>1</td><td>53</td><td>54</td><td>3.5%</td></x≦40<>	1	53	54	3.5%
40 <x≦50< td=""><td>4</td><td>31</td><td>35</td><td>2.3%</td></x≦50<>	4	31	35	2.3%
50 <x≦60< td=""><td>2</td><td>17</td><td>19</td><td>1.2%</td></x≦60<>	2	17	19	1.2%
60 <x≦90< td=""><td>2</td><td>33</td><td>35</td><td>2.3%</td></x≦90<>	2	33	35	2.3%
90 <x≦120< td=""><td>0</td><td>22</td><td>22</td><td>1.4%</td></x≦120<>	0	22	22	1.4%
120 <x≦160< td=""><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>0.5%</td></x≦160<>	0	7	7	0.5%
160 <x< td=""><td>0</td><td>16</td><td>16</td><td>1.0%</td></x<>	0	16	16	1.0%
合計	175	1,355	1,530	100.0%
平均值	9.5	16.6	15.7	

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2)浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5~50人槽

BODの範囲	検査方法		合計	割合		
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し				
x≦5	65,901	507,208	573,109	37.7		
5 <x≦10< td=""><td>50,321</td><td>362,366</td><td>412,687</td><td>27.1</td></x≦10<>	50,321	362,366	412,687	27.1		
10 <x≦15< td=""><td>17,249</td><td>178,350</td><td>195,599</td><td>12.9</td></x≦15<>	17,249	178,350	195,599	12.9		
15 <x≦20< td=""><td>9,054</td><td>108,070</td><td>117,124</td><td>7.7</td></x≦20<>	9,054	108,070	117,124	7.7		
20 <x≦30< td=""><td>7,757</td><td>105,391</td><td>113,148</td><td>7.4</td></x≦30<>	7,757	105,391	113,148	7.4		
30 <x≦40< td=""><td>2,719</td><td>44,547</td><td>47,266</td><td>3.1</td></x≦40<>	2,719	44,547	47,266	3.1		
40 <x≦50< td=""><td>1,389</td><td>22,504</td><td>23,893</td><td>1.6</td></x≦50<>	1,389	22,504	23,893	1.6		
50 <x≦60< td=""><td>572</td><td>11,914</td><td>12,486</td><td>0.8</td></x≦60<>	572	11,914	12,486	0.8		
60 <x≦90< td=""><td>658</td><td>14,786</td><td>15,444</td><td>1.0</td></x≦90<>	658	14,786	15,444	1.0		
90 <x≦120< td=""><td>271</td><td>4,637</td><td>4,908</td><td>0.3</td></x≦120<>	271	4,637	4,908	0.3		
120 <x≦160< td=""><td>130</td><td>1,960</td><td>2,090</td><td>0.1</td></x≦160<>	130	1,960	2,090	0.1		
160 <x< td=""><td>130</td><td>2,194</td><td>2,324</td><td>0.2</td></x<>	130	2,194	2,324	0.2		
合計	156,151	1,363,927	1,520,078	100.0		
平均値	9.1	11.9	11.6			
注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。						

イ. 51人槽以上

BODの範囲	検査方法		合計	割合	
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し		리ㅁ	
x≦5	1,825	18,468	20,293	47.6%	
5 <x≦10< td=""><td>1,539</td><td>8,418</td><td>9,957</td><td>23.4%</td></x≦10<>	1,539	8,418	9,957	23.4%	
10 <x≦15< td=""><td>462</td><td>3,943</td><td>4,405</td><td>10.3%</td></x≦15<>	462	3,943	4,405	10.3%	
15 <x≦20< td=""><td>232</td><td>2,359</td><td>2,591</td><td>6.1%</td></x≦20<>	232	2,359	2,591	6.1%	
20 <x≦30< td=""><td>198</td><td>2,247</td><td>2,445</td><td>5.7%</td></x≦30<>	198	2,247	2,445	5.7%	
30 <x≦40< td=""><td>70</td><td>1,004</td><td>1,074</td><td>2.5%</td></x≦40<>	70	1,004	1,074	2.5%	
40 <x≦50< td=""><td>48</td><td>535</td><td>583</td><td>1.4%</td></x≦50<>	48	535	583	1.4%	
50 <x≦60< td=""><td>19</td><td>325</td><td>344</td><td>0.8%</td></x≦60<>	19	325	344	0.8%	
60 <x≦90< td=""><td>24</td><td>468</td><td>492</td><td>1.2%</td></x≦90<>	24	468	492	1.2%	
90 <x≦120< td=""><td>15</td><td>198</td><td>213</td><td>0.5%</td></x≦120<>	15	198	213	0.5%	
120 <x≦160< td=""><td>5</td><td>89</td><td>94</td><td>0.2%</td></x≦160<>	5	89	94	0.2%	
160 <x< td=""><td>12</td><td>126</td><td>138</td><td>0.3%</td></x<>	12	126	138	0.3%	
合計	4,449	38,180	42,629	100.0%	
平均値	9.6	11.0	10.9		

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

②処理性能がBOD30mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5~50人槽

7. 3~30人帽					
BODの範囲	検査方法		合計	割合	
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し		리ㅁ	
x≦5	0	294	294	53.7%	
5 <x≦10< td=""><td>0</td><td>148</td><td>148</td><td>27.1%</td></x≦10<>	0	148	148	27.1%	
10 <x≦15< td=""><td>0</td><td>49</td><td>49</td><td>9.0%</td></x≦15<>	0	49	49	9.0%	
15 <x≦20< td=""><td>0</td><td>25</td><td>25</td><td>4.6%</td></x≦20<>	0	25	25	4.6%	
20 <x≦30< td=""><td>0</td><td>18</td><td>18</td><td>3.3%</td></x≦30<>	0	18	18	3.3%	
30 <x≦40< td=""><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>1.3%</td></x≦40<>	0	7	7	1.3%	
40 <x≦50< td=""><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2%</td></x≦50<>	0	1	1	0.2%	
50 <x≦60< td=""><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2%</td></x≦60<>	0	1	1	0.2%	
60 <x≦90< td=""><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0.7%</td></x≦90<>	0	4	4	0.7%	
90 <x≦120< td=""><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0%</td></x≦120<>	0	0	0	0.0%	
120 <x≦160< td=""><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0%</td></x≦160<>	0	0	0	0.0%	
160 <x< td=""><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0%</td></x<>	0	0	0	0.0%	
合計	0	547	547	100.0%	
平均值	_	7.3	7.3		
注) 学粉加田の間	で L ム 計が合・	わたい担合がも	Z	·	

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲	検査方法		合計	割合
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し	<u>.</u>	
x≦5	276	3,016	3,292	49.3%
5 <x≦10< td=""><td>171</td><td>1,320</td><td>1,491</td><td>22.3%</td></x≦10<>	171	1,320	1,491	22.3%
10 <x≦15< td=""><td>52</td><td>660</td><td>712</td><td>10.7%</td></x≦15<>	52	660	712	10.7%
15 <x≦20< td=""><td>18</td><td>375</td><td>393</td><td>5.9%</td></x≦20<>	18	375	393	5.9%
20 <x≦30< td=""><td>27</td><td>390</td><td>417</td><td>6.2%</td></x≦30<>	27	390	417	6.2%
30 <x≦40< td=""><td>4</td><td>159</td><td>163</td><td>2.4%</td></x≦40<>	4	159	163	2.4%
40 <x≦50< td=""><td>1</td><td>70</td><td>71</td><td>1.1%</td></x≦50<>	1	70	71	1.1%
50 <x≦60< td=""><td>2</td><td>38</td><td>40</td><td>0.6%</td></x≦60<>	2	38	40	0.6%
60 <x≦90< td=""><td>0</td><td>62</td><td>62</td><td>0.9%</td></x≦90<>	0	62	62	0.9%
90 <x≦120< td=""><td>1</td><td>22</td><td>23</td><td>0.3%</td></x≦120<>	1	22	23	0.3%
120 <x≦160< td=""><td>1</td><td>10</td><td>11</td><td>0.2%</td></x≦160<>	1	10	11	0.2%
160 <x< td=""><td>0</td><td>8</td><td>8</td><td>0.1%</td></x<>	0	8	8	0.1%
合計	553	6,130	6,683	100.0%
平均値	7.5	10.2	10.0	

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③処理性能がBOD60mg/L以下のもの(第11条検査)

ア. 5~50人槽

ア. 5~50人槽					
BODの範囲	検査方法		合計	割合	
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し			
x≦5	0	83	83	26.2%	
5 <x≦10< td=""><td>0</td><td>63</td><td>63</td><td>19.9%</td></x≦10<>	0	63	63	19.9%	
10 <x≦15< td=""><td>0</td><td>48</td><td>48</td><td>15.1%</td></x≦15<>	0	48	48	15.1%	
15 <x≦20< td=""><td>0</td><td>26</td><td>26</td><td>8.2%</td></x≦20<>	0	26	26	8.2%	
20 <x≦30< td=""><td>0</td><td>37</td><td>37</td><td>11.7%</td></x≦30<>	0	37	37	11.7%	
30 <x≦40< td=""><td>0</td><td>25</td><td>25</td><td>7.9%</td></x≦40<>	0	25	25	7.9%	
40 <x≦50< td=""><td>0</td><td>10</td><td>10</td><td>3.2%</td></x≦50<>	0	10	10	3.2%	
50 <x≦60< td=""><td>0</td><td>7</td><td>7</td><td>2.2%</td></x≦60<>	0	7	7	2.2%	
60 <x≦90< td=""><td>0</td><td>9</td><td>9</td><td>2.8%</td></x≦90<>	0	9	9	2.8%	
90 <x≦120< td=""><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>1.6%</td></x≦120<>	0	5	5	1.6%	
120 <x≦160< td=""><td>0</td><td>3</td><td>3</td><td>0.9%</td></x≦160<>	0	3	3	0.9%	
160 <x< td=""><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0.3%</td></x<>	0	1	1	0.3%	
合計	0	317	317	100.0%	
平均値	_	19.4	19.4		
注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。					

イ. 51人槽以上 BODの節囲

BODの範囲	検査方法		合計	割合
(mg/L)	ATU添加有り	ATU添加無し		리ㅁ
x≦5	957	4,256	5,213	43.2%
5 <x≦10< td=""><td>447</td><td>2,163</td><td>2,610</td><td>21.6%</td></x≦10<>	447	2,163	2,610	21.6%
10 <x≦15< td=""><td>143</td><td>1,153</td><td>1,296</td><td>10.7%</td></x≦15<>	143	1,153	1,296	10.7%
15 <x≦20< td=""><td>82</td><td>765</td><td>847</td><td>7.0%</td></x≦20<>	82	765	847	7.0%
20 <x≦30< td=""><td>68</td><td>811</td><td>879</td><td>7.3%</td></x≦30<>	68	811	879	7.3%
30 <x≦40< td=""><td>43</td><td>417</td><td>460</td><td>3.8%</td></x≦40<>	43	417	460	3.8%
40 <x≦50< td=""><td>16</td><td>230</td><td>246</td><td>2.0%</td></x≦50<>	16	230	246	2.0%
50 <x≦60< td=""><td>9</td><td>139</td><td>148</td><td>1.2%</td></x≦60<>	9	139	148	1.2%
60 <x≦90< td=""><td>12</td><td>186</td><td>198</td><td>1.6%</td></x≦90<>	12	186	198	1.6%
90 <x≦120< td=""><td>7</td><td>85</td><td>92</td><td>0.8%</td></x≦120<>	7	85	92	0.8%
120 <x≦160< td=""><td>2</td><td>39</td><td>41</td><td>0.3%</td></x≦160<>	2	39	41	0.3%
160 <x< td=""><td>3</td><td>48</td><td>51</td><td>0.4%</td></x<>	3	48	51	0.4%
合計	1,789	10,292	12,081	100.0%
平均値	8.8	13.9	13.2	

注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11.指定検査機関関係 (1)指定検査機関の検査体制(平成29年4月現在)

北青岩宮秋 山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	森手城田 形 島城木馬 玉 葉京 川 潟 山川井	道 県 県 県 県 県 県 県 郡 県 県 県 県 県 県 県	指定検査機関名 公益社団法人北海道浄化槽協会 一般社団法人青森県浄化槽検査センター 公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター 公益財団法人が田県総合保健事業団 一般財団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人孫城県水質保全協会 一般社団法人が城県水質保全協会 一般社団法人が東県環境検査事業団 一般社団法人がま県環境検査事業団 一般社団法人持玉県環境検査研究協会 一般社団法人与玉県浄化槽協会 公益社団法人「華県浄化槽協会 公益社団法人「東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人中奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人所禁川県保健協会 一般財団法人所護衛生や央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所	検査員数 47 20 22 28 25 8 16 26 36 44 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16 16 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0 0 5 5 0 4 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 1 0 0 0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
青岩宮秋 山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	森手城田 形 島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県県県県県県県駅駅 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター 公益社団法人岩手県浄化槽協会 公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター 公益財団法人和明県総合保健事業団 一般財団法人山形県水質保全協会 公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人、福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人が本県浄化槽協会 公益財団法人がま県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人与玉県環境検査研究協会 一般社団法人「華県浄化槽協会 公益社団法人「東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益村団法人日本環境衛生センター 公益村団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人、神奈川県保健協会 一般財団法人、神奈川県保健協会 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター	20 22 28 25 8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 8 7 7 8 21 26	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 5 5 0 4 4 0 0 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
岩宮秋 山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	手城田 形 島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県県県 県 県 県 県 県 都 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	公益社団法人岩手県浄化槽協会 公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター 公益財団法人秋田県総合保健事業団 一般財団法人山形県理化学分析センター 公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人がま県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人「共東県浄化槽協会 公益社団法人「共東県浄化槽協会 公益社団法人「共東県浄化槽検査センター 公益村団法人日本環境衛生センター 公益村団法人中奈川県生活水保全協会 一般村団法人神奈川県保健協会 一般村団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人「大越総合健康開発センター 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生可究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人「大越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター	22 28 25 8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0 0 5 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
宮秋 山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長 奈	城田 形 島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県 県 </td <td>公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター 公益財団法人秋田県総合保健事業団 一般財団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人張城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人持玉県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人与玉県ア化槽協会 公益社団法人「共東県浄化槽協会 公益社団法人「東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益財団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県失健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人「大越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生可究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター</td> <td>28 25 8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 8 7 8 21 26 16</td> <td>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>0 0 0 0 0 0 5 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>0 0 0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td>	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター 公益財団法人秋田県総合保健事業団 一般財団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人張城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人持玉県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人与玉県ア化槽協会 公益社団法人「共東県浄化槽協会 公益社団法人「東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益財団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県失健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人「大越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生可究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	28 25 8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 5 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
秋 山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長 奈	田 形 島城木馬 玉 葉京 川 湯 山川井梨	県 県 県 県 県 県 都 県 県 県 県 県 県	公益財団法人秋田県総合保健事業団 一般財団法人山形県理化学分析センター 公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益財団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人「東東浄化槽検査センター 公益社団法人日本環境の土センター 公益財団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人主越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	25 8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 5 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0
山 福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	形 島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県県県県県駅 県県県県県	一般財団法人山形県理化学分析センター 公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人が城県水質保全協会 一般社団法人が本県浄化槽協会 公益財団法人持玉県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益社団法人日本環境衛生センター 公益財団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人主越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	8 16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 3 3 0 925 0 0 0 0 2 1 1 2 0 2
福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長 奈	島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県県県県県 県県県県	公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益社団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人「英東県浄化槽協会 公益社団法人下葉県浄化槽検査センター 公益財団法人日本環境衛生センター 公益社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人主越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター 一般財団法人上越環境科学センター	16 26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 925 0 0 0 2 1 2 0 2 0
福茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長 奈	島城木馬 玉 葉京 川 温 山川井梨	県県県県県 県県県県	公益社団法人福島県浄化槽協会 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益財団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益社団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人主越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人具央研究所	26 36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 33 0 925 0 0 0 2 1 1 2 0 0
茨栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	城木馬 玉 葉 京 湯 山川井梨	県 県 県 県 都 県 県 県 県 県 県 県	公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益財団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	36 4 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	5 0 4 0 0 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3 0 925 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0
栃群 埼 千東 神 新 富石福山長	木馬 玉 葉京 川	県県県 県都県 県県県	一般社団法人栃木県浄化槽協会 公益財団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	4 37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 4 0 0 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0 0 0	0 925 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0
群 埼 千東 神 新 富石福山長	馬玉葉京 湯 山川井梨	県 県 都 県 県 県 県 県 県	公益財団法人群馬県環境検査事業団 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人下葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	37 44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	4 0 0 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0 0 0	925 0 0 0 0 2 1 1 2 0 0
埼 千東 神 新 富石福山長	玉葉京川温山川井梨	県 県 都 県 県 県 県 県 県 県 県 県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人下葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人具央研究所	44 25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 2 2 0 0 0	0 0 0 0 2 1 2 0 0 2
千東 神 新 富石福山長	葉京川温山川井梨	県 都 県 県 県 県 県 県 県	一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人中本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境介析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人大越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	25 23 4 6 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 2 0 0 0 0	0 0 0 2 1 2 0 0 2 0
東神新富石福山長	葉京川温山川井梨	県 都 県 県 県 県 県 県 県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境介析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人大越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	23 4 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 2 0 0 0 0	0 0 2 1 2 0 2 0 0
東神新富石福山長	京川温山川井梨	都 県 県県県	公益財団法人東京都環境公社 一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境介析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人大越環境科学センター 一般社団法人上越環境科学センター	4 6 8 7 8 21 26 16	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 2 0 0 0 0	0 2 1 2 0 2 0 0
新 富石福山長	温山川井梨	県 県 県 県	一般社団法人日本環境衛生センター 公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般財団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境介析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	6 8 7 8 21 26 16 16	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 2 0 0 0 0	2 1 2 0 2 0 0
新富石福山長	温 山川井 梨	県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境介析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人大越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	6 8 7 8 21 26 16 16	0 0 0 0 0 0 0	0 2 0 0 0 0	1 2 0 2 2 0 0
新富石福山長	温 山川井 梨	県 県 県 県	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境分析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	8 7 8 21 26 16 16	0 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0	2 0 2 0 0
新富石福山長	温 山川井 梨	県県県	一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境分析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	77 8 21 26 16 16	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 2 0
富石福山長	山 川 井	県県	一般財団法人下越総合健康開発センター 一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境分析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	8 21 26 16 16	0 0 0 0	0 0 0	2 0 0
富石福山長	山 川 井	県県	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所 一般財団法人新潟県環境分析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	21 26 16 16	0 0 0	0 0	0
富石福山長	山 川 井	県県	一般財団法人新潟県環境分析センター 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	26 16 16 3	0 0	0	0
富石福山長	山 川 井	県県	一般財団法人新潟県環境衛生研究所 一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	16 16 3	0	0	
石 福 山 長	川 井 梨	県県	一般財団法人上越環境科学センター 一般社団法人県央研究所	16 3	0		1 1
石 福 山 長	川 井 梨	県県	一般社団法人県央研究所	3		. ^	
石 福 山 長	川 井 梨	県県			^	0	_
石 福 山 長	川 井 梨	県県	公益在団法人畠山県净化槽協会		0	_	
福 山 長	井梨	県	ハガな団は1ヶ川周海ル捕物へ	8	0	0	
山 長	梨	_	公益社団法人石川県浄化槽協会 一般財団法人北陸公衆衛生研究所	13	0		
長			一般射団法人山梨県浄化槽協会	9	0		
		_	公益社団法人長野県浄化槽協会	30	0		
岐	阜		公益社団法人長野県浄化僧協会 一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	58	0		
	<u> </u>	_	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	51	0		
月芋	川	乐	一般財団法人野岡宗生活科子検査センター 一般社団法人愛知県薬剤師会	21	0		
愛	知	但	一般社団法人愛知県浄化槽協会	37	1	0	
交	ΛΗ	ᅏ	一般財団法人中部微生物研究所	15	0		
Ξ	重	但	一般財団法人三重県水質検査センター	26	0		
		_	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	7	0	3	
	具	_	公益社団法人京都保健衛生協会	16	6		
京	都	府	一般社団法人京都微生物研究所	3	0		-
<u></u>	阪	店	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	-		
-	<u>原</u>	_	一般社団法人兵庫県水質保全センター	19		-	
<u>六</u> 奈		_	一般社団法人奈良県環境保全協会	12	0		
<u>小</u> 和 歌		_	公益社団法人和歌山県水質保全センター	33	0	_	
		_	公益財団法人鳥取県保健事業団	21	0		
	- 根 - 根		公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	23	0		
	150	715	一般社団法人岡山環境検査センター	12	0		
岡	山	県	公益財団法人岡山県健康づくり財団	21	0	_	
-			公益社団法人倉敷環境検査センター	7			
_	_		公益社団法人広島県環境保全センター	23	0		
広	島	早	公益社団法人広島県浄化槽協会	15	0		
山		_	一般社団法人山口県浄化槽協会	20	0		
	島	_	公益社団法人徳島県環境技術センター	37	0		
		_	公益社団法人香川県浄化槽協会	29	0		
	媛	_	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	27	0		
		_	一般財団法人高知県環境検査センター	27	0		
			一般財団法人有明環境整備公社	4	0	0	0
福	岡	県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	19	0	0	0
		ŀ	公益財団法人北九州市環境整備協会	8	0	1	1
佐	賀	_	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	18	0	2	0
		県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	24	0	0	2
			公益社団法人熊本県浄化槽協会	31	0	0	
	分		公益財団法人大分県環境管理協会	37	0	0	2
	崎	-	公益財団法人宮崎県環境科学協会	23	0	1	
	島	_	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	52	0	0	0
	縄	_	公益社団法人沖縄県環境整備協会	5	0	1	2
<u>合</u>		計	65法人	1,340			1,212

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況(平成29年4月現在)

ア 7条検査

(単位:検査料金体系数)

ノ 	米快宜								(単位: 恢宜	快宜科亚评术数 /
长 国斠个	料金区分 ^区 分	0~10,000	10,001~15,000	15,001~20,000	20,001~25,000	25,001~30,000	30,001~35,000	35,001~40,000	40,001~) (田) (世)
	5 ~ 10	26	11	0	0	0	0	0	0	9,684
	11 ~ 20	18	19	1	0	0	0	0	0	10,397
	21 ~ 50	10	22	6	0	0	0	0	0	12,211
	51 ~ 100	6		7	2	0	0	0	0	13,887
画	101 ~ 200	2	12	18	4	0	0	0	0	16,329
畄-	201 ~ 300	2	_	13	&	0		0	0	17,338
户	301 ~ 400	2		11	11	2	1	0	0	19,115
温	401 ~ 500	2		11	11	2	1	0	0	19,115
辛:	501 ~ 1,000	2		10	9	9	2	2	0	23,361
≒ ते	$1,001 \sim 2,000$	2	0	7	11	8	4	2	0	24,364
禬	2,001 ~ 3,000	2		6	11	6	ű	4	0	25,417
	$3,001 \sim 4,000$	2		6	10	7	5	4	0	25,652
	$4,001 \sim 5,000$	2		6	10	7	5	4	0	25,740
	$5,001 \sim 10,000$	2	0	6	9	7	6	4	0	25,961
	10,001 ~	2	0	6	9	7	6	4	0	26,020
	5 ~ 10	30		0	0	0	0	0	0	9,937
	11 ~ 20	20	25	_	0	0	0	0	0	10,761
	21 ~ 50	11	25	10	0	0	0	0	0	12,707
	51 ~ 100	8	22	13	3	0	0	0	0	14,553
□⊳	101 ~ 200	ω	12	23	6	2	0	0	0	17,072
争	201 ~ 300	ω	11	18	11	2	_	0	0	17,862
俎	301 ~ 400	ω	8	15	14	4	_	_	0	19,971
温	401 ~ 500	ω	8	15	14	3	_		0	19,837
平	501 ~ 1,000	ω	0	13	12	10	4	2		23,806
元	≀	ω	0	9	11	14	4	ω		24,919
齑	2,001 ~ 3,000	ω	0	7	12	12	4	6		25,815
	$3,001 \sim 4,000$	ω	0	7	12	11	5	6		26,037
	4,001 ~ 5,000	ω	0	7	12	11	5	6	_	26,104
	5,001 ~ 10,000	ω	0	7	12	10	5	7		26,504
	10,001 ~	2	0	7	12	10	6	7	1	27,059

⁽注) 1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。2. 複数の指定検査機関を指定している都道府県でも、検査料金体系は同一であるため、各都道府県の検査料金体系数を1として集計している。3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体係数は同一とはならない。

イ 11条検査

(単位:検査料金体系数)

				ì	方 i	平	山	俎	筆	□⟩									亩	方 i	辛	描	炟	浴	丰					人槽区
10,001 ~	5,001 ~ 1	4,001 ~	3,001 ~	2,001 ~	?	}	401 ~	301 ~	201 ~	101 ~	51 ~	21 ~	≐ ∼	5 ~	10,001 ~	5,001 ~ 1	4,001 ~	3,001 ~	2,001 ~	1,001 ~	501 ~	401 ~	301 ∼	201 ~	101 ~	51 ~	21 ~	= ~	5~	料金区分 区分
	0,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	500	400	300	200	100	50	20	10		10,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	500	400	300	200	100	50	20	10	区分
ω	3	ω	ω	ω	ω	ω	4	4	10	11	29	43	47	49	5	5	5	5	5	5	5	6	6	13	14	34	47	48	49	0~10,000
4	4	4	4	4	5	6	20	20	25	27	18	5		0	5	5	5	5	5	6	8	26	26	26	29	14		0	0	10,001~15,000
14	14	14	14	14	17	22	18	18	12	10		0	0	0	11	11	13	13	15	18	20	10	11	8	5	0	0	0	0	15,001~20,000
10	10	10	10	12					0	0	0	0	0	0	9	9	10	10	9	8	6	4	4		0	0	0	0	0	20,001~25,000
9	1	_	_	_			2				0				9					6				0		0		0		25,001~30,000
<u>ග</u>		2					0	0		0		0				2		2				0	0	0	0	0	0	0		30,001~35,000
	1	_				_	0	0	0	0	0	0	0	0	1							0	0	0	0	0	0	0	0	35,001~40,000
	1	_	_			_	0	0	0	0	0	0	0	0	1							0	0	0	0	0	0	0	0	40,001~
22.324	22,218	21,750	21,686	21,409	20,586	19,448	15,460	15,596	13,423	12,664	9,960	8,192	6,113	5,133	21,143	21,096	20,699	20,630	20,416	19,642	18,547	14,526	14,640	12,510	11,814	9,254	7,605	5,675	4,858	0,001~ (円)

⁽注) 1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。2. 複数の検査料金体系を指定している都道府県がある場合、その都道府県の検査料金体系数は指定検査機関の数となる。3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体係数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧(平成29年4月現在)

(3)	のし快直の	诗八	状況一覧(平成29年4月現在)			対 象			1	
	都道府県		検 査 機 関 名	BOD検査 導入済み	人 槽	実施時期	種類 (合併と単独)	導入時期	検討中	予定 なし
北	海		公益社団法人北海道浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H21.4		
青	森	県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター					40.7	0	
岩	手	県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
囪	城	県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	0	全て	毎年	合併·単独	H10.4		
秋	田	県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	0	5人以上	毎年	合併·単独	H22.12		
山	形	県	一般財団法人山形県理化学分析センター	0	全て	毎年	合併·単独	H18.4		
福	島	旧	公益社団法人山形県水質保全協会 公益社団法人福島県浄化槽協会	0	全て 10人以下	毎年	合併・単独合併のみ	H18.4 H17.4		
茨	<u>岛</u> 城		公益社団法人茨城県水質保全協会	0	10人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4		
栃	<u> </u>		一般社団法人栃木県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H16.4		
群	馬	県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	0	全て	毎年	合併·単独	H9.8		
埼	玉	県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	0	全て	5年に4回	合併のみ	H23.10		
千	葉	旧	一般社団法人埼玉県浄化槽協会 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	0	全て 10人以下	5年に4回 5年に4回	合併のみ	H23.10 H18.1		
東	素 京		公益財団法人東京都環境公社	0	10人以下	3年154回	<u>а</u> ши	птол	0	
V 1	7,1	нь	一般社団法人日本環境衛生センター							0
神	奈 川	県	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							0
14	X	>I<	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会							0
_			一般社団法人神奈川県保健協会 一般財団法人下越総合健康開発センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2		0
			一般財団法人下越総合健康開発センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2		
ΔC	263	IB	一般財団法人新潟県環境分析センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2		
新	潟	県	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2		
			一般財団法人上越環境科学センター	0 0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2		
富	Ш	i E	一般社団法人県央研究所 公益社団法人富山県浄化槽協会	0	20人以下 全て	毎年 毎年	合併·単独 合併·単独	H18.2 H20.4		
鱼	Щ	示	公益社団法人畠山泉净化僧励去	0	1:透視度が単独	#4	口川 平低	H20.4		
					で10以下、合併 で20以下の際に			_		
石	Ш	但	公益社団法人石川県浄化槽協会	0	測定			1:H19.4月 2:H23.4月		
П	7.1	210		O	2:人槽が36人槽 以上			3:H25.4月		
					3:人槽が21人槽 以上					
福	井	県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	0	全て	毎年	合併·単独	H26.4		
彐	梨	県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	0	10人以下	毎年	合併のみ	H24.4		
長	野		公益社団法人長野県浄化槽協会	0	301~500人	毎年	合併·単独	H25.4		
<u>岐</u> 静	阜 岡	県県		0	101人以上 全て	毎年 毎年	合併·単独 合併·単独	H14.4 H18.4		
月ౌ	川川	示	一般社団法人愛知県薬剤師会	0	±	#4	口川 平低	П10.4		0
愛	知	県	The second secon	0	200人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4		
			一般財団法人中部微生物研究所	0	200人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4		
Ξ.	重	県	一般財団法人三重県水質検査センター	0	全て	毎年	合併·単独	H19.4		
滋	賀	県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	0	10人以下(効 率化検査対象 のみ)	毎年	合併·単独	H21.4		
÷	± 17	应	公益社団法人京都保健衛生協会	0	全て	5年に1回	合併·単独	H19.4		
京	都	府	一般社団法人京都微生物研究所	0	全て	5年に1回	合併·単独	H19.4		
大	阪		一般社団法人大阪府環境水質指導協会	0 0	全て	毎年	合併·単独	H16.7		
兵奈	<u>庫</u> 良		一般社団法人兵庫県水質保全センター 一般社団法人奈良県環境保全協会	0	全て	毎年	合併·単独	H13.10.1		0
<u>宗</u> 和	 歌 山		一般在団法人宗良県環境保主協会 公益社団法人和歌山県水質保全センター	0	全て	毎年	合併·単独	H13.11		U
鳥	取	県	公益財団法人鳥取県保健事業団	0	全て	毎年	合併·単独	H13.4		
島	根	県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター						0	
	.1.	IB	一般社団法人岡山環境検査センター	0	無制限	毎年	合併·単独	S61.4		
畄	山	宗	公益財団法人岡山県健康づくり財団 公益社団法人倉敷環境検査センター	0	全て 全て	毎年	合併·単独 合併·単独	S61.4 S61.4		
L	_	, -	公益社団法人店熟環境検査センター	0	全て	毎年	合併·単独	H19.4		
広	島		公益社団法人広島県浄化槽協会	0	10人以下	毎年	合併·単独	H19.4		
三:	Image: control of the	県	一般社団法人山口県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H20.10		
徳	島		公益社団法人徳島県環境技術センター	0	全て	毎年	合併·単独	H18.9		
香 愛	<u>川</u> 媛		公益社団法人香川県浄化槽協会 公益社団法人愛媛県浄化槽協会	0	全て 全て	毎年 毎年	合併·単独 合併·単独	H164 H12.4		
高	<u>級</u> 知		一般財団法人高知県環境検査センター	0	21人以上	毎年	合併·単独	H12.5		
		- 17	一般財団法人有明環境整備公社	0	全て	毎年	合併·単独	H10.4		
福	岡		一般財団法人福岡県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H10.4		_
<i>I</i> +-	ᅽᄆ		公益財団法人北九州市環境整備協会	^	Δ <i>τ</i>	5年に4回	△卅- 光沖	LITAA		0
佐長	賀 		一般財団法人佐賀県環境科学検査協会 一般財団法人長崎県浄化槽協会	0	全て 全て	5年に4回 5年に4回	合併·単独 合併·単独	H14.4 H17.4		
能	本		公益社団法人熊本県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H26.04		
大	分	県	公益財団法人大分県環境管理協会	0	全て	毎年	合併·単独	H19.4.1		
宮台	一崎		公益財団法人宮崎県環境科学協会	0 0	5人以上	毎年	合併·単独	H18.4		
鹿油	<u>児島</u>		公益財団法人鹿児島県環境保全協会	0	全て	毎年	合併·単独	H17.4		
沖	縄	帰	公益社団法人沖縄県環境整備協会]		l		0	

11. 指定検査機関関係 (4)効率化検査導入状況一覧(平成29年4月現在)

(4)効率化検査	導入状況一覧(平成29年4月現在) 	41 4 // IA		4				1	
都道府県	検 査 機 関 名	効率化検 査 導入済み	人 槽	*************************************	種類 (合併と単独)	導入時期	採水員等	検討中	予定 なし
北 海 道	公益社団法人北海道浄化槽協会								0
青 森 児	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							0	
岩 手 児	公益社団法人岩手県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入			
宮 城 県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	0	100人以下	毎年	合併·単独	H10.4			
秋 田 児	公益財団法人秋田県総合保健事業団								0
.l. πz li	一般財団法人山形県理化学分析センター	0	全て	毎年	合併·単独	H18.4	0		
山形り	公益社団法人山形県水質保全協会	0	全て	毎年	合併·単独	H18.4			
福島	公益社団法人福島県浄化槽協会	0	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	0		
茨 城 県	公益社団法人茨城県水質保全協会	0	10人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4	0		
栃木り	一般社団法人栃木県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H16.4	0		
群馬	公益財団法人群馬県環境検査事業団	0	50人以下	10年に9回	合併·単独	H17.4	0		
埼 玉 県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	0	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	0		
坷 玉 爿	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	0	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	0		
千 葉 児	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	0	10人以下	5年に4回	合併のみ	H18.1	0		
東京	□ 公益財団法人東京都環境公社							0	
	一般社団法人日本環境衛生センター								0
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								0
神奈川県	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会								0
	一般社団法人神奈川県保健協会								0
	一般財団法人下越総合健康開発センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
+r '€3 (6	一般財団法人新潟県環境分析センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
新 潟 児	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
	一般財団法人上越環境科学センター	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
	一般社団法人県央研究所	0	20人以下	毎年	合併·単独	H18.2	0		
富山	公益社団法人富山県浄化槽協会	0	10人以下	5年に4回	合併·単独	H20.4	0		
石川	公益社団法人石川県浄化槽協会								0
福井	一般財団法人北陸公衆衛生研究所								0
山 梨 県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	0	10人以下	毎年	合併のみ	H24.4			
長 野 児	公益社団法人長野県浄化槽協会							0	
岐 阜 県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								0
静岡児	一般財団法人静岡県生活科学検査センター								0
	一般社団法人愛知県薬剤師会	0	200人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4	0		
愛 知 児	一般社団法人愛知県浄化槽協会	0	200人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4	0		
	一般財団法人中部微生物研究所	0	200人以下	5年に4回	合併·単独	H15.4	0		
三 重 県	一般財団法人三重県水質検査センター	0	全て	毎年	合併·単独	H19.4			
滋賀児	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	0	10人以下	毎年	合併·単独	H21.4	0		
÷ 10 n	公益社団法人京都保健衛生協会	0	全て	5年に1回	合併·単独	H19.4			
京 都 和	一般社団法人京都微生物研究所	0	全て	5年に1回	合併·単独	H19.4			
大 阪 7	于一般社団法人大阪府環境水質指導協会	0	10人以下	5年に4回	合併·単独	H25.9			
兵 庫 児	一般社団法人兵庫県水質保全センター	0	20人以下	4年に3回	単独のみ	H15.4			
奈 良 児	一般社団法人奈良県環境保全協会								0
和歌山場	公益社団法人和歌山県水質保全センター								0
鳥 取 児	公益財団法人鳥取県保健事業団	0	10人以下	毎年	合併·単独	H21.4	0		
島根	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								0
	一般社団法人岡山環境検査センター								0
岡山	公益財団法人岡山県健康づくり財団								0
	公益社団法人倉敷環境検査センター								0
広 島 児	公益社団法人広島県環境保全センター								0
広 島 児	公益社団法人広島県浄化槽協会	0	10人以下	5年に4回	合併·単独	H19.4			
Д С Б	一般社団法人山口県浄化槽協会	0	全て	毎年	合併·単独	H20.10			
徳 島 児	! 公益社団法人徳島県環境技術センター	0	那賀·神山町一括契約·特別認定管理士 一次検査10人以下	毎年	単独のみ	H25.11	0		
香川	公益社団法人香川県浄化槽協会	0	50人以下	5年に4回	合併·単独	H16.4	0		
愛 媛 児	以 公益社団法人愛媛県浄化槽協会	0	10人以下	毎年	合併·単独	H12.4			
高 知 児	一般財団法人高知県環境検査センター							0	
<u> </u>	一般財団法人有明環境整備公社			· 					0
福岡児	一般財団法人福岡県浄化槽協会	0	50人以下	5年に4回	合併·単独	H10.4	0		
	公益財団法人北九州市環境整備協会								0
佐 賀 児	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	0	全て	5年に4回	合併·単独	H14.4			
長 崎 児	一般財団法人長崎県浄化槽協会	0	全て	5年に4回	合併·単独	H17.4			
熊 本 児	公益社団法人熊本県浄化槽協会	0	50人以下	5年に4回	合併·単独	H13.4			
	公益財団法人大分県環境管理協会								0
宮崎	公益財団法人宮崎県環境科学協会	0	20人以下	5年に4回	合併·単独	H22.4			
鹿児島児	公益財団法人鹿児島県環境保全協会							0	
	公益社団法人沖縄県環境整備協会							0	
1110 7			ļ.		L				

12. 浄化槽設置整備事業の実施状況

	0	副 压 海	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、立山町、入善町、朝日町	12	計
	0	對 腦	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町	19	新温県
	0	神奈川県	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	24	神奈川県
	0	東京都	青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、大島町、三宅村、神津島村、小笠原村	8	東京都
白子町	_	井井	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、厄瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	49	井耕
	0	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀞町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	46	埼玉県
	0	群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	25	群馬県
益子町	1	芴 オ 県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	25	栃木県
	0	茨 城 県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	38	茨 城 県
大熊町	_	福馬県	国見町、石川町、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、会津坂下町、猪苗代町、柳津町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	49	描馬県
鶴岡市、天童市、舟形町	ယ	世	山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	23	世帯
	0	牧 田 県	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町	20	秋田県
	0	宮 城 県	石卷市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、南三陸町	23	宮城県
	0	指 手 渠	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町	27	岩手県
	0	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	27	青森県
室蘭市		北 海 道	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、県知安町、共和町、仁木町、南幌町、由仁町、長沢町、栗山町、浦臼町、新十津川津町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比市町、県加安町、大江町、南電町、南高良野町、和寒町、剣淵町、下川町、増毛町、八平町、羽幌町、天塩町、浜町郷町、入文町、斜里町、小清水町、簀戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新で町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新いだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町、別海町、羅臼町、苫前町	G,	北 道
平成29年度事業新規実施市町村名	市町 村数	都道府県名	平成28年度事業実施市町村名	市町 村数	都道府県名
			后及何书言十 人"》(1872)	77 16	

12. 浄化槽設置整備事業の実施状況

12.	浄化;	槽設置整備事業の実施状況			(平成29年3月末現在)
都道府県名	作 村 野	平成28年度事業実施市町村名	都道府県名	市村 町数	平成29年度事業新規実施市町村名
石 三 帰	7	金沢市、小松市、加賀市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町	五 三 洞		志賀町
福 井 県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町	猫 井 県	0	
烂	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	E 糛 洄	2	北杜市、上野原市
長野県	60	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南祖木村、北祖木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町、売木村、天龍村	長野県	-	香木村
	38	下呂市、各務原市、岐阜市、中津川市、池田町、北方町、高山市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、飛驒市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、恵那市、多治見市、海津市、養老町、関ヶ原町、山県市、土岐市、瑞浪市、垂井町	娽 中 洞	0	
静岡県	34	工理に	静岡県	0	
愛知県	42	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、知多郡南知多町、美浜町、知多郡武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	_	蒲郡市
三重県	21	四日市市、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町	三重県	0	
滋賀県	14	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、 日野町、竜王町、多賀町	滋賀県	0	
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府	0	
大阪	=	貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村	大阪府	_	能勢町
海	28	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍栗市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	浜 庫 漂	_	高砂市
杂史	22	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、曽爾村、御杖村、高取町、吉野町、大 淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村	杂 皮 渠	0	
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山県	0	
鳥取県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町	鳥取県	0	
島根県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町	島根果	0	
国上海	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、 矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、古備中央町	国 丘 洄	0	

12. 浄化槽設置整備事業の実施状況

Ϥ,	# 목	=	_	当
都道府県名	対数の	平成28年度事業実施市町村名	都道府県名 村	착 E 数 E
広島県	•	吳市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	広島県	0
口洄	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	戸洞	0
高。	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	高。	0
香三県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	香温	0
凝緩	14	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町	凝漏	公园园村 公园园园山外水、 大市市市村 村
治	သ	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	治	0
福岡県	50	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	超無	0
佐賀県	14	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、有田町、大町町、白石町、太良町	佐賀県	3 嬉
表。	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町	最高	0
無	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	無無無	0
大分 県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、 九重町、玖珠町	大分 県	0
函 編	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	函 海	0
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町	鹿児島県	0
海 編	15	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、北 大東村	沖 縄 県	1 南大東村
_				

補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。	1/3	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり 条件(処理対象人数が50人以下のもの)	福井県浄化槽設置整備事業補助金	油	#
			(50人輪)		# :	= :
	1/3	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件ありをみょうこれに、条件あり	富山県浄化槽殼置権進事業費補助金	無有	地 選 派 课 课
	1/3	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり条件、低設準独処理浄化権(及び汲み取り式便権)から合併処理浄化構(及び汲み取り式便権)から合併処理浄化構に転換するもの。適正に維持管理を行うもの。販売の目的で建物を建築するものでないこと。専用住宅に設置されるもの(集合住宅及び店舗併用は対象外)	神奈川県浄化槽整備事業補助金	抽	₩ 三
	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	対象経費の支出額と都の基準額(国に順ずる)を比較し、少ない方の額	国の対象に加えて、条件あり条件(総量規制区域にあっては、BOD20mg/L以下T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。)	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要網	由	東京
設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 <補助対象額> 単独処理浄化槽からの転 娘:1基あたり180千円 扱い便所からの転換:1基あたり100千円 <補助割合> 1/2	1/3	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり条件の連築用途)に設置される処理条件(①住宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理分割人員50人以下の浄化槽であること。 2開鎖性大域流域においては高度処理型であること。 2開鎖性大域流域においては高度処理型であること。 ②新設の場合は、T-N10mg/L以下XはT-P1mg/L以下の処理性能を持つ高度処理型(開鎖性大域流域対象)又はBOD除去の高度処理型(全域対象)であること。)	干葉県生活排水対策浄化槽推進事業	世	件 練 때
・環境保全特別転換地区指定事業(県が条例 指定種の保護や河川環境基準が非達成となっ ている地点の水質改善を目的に指定した地区 さが分象) か対象) を記の補助割合「①+2の合計額及び市町村の 上乗せ補助金の1/2」と「50万円×補助基 数」のうちいずれか少ない額 ・いずれにおいても、市町村が国の補助対象 基準額に2万円以上の上乗せ補助をすることを 条件としている。	①本体及び本体工事費に対する補助対象基準額に補助基数を乗じた額の1~3。 と額の1~3。 ②市町村が補助する処分費及び配管費の額から当該事業に充当される国庫補助額を除いた額 れる国庫補助額を除いた額 「①→②の合計額」と「30万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額一部の市町村においては、「①→②の合計額」と「35万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	国の補助対象基準額と同じ (高度処理型の基準額は採用していない)	国の対象に加えて、条件あり 条件 ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区 域。 ・単独処理浄化槽、ヘみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下の専用住宅。	埼玉県浄化槽整備事業補助金	桩	秘 田 ≕
	転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が適正に行われる もの)補助率1/3	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	有	群馬県
	基準額の1/3 (ただし、財政力指数等による調整あり。)	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり 条件 (集合処理計画区域は対象外。専用住宅に限る。)	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	桩	热水
	・通常型: 1/3 - 高度処理型: 国の基準額×1/3+以下の割合 - 高度処理型: 国の基準額×1/3+以下の割合 (新築) 自己負担額が通常型の自己負担額の3/4になるよう 上乗せ (転換) 自己負担額が通常型の自己負担額の1/2になるよう上乗せ	その他 ・通常型:5人槽294千円、7人槽342千円、10人槽459 千円 ・高度処理型:国の基準額十上乗せ額	国の対象に加えて、条件あり。 ※条件 ・地域により通常型、N型、NP型の対象指定 ・50人槽以下	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	有	汝 妓 県
祭例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。	1/3	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	国の対象に加えて条件あり 条件(①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用金が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅(店舗業住宅など)にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。この告処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物(増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。)に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を存用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を寄たな合いの理浄化槽に変換する場合に限る。	福島県浄化槽設置整備事業	桩	福電
在記内容に加えて、市町村が国基準額以上の 助成を行う場合に県補助金を加算。 (上限額:5人槽5万円・6人槽以上6万5千円)	(浄化槽本体設置工事費-国交付金基準額)×1/3と上限額(5人槽16万円・6人槽以上20万円)のいずれか低い額	・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対 象とする。	・国の対象に加えて、条件あり 条件:市町村で補助(個人設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、リ ターとによる単独処理浄化構及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする(建て替えや新製に伴う転換は対象外)。	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	佐	出
	国の補助基準額の1/3 湖沼指定地域においては国の補助基準額の1/3+高度処理型と 通常型の設置者負担額の差額の1/2	国の対象と同じ その他(湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置 者負担額の差額分を上乗せ)	国の対象と同じ	合併浄化槽設置整備事業補助金	查	⊞
	基準額の3分の1に相当する額以内	国の補助対象基本額と同じ	国の対象と同じ	浄化槽設置整備事業費補助	作 無	当 点
	補助基本額の6分の1以内の額	国の基準額と、補助対象経費実支出額とを人構区分別に比較 して少ない方の額を選定。選定額の合計額と、総事業費から、 寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の 額を補助基本額とする。	国の対象と同じである。	青森県浄化槽整備費補助金	計 情	化 责任
その街	補助割合	補 男 汝 樂 籀	補 助 対 象 净 化 槽	補助制度の名称	補助制度の有無	商品
(平成29年3月末現在)			都道府県の補助の状況	設置整備事業に対する	浄化槽	13.

13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

,	-	,		1	,							,						
師		広島県	国	師被源	取	和 歌 山 県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	III 庫 海	愛知県	齊因果	坂 卓 県	長野県	上灣	都道府県名
쎁	誰	油	俥	誰	有	桩	셑	渊	有	有	有	섵	有	ು	止	由	亩	補助制度 の 有 無
痣島県浄化槽整備事業補助金		広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	岡山県浄化槽設置促進事業		鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	奈良県浄化槽殼置整備補助事業		大阪府浄化槽整備事業費補助金	浄化槽設置整備事業補助金	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金	浄化槽設置促進事業	愛知県浄化槽設置費補助金	生活排水改善対策推進事業費補助金	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽整備事業補助金	山梨県浄化槽設置整備事業	補助制度の名称
国の対象に加えて、条件あり、単独処理浄化槽への転換。 ・単独処理浄化槽、へみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下。	公下,	国の対象に加えて、条件あり 国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下 汲み取り・単為槽からの転換に限定)	国の対象に加えて条件あり 条件(専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽)		国の対象に加えて、条件あり 条件(処理対象人員が50人以下、汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村 等)	国の対象に加えて、条件あり 条件(補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員 が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及 び民宿等に限る。)	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下、住宅部分面積1/2以上、10基以上等)		国の対象に加えて、条件あり条件(50人槽以下。但し、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。)	国の対象に加えて、条件あり。 (京都市を除く市町村で、なおかつ専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置すること。)	国の対象と同じ	国の対象に加えて、条件あり 条件(新設浄化槽を除く、普通型10人槽以下、高度処理型50人槽 以下)	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下)	国の対象に加えて、条件あり条件 (国庫補助・交付金対象となるものであって、次のもの(50人槽条件 (国庫補助・交付金対象となるものであって、次のもの(50人槽处下に限る) ()新設するもの (2既設単独処理浄化槽の撤去 (国の補助対象) (3)単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの)	国の対象浄化槽に加えて、条件あり(51人槽以上は対象外)	国の対象に加えて、条件あり 条件(農集排等の計画区域外に設置されているものであること。)	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下の浄化槽に限る。)	補助效象净化槽
国の補助対象基準額と同じ		国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ		国の補助対象基準額と同じ	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。 11人間以上50人間以下については、専用住宅又は併用住宅の財置及び転換、並びに設金店又は民商等の転換に限り、8~10人槽の基準額を適用する。 8~10人槽の基準額を適用する。 9个相の設置とて九に伴い必要となる場色には、知事が必要に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額とする。(現行の基準額を超える場合は9万円までとする)	国の補助対象基準額と同じ		国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	【一般地域】国庫補助基準額と同じ 【特定地域】外化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額 に工業仕する「単独浄化槽からの転換に限る) ※特定地域:水濁法の生活排水対策重点地域等	国庫補助対象基本額と対象経費市町支出予定額を比較し、ない方。	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額
①市町村の財政力指数(直近3カ年平均)により、1/6から1/3まで、2環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を行う場合は、市町村の財政力指数(直近3カ年平均)により、1/4から1/8まで		1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数(O.7)を乗じる。		1/3(市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算)	γγ Αυτού - 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1/3		補助対象額の1/3	国の補助割合と同じ	国庫補助基準額の1/3	1/3	[【一般地区】 1/5 【特定地区】 国庫補助基準額分は1/5、上乗せ分は3/10	①新設するもの (単独処理学化槽からの転換以外の場合) (単独処理学化槽からの転換以外の場合) 国庫補助基本額×1/3×補正係數(過疎)。 (単独処理学化槽から転換する場合) (単独処理学化槽から転換する場合) 国庫補助基本額×1/3×補正係數(過疎1.0、財政力指數県大海の.6、財政力指數県社の。4) ②既設単独処理学化間の撤去(国の補助対象) 少①(こ上乗せして最大の千円を補助(特例として現行の基準額に加える)負担割合 国1/3、県1/3×補正係數(財政力指數県大海道1.0、財政力指數県以上0.5、市町1/3以市居(數(財政力指數県大海道1.0、財政力指數県以上0.5、市町1/3以市居(數(財政力指數、日本)。市町1/3、市町1/3以市市1/3以市町1/3以市町1/3以下市1/3以下市1/	1/3	3分の1以内 (市町村の財政力指数に応じて補正あり)	1/3	補助割合
			л яч			所要額、財政力指数により調整有り					面的整備事業(集落単位で維持管 設立し、3年以内に全戸整備を実施 合)として、上記とあわせて上乗せ行っている。	単独浄化槽又は汲取りからの転換時に限り、 ・単独浄化槽敷玉への補助 補助基準額:上限9万円(補助率1/3) ・配管費用への補助 補助基準額は限6万円(補助率1/2)	0		所要額330,000千円(H28年度当初予			その街

沖 ை	鹿児	P	* *	熊	兩種	佐賀	益		避滅		都道府	1 3
洏	海	海	海	海	海	海	海	海	海	海	府県名の	•
淮	世	計	油	恤	a	恤	在	性	桩	恤	助制度)有無	浄化槽設置
	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	浄化槽設置整備事業補助金	大分 県浄化槽設置整備事業	熊本県浄化槽整備事業等補助金	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	佐賀県浄化槽設置整備事業	福岡県浄化槽整備事業補助金	高知県浄化槽設置整備事業費補助金	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	香川県浄化槽設置整備事業補助金	補助制度の名称	整備事業
	国の対象に加えて、条件あり 条件(10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽)	国の対象に加えて、条件あり 条件(住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽)	国の対象に加えて、条件あり 条件(将来集合処理を行う予定の区域を除く) 新築を除き、50人槽以下に限る) (11人槽から50人槽までの浄化槽を設置する建物は、居住部分の 床面積が50%以上)	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅の面積相当分 は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舎等を除く。)	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以下の浄化槽に限る。)	国の対象と同じ	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以内)	国の対象に加えて、条件あり。 (条件:10人槽以下の一般住宅用)	国の対象に加えて条件あり 条件(新築を除き、10人槽以下に限る。)	国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅(販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。)に 設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽)	補助 対象净化槽	に対する都道府県の補助の状況
	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ 上乗せは最大で20万円	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基本的には国と同じであるが、国の人権区分を細分化している。6人権、8人権、11~15人権、21~25人権、31~40人権区分を国の基準額を按分して設定している。	国の補助対象基準額と同じ。	国の補助対象基準額と同じ	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか 低い額	補助対象額	
	本土:1/3、離島・奄美1/4	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合:補助基準額の3分の1 の3分の1 転換を伴かない場合: 0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり	基準額の1/3 上乗せは、県と市町村で1/2ずつ	1/3以内、離島は1/4以内	・補助率:本土地区及び離島地区 (1/3) ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数を乗じる。 (1) 浄化槽 (通常型) ・利証所数 0・9 (2) 高度処理型浄化槽 (国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。)	1/3	1/3	1/3 (離島地域は1/4)	1/3 (離島地域は1/4)	1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4)	補助割合	
	財政力指数比による補正あり (財政力指数比:県平均財政力指数/各市町 村財政力指数)	2004							財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定(28年度予算額:45,583千円)		その街	(平成29年3月末現在)

_
Ħ
兵
29
枡
₩ ₩
꾦
崽
禰

中 編 編 0 0 1 126 1 126 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		沖縄県 0 合計 6	176	合
児島県	Į.	児島県	3 曽於市、龍郷町、知名	児島
崎 県 1 延岡市		亭	3 宮崎市	滬
分 県 5 佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野		分無	2 佐伯市、竹田市	次
本 県 5 山鹿市、長洲町、小国町、芦北町、		以 洞:	9 八代市、	₩.
ふ : : : : : : :		極。	一時津町	福
神神		端頭	8 佐賀市、唐津市(PFI)、武雄市、小城市、	
图 注 回 米			л -	1 ≥
回 1 十分町		#	1 、	
愛 媛 県 4 今治市、西予市、上島町、久万高原町	八幡浜市、伊予市、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)	愛媛県 5 ′	! 5 │八幡浜市、伊予市、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)	愛媛県
香川県 3 高松市、三豊市、まんのう町		香川県 0	0	香川県
島 県 3 勝浦町、		神	_	£pp
口 県 2 宇部市、		二 5	1 計画計 1 計画計	
島県 2		in in	4	100
岡山県 6 高梁市、美作市、真庭市、新庄村、勝央町、奈義		超上源 0	1 新見市	国
県 4 松江市、		島根県 0		曲被
2 鳥取市、北米町			3 南部町、伯耆町、	源 罗 E
新 界 ii	NI.	然 反 県 0		20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
一 パーパー リ際町とともに合併し、機父市となっ 中 に マート・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・		D }	٠ ,	D }
神		兵庫県 0	0	
府 2 枚方市、大東		大阪府 0	5 高槻市、茨木市、	
名		兵 都		2
常 同 0 石炭三、		第二章 量	0 年13、党委13、罗达41、人口41、田子光41、汽利41	哨用
s <u> </u>		画	6 净末 於隔末 多有門 十分門 南海勢町 約	世祖
国 洞 の		国		围
岐阜県 0		洏	2 揖斐川町、郡上市	岐阜県
長 野 県 9 松本市、伊那市、飯山市、木祖村、麻績村、生坂村、大町市、安曇野市、木曽町		長野県 0	4 長野市、南木曽町、筑北村、栄村	長野県
.市、市川三郷町、身延町		丘ू 10	3 山梨市、甲斐市、甲州市	烂海
福 井 県 2 越前市、美浜町		井県	1 福井市	福井県
三 県 2		三海	5	
富山県 2 砺波市、南砺市		E	0	副日洞
遥			5 新潟市、長	新潟県
		沿上洞	2 相模原市、山北町	※ 注
中心 46 一一 青ヶ島村		東京業部の	3 6 八王子市,青梅市,八丈町,小笠原村,梅津島村,御藤島村	平東条章
tl #	邻店町	# H iii iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii		# H
馬馬		一 海	11 伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下介田町、嬬恋村、東吾奏町、昭和村、はない十、湾川県、田川県、南川県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田県、大田	馬
木 県 2 鹿沼市、日		十遍	1 大田原市	K
茨 城 県 2 日立市、常陸大宮市		茨城県 0	ま 常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町	茨 城 県
福 島 県 5 須賀川市、大沼郡昭和村、会津美里町、磐梯町、三島町		福島県 0	6 会津若松市、白河市、西会津町、金山町、三春町、小野町	福島県
		山形県 0	. 7 酒田市、寒河江市、長井市、最上町(PFI)、高畠町、白鷹町、飯豊町	日炭県
秋 田 県 10 横手市、大館市、湯沢市、田利本荘市、潟上市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町、八郎潟町		秋田県 0	4 秋田市、能代市、大仙市、東成瀬村	秋田県
		宮城県 0	9 仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町	宮城県
#		平漂	10 宮古市 (PFI)、花巻市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、	#
2 平川市、平内町			2 十和田市 (PFI) 、 大鰐町	井森県
北 海 道		北海道 0		北海道
都道府県名 村数 平成27年度以前に事業を実施した市町村	平成29年度事業新規実施市町村名 者	都道府県名 村数	名 市町 村数	都道府県名
(平成29年3月末現在)			浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	14.

	補助対象額の25/1000	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり 集件(100人槽以下の「N又はP除去型」「N及びP除去型」但し、 銀在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。)	大阪府浄化槽整備事業費補助金	血	大阪府
	・国の助成率1/3の場合:国の補助対象基準額の9%(3年分割で補助) ・国の助成率1/2の場合:国の補助対象基準額の7、5%(3年分割で補助)		加えて、条件を 深へ市町村で、 と。)	生活排水処理対策費補助金	神	京都府
	١ ،		件(高度処理型浄化槽に		浦 3	
	1/0	お信の元令の償還に東する経費(批方で付料は当額を終いた額)	条件あり	海化連市町裝備促進車拳	集 植	11 发生 基 注
	福即对蒙엄×1/4×福止徐数(過嗓1.0、肝政力指数県未満0.6、財政力指数県以上0.4)	国庫補助基本額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	国の対象に加えて、条件あり 条件(国庫補助・交付金対象となるものであって、50人槽以下のもの	生活排水改善対策推進事業費補助金	佐	国
					# 1	以政公司
					# #	思迷
					無	#
樹加処理人口:新たに追加整備された区域内の住民基本合義に志く 居中人口 保約率補正:浄化標事業 1. の 保約率補正:浄化標事業 1. の 成の 第定基準年が5.5年目までの各年度の補助金は1 人14とし、6年目以降の各年度の補助金は2人14 とする。	增加処理人口×単位基準額×接続補正係数	単位基準額:増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	国の対象と同じ	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	i tie	H 三 三 第
					i ii	
	浄化槽本体設置費 基準額×17/30 付帯工事費 人標に応じて設定 維持管理等経費 一律500千円	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり条件(窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽)	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金		()
補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助 金を当該事業に係る地方債の償還のための減債基金に 概み立 てなければならない。	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置 相当分を控除した1/2	対象経費の支出額と都の基準額(国に順ずる)を比較し、少ない方	国の対象に加えて、条件あり条件、他ののでは、BOD20mg/以下T-N20mg/条件、他無規制区域にあっては、BOD20mg/以下の処理性能を持つ等に構、その他の区域にあっては、BOD20mg/以下の処理性能を持つ等に構。)	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	計	東宗
設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲取便所から合併 処理浄化槽への転換補助がある。 へ補助対象線の・単独処理浄化槽からの転換:1基あたり180千円 及取り便所からの転換:1基あたり100千円		国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり条件。(①仕宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人(①仕宅施設関係(人員算定基準の建築用途)に設置される処理対象人員50人以下の当化槽であり、単独処理学化槽又は汲改り便所からの転換を伴うこと。) ②閉鎖性水域流域においては高度処理型であること。)	干葉県生活排水対策浄化槽推進事業	佐	十 練 ლ
左記補助鰯の範囲内で、浄化楠木体、処分費、配管費 のいずれに充当してもよい。	②市町村が補助する処分費及び配管費の額から当 談事業に充当される国庫補助網を除いた額。 ②浄化槽 1基立りの設置に要した費用と国庫補 助対象基準額を人槽区分に応じて比較したいずれ か少ない額 「①+②に基数を乗じた額」と「40万円×補助基 数」のうち、いずれか少ない額 数」のうち、いずれか少ない額 数」のうち、いずれか少ない額 数」のうち、いずれか少ない額 数」のうち、いずれか少ない額」と「40万円×補助基 数」のうち、いずれか少ない額」と「40万円×補助基 数」のうち、いずれか少ない額」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少な い額	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている 浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、〈み取り便槽から合併処理浄化槽 への転換。	埼玉県浄化槽整備事業補助金	性	A H m
	転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が 適正に行われるもの)補助率 1 / 4	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	桩	群馬県
	事業費の1/2又は限度額(120千円)の少ないほう の額	事業費又は限度額(240千円)の少ないほうの額	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの排 水管等敷設事業	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	桩	热水
	下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実 負担分の9/10	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり。 ※50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	在	茨 城 県
条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。	7. 5/100	国の補助対象基準額と同じ(一部独自措置あり)	国の対象に加えて条件あり 条件(処理対象人員が50人以下であるものに限る)	福島県浄化槽市町村竪備推進支援事業	血	a 。 。
	- 市町村設置型 市町村補助額と上限額(5 人槽8万円・6 人槽以上 10万円)のいずれか低い額	・その他 上限額を限度に、設置分担金納付者に対し補助	・国の対象に加えて、条件あり 条件:市町村で補助(市町村設置型)する浄化槽を対象とし、かつ、リ 7 オームによる建筑処理学化構及び汲み取り便構からの転換のみを対象 とする(建て替えや新築に伴う転換は対象外)。	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	旌	忠
		A SHIEFE CALL CHEMIT			# #	型 域 田 城 県
	基準額の60分の8.5に相当する額以内	国の補助対象基準額と同じ (下水道事業債の元制の指数対象基準額と同じ (下水道事業債の元制の指数を表現のである。 イス検索に対し、推断制度過金に充てるための減債基金の積立に要	国の対象と同じ	净化槽下水道事業債價溫基金費補助	:無	指 指
その街	補助割合	補助対象額	善 思	補助制度の名称	益の	存海
(平成29年3月末現在)			る都道府県の補助の状況	浄化槽市町村整備推進事業に対す	浄化槽	15.

5. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

					#	平 總 県
財政力指数比による補正あり(財政力指数比:県平均 財政力指数/各市町村財政力指数)	本土: 1/15、離島・奄美: 1/20 pp	浄化槽設置整備事業(個人設置型)における補助対象基準額と同じ	国の対象と同じ	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	桩	鹿児島県
生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除 4 した2分の1 ※財政力指数による減額調整あり	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり 条件(住宅、共同住宅等で延へ面積の2分の1以上が住居の用に供され [る家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽)	浄化槽市町村整備推進事業補助金	曲	凼 泰 海
	交付金算定基準費に交付率(70%-当該市町村前 年度末生活排水処理事)を乗じて得た鍋と、市町 村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の 額を交付	国の補助対象基準額と同じ	国の対象と同じ	大分県浄化槽市町村整備推進事業	查	大 分 県
後年度交付金	6.5%以内	国の補助対象事業費と同じ	国の対象と同じ(国の補助対象とならない県補助対象の浄化槽も含む。)	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	有	熊本県
平成29年度までに新規に着手する汚水処理施設整備事業とする。 業とする。 交付金を交付する期間は、交付対象事業に着手した年度とり5年間とする。	・交付金の交付率は次のとおりとする。 (1) 水質汚濁防止法第14条の8第1項の指定 耳を受けた地域 5% ち% さだし、採択前々年度の汚水処理人口普及率が5 対ただし、採択前々年度の汚水処理人口普及率が5 以の%以下の市町 10% (2) 離島振興法第2条第1項の指定を受けた地域 10%	国の補助対象基準照と同じ	国の対象と同じ	長崎県汚水処理総合交付金	嵖	本
・交付金の対象経費は、浄化槽市町村整備推進事業に 係る下水道事業債の元利償却に要する費用とする。 ・交付金は、地方自治法第241条第1項の規定に基 つく減債基金に積み立てなければならない。	①1/2(平成26年度から交付) ②7.5%以内(ただし、平成23年度末汚水処理・ 27.5%以内(ただし、平成23年度の交 頃 人口普及率が75%以上の市町の平成25年度の交 頃 付金額はさらに1/2を乗じた額で平成25年度で 廃止、平成25年度表示汚水処理人口普及率が75% 素満の市町は平成27年度から25%ずつ低減)	①先導的整備交付金 工事費に係る交付対象費(起價額(公費負担分)から交付税措置 額を除いた額) ②整備店通交付金 国庫補助対象事業費 但し事務費、調查費、計画策定費を除く	国の対象と同じ	佐賀県浄化槽市町整備推進事業	桩	在資
	7. 5%	基本的には国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11~15人槽、21~25人槽、31~40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	国の対象に加えて、条件あり 条件(50人槽以内)	福岡県浄化槽整備事業補助金	桩	描聞
					淮	高知県
財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定 (28年度予算額:17,912千円)	1/10	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて条件あり 条件(10人精以下に限る。)	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	恠	愛媛県
	1/10	入槽ごとの基準額と入槽ごとの実支出額を比較していずれか低い 額	国の対象に加えて、条件あり 条件(市町等が設置する50人槽以下の浄化槽)	香川県浄化槽設置整備事業補助金	在	香兰県
	1/10 ただし、平成26年度から平成28年度までの間に事業者手(調査者手舎む)した場合に限り、3年間の整備に補助率を10分の1から5分の1~倍増	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり ・50人槽以下。	徳島県浄化槽整備事業補助金	有	商品
					淮	日口帰
	1/3	市町村の起債元金の償還額(交付税措置分を除く)	国の対象と同じ	広島県浄化槽市町村整備推進事業債償還費補助金	亩	珊
					無	岡山県
	補助対象額×1/2	地方債充当額一地方債充当額×控除率※ (※控除率=下水道事業債 0.45、過疎債 0.70、辺地債 0.80、下水道事業債臨時措置分 1.00)	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金、 浄 化槽市町村整備推進事業の対象浄化槽	島根県生活排水処理普及促進交付金	查	島根県
	1/20(ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする)	国の補助対象基準額と同じ	国の対象に加えて、条件あり条件(・処理対象人員が50人以下条件(・処理対象人員が50人以下・記憶情識のための基金確成を実施※年度内整備三数の要件は無し)	鳥取県淨化槽設置推進基金造成事業費補助金	섵	事取帰
	1/2	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	国の対象と同じ	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	侐	和歌山県
					維	良
					淮	兵庫県
その他	補助割合	補助対象額	補助 対象净化槽	補助制度の名称	補助制度の 有無	都道府県名
(平成29年3月末現在)			対する都道府県の補助の状況	浄化槽市町村整備推進事業に対す。	浄化槽:	1 5

တ 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

	3	ロ 列 中 独 の 洋 化 信			(半成29年3月末:
都道府県名	古 数 西	平成28年度事業実施市町村名	都道府県名	市町 平成29年度事業新規実施市町村 村数	可断社
光	40 H H H J	千歲市、蒂広市、美唄市、土別市、名寄市、滝川市、砂川市、深川市、登別市、恵庭市、石狩市、寿都町、黒松内町、奈井江町、北竜町、沼田町、中富良野町、中川町、幌加内町、遠別町、猿払村、枝幸町、美幌町、津別町、訓子府町、遠軽町、湧別町、豊浦町、白老町、音更町、鹿追町、芽室町、更別村、大樹町、幕別町、本別町、足寄町、浦幌町、別海町、広尾町	北海道	3 栗山町、初山別村、西興部村	•
青森県		三戸町		1 大間町	
#		花巻市、金ケ崎町、大槌町、洋野町	#	0	
世界	ο ω Ψ	大和町、色麻町、加美町	英田	0	
田		鶴岡市、大蔵村	元 次 田 忠 派 県 県	0	
靊		大沼郡昭和村、三島町	刪	3 柳津町、大沼郡昭和村、大熊町	耳
城	0		城		
 	4		 	0	
潕		伊勢崎市、渋川市、藤岡市、南牧村、嬬恋村	譕	0	
# HH		吉見町、東秩父村 はま 確認的	# HH	0	
平 审 采 资	0 2	旭中、隆次町	平 审 张 宗 郑	3 風多廢町 御蔵鳥村 小笠原村	‡
禁三	0		禁三	XX FEE	Í
		刈羽村	新 潟 県	0	
	0		E	0	
‡ =	0			2 七尾市、中能登町	
E ii		U梨市、上野原市、道志村、忍野村		2 上野原市、忍野村	
理			野		
坂早早	0		极 即 即 …	0	
	_	春日井市、設楽町	14 3	0	
	2 *	松阪市、紀宝町		0	
置		甲質市	置	0	
	_	字治田原町		0	
大丘城市战争	- N	枚万巾、	下 汉 服 爾 聚 年	0 0	
垭	-		垭	0	
歌山	0		影上	0	
皮		1	世	0	
国际	4 C	位にけ、既用り、四ヶ崎町、陽東の毎町			
[eq		;	[eq	0	
口洞	- <u>-</u>	長門市	ロ 帰	0	
珊	0		珊	0	
Ξ	_		i≡	0	
段 趋	- K	+ / 4 日 1 日	12 12		
前回组		上位	描 理 理 編	0	
賀		、江北町	賀	0	
痻			亳	0	
₩		宇土市、長洲町、苓北町	熊本県	0	
3	0		*	0	
奉	0			0	
児園	0		児島		
鯔	0		繿	14 0	
	-		_ _	-	

显显	水 森 分 画 画	₩	在最高	瓼	別 後 選 出 票 票	i≡		四点。	一 益 云	赞 E	」	100	罗	異 迦		绀		中華		# =	E	30 E	東京部	綝	H	群馬帰	次板水平		岩	Ħ	四五年	株井	海道道	都道府県名 裙	17. 市
# # #	熊		##		##	淮	# #	# #			兼	淮	浦 津	# 消	1 1	浦	浦 非	# #	# 1	# #	1 1	維制	# #			抽	# #	無	佐	淮	###	熊	誰	補助制度の 有無	野社
		熊本県浄化槽設置整備事業等補助金		福岡県浄化槽整備事業補助金					島根県生活排水処理普及促進交付金	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金															埼玉県浄化槽整備事業補助金	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱			凵形県浄化槽整備促進事業費補助金					補助制度の名称	市町村単独の浄化槽整備事業に対
		国の対象に加えて、条件あり 条件(専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅 条件(専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅 の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及 び宿舎等を除く。あわせて国の補助対象とならない浄化 着)		①個別排水処理施設整備事業 50人槽以内 ②小規模集合排水処理施設整備事業					國別排水処理施設整備事業、小規模集合排水処理施設整 備事業の対象,沖化槽	国の浄化槽市町村整備推進事業実施要綱により採択されて後、整備対象である住民の総済事情事により、事業年度内の設置基数が製である住民の総済事情事により、事業年度内の設置基数が当該積御事業業の要件を満たさなくなり、自り指す処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日・日海等祭次官通知)により市町村単独で実施する。124日になった場合の國別排水処理施設整備事業業で、平成14年度から平成29年度までの間に実施される事業															市町村設置型の県補助事業と同じ	単独処理浄化槽等からの転換へ補助			・国の対象に加えて、条件あり ・国の対象に加えて、条件あり 条件:市町村単独で補助または整備(市町村設置型)す 条件:市町村単独で補助または整備(市町村設置型)す る浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理 浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする (建て替えや新築に伴う転換は対象外)。					補助 対象净化槽	対する都道府県の補助の状況
		5~10人槽1基当たり837,000円 (千円未満切り捨て)		①浄化槽市町村整備推進事業と同じ ②基準額23,210千円					地方價充当額—地方價充当額×控除率※ (※控除率=下水道事業價 0.45、過疎價 0.70、辺地價 0.80、下水道事業價臨時措置分 1.00)	起債総額から、交付税算定額等を控除した額。															市町村設置型の県補助事業と同じ	国の補助対象基準額と同じ			・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする。					補助対象額	
		1/6以内		7. 5%					補助対象額×1/2	1 / 2																転換設置(単独浄化槽又はくみ取り槽から転換が適圧に行われるもの) は転換が適圧に行われるもの)			・個人設置型・海外・国交付金基準(浄化機本体数 (浄化機本体数置工事費・国交付金基準 額)×1/3と上限額(5人槽16万円・ 6人機以上20万円)のいずれか低い額 ・市町村設置型 市町村補助額と上限額(5人機8万円・ 市村村補助銀と上限額(5人機8万円・ 6人機以上10万円)のいずれか低い額					補助割合	
		市町村が設置主体となって、戸別の浄化権を特定の地域を単位として整備する設置を対策の単位として整備する設置裁数が年間、0戸未満の場合、浄化槽市町村整備推進事業の国費相当額の1~2を補助する。																							処分費及び配管費への充当可。				個人設置型・市町村設置型どちらも対象としている。					そのも	(平成29年3月末現在)

18. 国庫助成による浄化槽整備実績

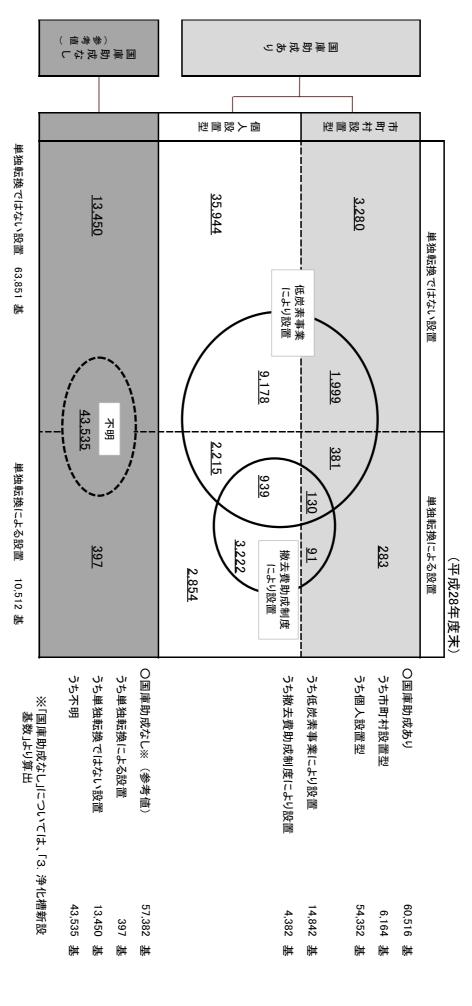
※ 「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

			平成28年度	国庫助成によ	る新設基数		
			市町村設置型			個人設置型	
都道府県名			うち単	 独転換			 独転換
			7 3 -			, , , ,	
				うち撤去費 助成あり			うち撤去費 助成あり
北海道	721	112	6	1	609	13	11
青森県	447	53	24	0	394	90	6
岩 手 県	1, 670	403	2	0	1, 267	1	0
宮城県	1, 832	571	6	1	1, 261	10	2
秋田県	777	68	11	0	709	10	0
山形県	516	186	25	2	330	40	3
福島県	2, 512	223	10	6	2, 289	292 664	200
茨 城 県	2, 652	218	41	20	2, 434		458
析 木 県 群 馬 県	1, 832 2, 398	38 231	8 72	8	1, 794 2, 167	380 434	131
<u>群 岛 景</u> 埼 玉 県	1, 434	329	105	0	1, 105	793	286
一	914	25	5	0	889	409	150
東京都	119	69	3	3	50	2	2
神奈川県	212	111	50	0	101	56	13
新潟県	503	90	7	0	413	60	47
富山県	91	0	0	0	91	45	0
石川県	245	164	43	25	81	60	44
福井県	255	0	0	0	255	58	46
山梨県	636	47	19	0	589	21	1
長 野 県	977	61	0	0	916	9	6
岐 阜 県	1, 330	31	0	0	1, 299	235	193
静岡県	4, 546	131	113	0	4, 415	939	72
愛 知 県	1, 580	0	0	0	1, 580	358	250
三重県	2, 056	352	83	82	1, 704	262	236
滋賀県	151	0	0	0	151	2	0
京都府	279	124	0	0	155	1	0
大阪府	118	67	13	0	51	2	1
<u>兵庫県</u> 奈良県	505 297	0	0	0	505 294	49 22	35 22
奈良県和歌山県	297	0	0	0	2, 396	93	55
鳥取県	73	9	0	0	2, 390	11	0
島根県	771	219	5	0	552	24	2
岡山県	2, 193	31	0	0	2, 162	91	18
広島県	1, 520	200	15	0	1, 320	124	72
山口県	929	6	0	0	923	60	12
徳島県	1, 144	107	27	0	1, 037	264	91
香川県	2, 318	0	0	0	2, 318	321	279
愛 媛 県	1, 632	150	20	15	1, 482	225	1
高知県	991	26	0	0	965	45	14
福岡県	2, 532	220	2	0	2, 312	20	0
佐賀県	1, 246	852	78	49	394	1	1
長崎県	1, 781	2	0	0	1, 779	80	71
熊本県	1, 764	229	22	0	1, 535	267	87
大分県	1, 646	66	17	0	1, 580	605	82
宮崎県	1, 708	233	32	0	1, 475	473	78
鹿児島県	4, 224	107	21	0	4, 117	1, 200	1, 081
沖縄県	43	0	0	0	43	9	2
合 計	60, 516	6, 164	885	221	54, 352	9, 230	4, 161

18. 国庫助成による浄化槽整備実績

「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

(全体イメージ図)



(1)都道府県による補助制度の概要

	ルルツボい	- 0 . 0	23 1	.,,,,	1705																,L07			
都道府県名	都道府県に よる補助の 有 無	補	助	対	象	補	助	対	象	区	域	ŧ	甫	助	金		額	そ	σ)	他	概	3	臣
北海道	無					L						L		_			_			_			_	
青森県	有	既設単	独処理	浄化槽	の撤去	浄化槽整	備区域					国の表	が現 を基	行の 準額	基準とし	額を てい	超え る。	る場 現行	合にの基	は、 準額	知事 を超	が必 える	要と	認め
岩 手 県	無																							
宮城県	無																							
秋田県	無																							
山形県	無																							
福島県	有	既設単	独処理	浄化槽	の撤去	そ(号の第た区のあア律指イ8生ウエオカ号すキ等が(い次のるア規イ定(に条ののの1)31予域アる湖第定水号活水水水自)ぐそ以あ2下 アこ湖定水す3関 規整他)第 項定」かこ沼6地質)排道質質然第れの上る)水 又と沼す質る)す 定備(下4 の処とらと水1域汚第水水汚汚公2た他にと下道 は。水る汚生水る に地	水条 認理いキ。質号 濁1対源濁濁園条自人生知水事 イ 質指濁活道法 基道第 可区うの 保) 防4策ののの法第然口活事道業 の 保定防排原律 づ法1 を域。い 全第 止条重流著著(1環増排がの計 い 全地止水水(く	(項 受()ず 持3 法の点域しし昭項境加水認整画 ず 持域法対水平 昭の け以以れ 別条 (7地 いい和にをが対め備区 れ 別 第策質成・和認 た下外か 措第 昭第域 閉都3規有著策るが域 か 措 1重保6	3可 事「のに 置2 和1 鎖市2定すしを地当内 に 置 4点全年3又 業下地該 法項 4項 性内年するい促域分の 該 法 条地事法年は 計水域当 (に 5に 水中法る地等進 の地 当 第 の域業律	同 画道です 昭規 年規 「域小律自域上す」間域 すっ3~7~の第法)に事ある。和定(法定)の河第然(記る)見で(る)条(第)実8)第一定業っ地(5)す)律す(「流川1公)地必(込あ)地(第)1)施号	2 め計で域 9る 第る 域の6園 域要 まつ 域 2 項 の)5 ら画、で 年 1 流1等 と れて で 項 に 促第条 れ 次 法 3 域 同 な、 あ に 規 進5	1 基福						業(個人	設置		業)	ወ <i>ት</i>	実施
		汲み取	り便槽の	の撤去		同上						同上												
茨 城 県	有	既設単	独処理	浄化槽	の撤去	すべて						補助 域は 補助 補助	高度 基準	処理 額:	型浄	化槽) [転換	する	場合	ì			浦流)
栃木県	無											<u> </u>												
群馬県	有	既設単	独処理》	浄化槽	の撤去	浄化槽整	備区域	、下水	道整備	区域の	⊶部	個準る市費る※成補人額。町用。個を助	を 村に 人受超 設対 設け	える置し置る	額にに、市	対し て基 町	て上 は、 額10 設置	限10 単独 万 型と	万円 処理 を上 もに	の2 浄化に 、	分の 治等 分の 物	1 を 撤 1 費	補助 去を 特例	す す る す の 助
		汲み取	り便槽の	の撤去		同上	-			•		同上	-		-		-	-						
埼玉県	有	既設単	独処理	浄化槽	の撤去	埼玉県生れている				構想で	設定さ	合併:	せて 数)	1 基	当た	IJ30	万円	×補	助基	数(また	ま40 ア	5円?	×補
A		汲み取	り便槽の	の撤去		埼玉県生 れている				構想で	設定さ	合併 合わ 助基	せて	槽へ! 1基:	転換 当た	する り30	場合 万円	、本 ×補	体、 助基	本体 数(;	またに	費、 は40万	配管 5円 2	費と ×補
千葉県	有	既設単	独処理	浄化槽	の撤去	全域						<補」 単独 <補」 ※I	処理 助割	浄化 合>	槽か 1	/2						千円	の 1	/2
		汲み取	り便槽の	の撤去		全域						<補」	取り 助割	便所:	から	/2			あた 助成				の 1	/2
				_	_			_			_	_	_	_	_		_	_					_	

(1)都道府県による補助制度の概要

都道府県名	都道府県による補助の	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
	有無			
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を 除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国2分の1を乗じて得た額。
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去		既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を 上限として補助。(補助率1/3)
富山県	無			
石川県	無無			
福井県	無無			
山梨県	無			
長野県	無			
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	国の補助対象、基準額と同じ
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域	国が撤去費相当分(上限9万円)として認める額の1/3 ×補正係数(財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上 0.5)
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	すべて	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備の際に発生する単独処理浄化槽撤去について90,000円を上限とし費用の1/5を補助。
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去		既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率 1/3)
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対 象区域と同様	補助制度名称:滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金制度概要:浄化槽の設置に単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、撤去費を補助・基準額 90,000円(上限) 補助率1/3・条 件 環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	無			
大阪府	無			
兵 庫 県	無			
奈良県	無			
和歌山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	撤去に要する費用(上限9万円)の1/3(但し財政力指数により調整有り。)
島取県島根県	無無			
岡山県	有	 既設単独処理浄化槽の撤去	 浄化槽整備区域	 撤去に要する費用(上限9万円)の1/3
広島県	無	アルスティス ロヨツルム	1.1.10 TE NUI 10-124	1100-1-X/ UX/II (1100/11/1/ V/ 1/ U
山口県	無			
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	净化整備区域	1基あたり9万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
心西水	Э	汲み取り便槽の撤去	浄化整備区域	1基あたり10万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
香川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去		市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額:国の基準額(90千円)と同じ補助率:交付の位置要件に合致するもの 1/3(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4)交付金の位置要件に合致しないもの 1/2
		汲み取り便槽の撤去	同上	同上
愛媛県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ 国の対象に加えて条件あり 条件(10人槽以下に限る)

(1) 都道府県による補助制度の概要

しし 11	9退府策!	- よる補助削及の概安		(平成29年3月末現在)
都道府県名	都道府県に よる補助の 有無	補助対象	補助対象区域	補助金額その他概要
高知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業(国庫助成事業、個人 設置型)実施区域	国の補助基準額・対象浄化槽と同じ 補助割合 1 / 3
福岡県	無			
佐賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽市町村整備推進事業の対象区域と同 じ	浄化槽市町村整備推進事業と同様に国庫補助対象工事費を算定 ①補助額:前年度執行の国庫補助対象工事費×7.5%×低減率 以内 ・普及率75%以上市町 H25廃止 ・普及率75%未満市町 H26から3年間で25%ずつ交付額を低減し、H29交付までで廃止 ②補助額:前年度交付対象経費×1/2以内 「前年度交付対象経費:起債額(公費負担分) -交付税措置」
長崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	净化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ
熊本県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道認可区域であっても、下水道整備 が当分の間(原則として7年以上)見込ま れない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に 規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域 外であること。	国の補助金額と同じ
大分県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	净化槽整備区域	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対して補助する場合、1基あたり9万円を上限として、その1/3を県費として補助する。
宮崎県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合、単独処理浄化槽の撤去に要する費用について90,000円を上限として補助。(補助率1/3:財政力指数による減額調整あり)
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	净化槽整備区域	基準額の特例 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用 が生じる場合には、9万円を上限として加算できる。(国 の補助対象及び基準額と同じ)
沖縄県	無			

(2)補助制度がある市町村

都道	鱼府	県名	市町村数	市町村名
北	海	道	19	小樽市、旭川市、釧路市、北見市、苫小牧市、紋別市、根室市、北広島市、福島町、神恵内村、上富良野町、南富 良野町、占冠村、剣淵町、厚岸町、標茶町、白糠町、標津町、壮瞥町
青	森	県	4	八戸市、横浜町、東通村、佐井村
岩	手	県	1	二戸市
宮	城	県	4	名取市、栗原市、大河原町、亘理町
秋	田	県	1	八郎潟町
山	形	県	8	寒河江市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、高畠町、小国町
福	島	県	47	石川町、福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、会津坂下町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、中島村、矢吹町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、新地町、飯舘村、会津若松市、相馬市、南相馬市、国見町、泉崎村、棚倉町、広野町
茨	城	県	39	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃	木	県	12	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、那 須町
群	馬	県	17	桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、大泉町
埼	玉	県	51	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、蓮田市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千	葉	県	43	銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東	京	都	5	稲城市、青梅市、昭島市、あきる野市、八丈町
神	奈 丿	川県	21	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、葉山 町、寒川町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新	潟	県	6	長岡市、新発田市、小千谷市、五泉市、上越市、佐渡市
富	山	県	2	氷見市、小矢部市
石	JII	県	5	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、白山市
福	井	県	1	越前市
山	梨	県	4	市川三郷町、身延町、富士川町、鳴沢村
長	野	県	2	大町市、御代田町
岐	阜	県	14	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、本巣市、養老町、関ケ原町、大野町、白川町、東白川村
静	岡	県	15	静岡市、沼津市、三島市、島田市、富士市、掛川市、藤枝市、下田市、裾野市、湖西市、松崎町、西伊豆町、函南 町、長泉町、森町
愛	知	県	19	豊橋市、岡崎市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、知立市、清須市、あま市、阿久比町、南知多町、美浜町
Ξ	重	県	17	四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町

(2)補助制度がある市町村

	- /	1101-77.	1 11-3 1.X	が のる 川町 竹 (十成29年3月末現在)
都道	府	県名	市町村数	市町村名
滋	賀	県	5	彦根市、草津市、守山市、高島市、日野町
京	都	府	0	
大	阪	府	6	堺市、池田市、和泉市、摂津市、高石市、阪南市
兵	庫	県	5	洲本市、加古川市、播磨町、福崎町、上郡町
奈	良	県	7	生駒市、吉野町、大淀町、下市町、天川村、川上村、東吉野村
和哥	歌 ⊔	県	1	印南町
鳥	取	県	1	境港市
島	根	県	3	松江市、奥出雲町、川本町
畄	山	県	11	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、久米南町、吉備中央町
広	島	県	6	福山市、庄原市、東広島市、熊野町、北広島町、大崎上島町
山	П	県	3	下関市、山口市、下松市
徳	島	県	12	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町
香	JII	県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多 津町、綾川町、多度津町
愛	媛	県	1	愛南町
高	知	県	7	高知市、室戸市、安芸市、本山町、いの町、日高村、四万十町
福	岡	県	12	大牟田市、柳川市、宗像市、篠栗町、遠賀町、鞍手町、大木町、香春町、添田町、川崎町、赤村、苅田町
佐	賀	県	3	唐津市、基山町、玄海町
長	崎	県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊	本	県	19	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、西原村、御船 町、甲佐町、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、五木村
大	分	県	5	大分市、日田市、豊後高田市、九重町、玖珠町
宮	崎	県	13	延岡市、日南市、串間市、西都市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿」	児 島	島県	35	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖	縄	県	3	糸満市、沖縄市、豊見城市
合	ì	計	535	

20. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

・維持管理費用に対する補助を行っている地方自治体名

4517 1		Hに刈りる補助を打つしいる心力自治体名			火29年3	7711790	
	市町			補助の対象 I		1	
都道府県名	村数	合併のみ		合併・単独		単独の	み
北海道	21	札幌市、釧路市、紋別市、神恵内村、栗山町、秩父別町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川郡東川町、美瑛町、南富良野町、和寒町、剣淵町、浜頓別町、雄武町、上士幌町、鹿追町、白糠町	21		0		0
青 森 県	1	平内町	1		0		0
岩手県	3	遠野市、雫石町、矢巾町	3		0		0
宮城県	7	仙台市、名取市、東松島市、富谷市、亘理町、利府町、 色麻町	7		0		0
秋田県	1	美郷町	1		0		0
山形県	0		0		0		0
福島県		郡山市、本宮市、大熊町(避難中)	3	猪苗代町、南会津町	2		0
茨 城 県	0		0		0		0
栃木県	0		0		0		0
群馬県	4	高崎市、桐生市、館林市、甘楽町	4		0		0
埼 玉 県	9	川越市、熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、越 生町、川島町、神川町	9		0		0
千葉県	3	成田市、東金市、芝山町	3		0		0
東京都		青ヶ島村	1	品川区、大田区、世田谷区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、清瀬市、稲城市、羽村市、日出町、檜原村、奥多摩町、大島町、八丈町	21	国立市	1
神奈川県		平塚市、葉山町、大井町、松田町、清川村	5	藤沢市	1		0
新潟県		長岡市、柏崎市、見附市、村上市	4		0		0
富山県		高岡市、氷見市、黒部市	3		0		0
石川県		津幡町	1		0		0
福井県		福井市、越前市、越前町、おおい町	4		0		0
山 梨 県 長 野 県	24	甲府市、甲斐市、早川町 松本市、飯田市、小諸市、伊那市、大町市、塩尻市、南 牧村、南相木村、北相木村、青木村、飯島町、松川町、 高森町、根羽村、下條村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、大 桑村、坂城町、山ノ内町、信濃町	22	阿南町、木曽町	2		0
岐阜県	0		0		0		0
静岡県	2	富士市、御前崎市	2		0		0
愛知県		飛島村、幸田町	2		0		0
三重県	2	四日市市、いなべ市	2		0		0
滋賀県	6	近江八幡市、甲賀市、高島市、東近江市、日野町、多賀 町	6		0		0
京都府	6	福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町	6		0		0
大阪府		和泉市、千早赤阪村	2		0		0
兵庫県	10	加古川市、宝塚市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、 猪名川町、多可町、市川町、佐用町	10		0		0
奈良県	1			川上村	1		0
和歌山県島取県	0		0		0	-	0
		山岳士 南山岳町 士が町					
島根県		出雲市、奥出雲町、吉賀町	3		0		0
岡山県		勝央町、西粟倉村					0
広島県		安芸太田町、世羅町	2		0		0
山口県 徳島県		長門市、周南市 那賀町	1		0		0
					0		0
香川県		三豊市、琴平町 松山市、今治市	2		0		0
愛媛県高知県	0	<u>даших 7/0 II</u>	0		0		0
福岡県	6	久留米市、宗像市、うきは市、筑前町、東峰村、みやこ 町	6		0		0
佐 賀 県	4	鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、玄海町	4		0		0
長崎県	4	大村市、雲仙市、東彼杵町、佐々町	4		0		0
熊本県	4	西原村、水上村、錦町、苓北町	4		0		0
大 分 県	0		0		0		0
宮崎県	3	西米良村、椎葉村、美郷町	3		0		0
鹿児島県	1		0	十島村	1		0
沖縄県	0		0		0		0
合 計	189		160		28		1

21. 国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村(平成25年度設置分) (平成29年3月末現在)

77.5		別版による設直/の法定検査夫心体がで行使している印刷刊(十版23千度設直力) (平成29年3月末現在) □
都道府県名	市町 村数	市町村名
北海道	87	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、富良野市、伊達市、北広島市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、共和町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川津町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、美瑛町、上富良野町、占冠村、剣淵町、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻富士町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、白老町、厚真町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、浜中町、鶴居村、別海町、標津町、羅臼町、愛別町、南富良野町
青森県	22	青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、五戸町、田子町、南部町
岩 手 県	24	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、住田町、岩泉町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	27	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	18	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	30	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	51	国見町、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、猪苗代町、柳津町、金山町、三島町、会津美里町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、浪江町、葛尾村、新地町、大玉村、石川町、飯舘村
茨 城 県	36	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、 牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、 つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	26	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、草津町、東吾妻町、片品村、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼 玉 県	52	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	49	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町
東京都	9	八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、三宅村、八丈町
神奈川県	17	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、中井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町
新潟県	16	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、 南魚沼市、田上町、阿賀町
富山県	11	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、立山町、朝日町
石川県	11	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町
福井県	9	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町
山梨県	20	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	58	松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、筑北村、池田町、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町、栄村、南相木村、天龍村
岐阜県	33	岐阜市、大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山 県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、神戸町、安八町、揖斐川町、池田町、坂祝町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

21. 国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

- 浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村(平成25年度設置分) (平成29年3月末現在)

77.514		明成にある改画/ツムだ快重大心ががでも近近している中間で(干成20千度改画力) (干成23年7月末5年) 「
都道府県名	市町村数	市町村名
静岡県	31	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	34	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、愛西市、豊山町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、南知多町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	24	四日市市、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	12	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、日野町、竜王町、多賀町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大 阪 府	8	高槻市、貝塚市、茨木市、富田林市、和泉市、柏原市、阪南市、島本町
兵庫県	15	神戸市、姫路市、加古川市、宝塚市、小野市、三田市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、多可町、神河町、佐用町
奈 良 県	13	奈良市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、高取町、大淀町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村
和歌山県	27	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	12	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町
島根県	10	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町
岡山県	23	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気 町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	18	広島市,吳市,竹原市,三原市,福山市,府中市,庄原市,大竹市,東広島市,廿日市市,安芸高田市,江田島市,熊野町, 坂町,安芸太田町,北広島町,大崎上島町,世羅町
山口県	16	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上 関町、田布施町、平生町
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛 媛 県	20	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	49	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	16	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼市、基山町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	18	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼 杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	41	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
大分県	17	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布 市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、 新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

21. 国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村(平成25年度設置分) (平成29年3月末現在)

都道府県名	市町 村数	市町村名
鹿児島県	27	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町
沖縄県	9	那覇市、浦添市、宮古島市、大宜味村、恩納村、宜野座村、伊江村、中城村、北大東村
合 計	1, 197	

				は は に に か に の か に の か が に の の の の の の の の の の の の の	東京市	十葉県	埼玉県	群馬県	栃木県		福島県 無		宮城県	佐	青森県	北海道	都道 台帳の 府県名 有無	(1)都道府県の台帳整備状況
1 H 19、 19 K 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、 古川市 弥美市 駅かま市 川北町 浄極町 内郷町 末徳町	富山市を除く14市町村(高岡市、魚津市、米見市、湯川市、黒部市、ශ波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入蕃町、朝日町)	全市町村(権限移譲市町村を除く)	平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、原木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足統市、綾瀬市、珠山町、柴川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	23区、八王子市、町田市以外の 都内市町村	千葉市、船橋市及び柏市を除く51市町村	川口市、行田市、所沢市、本庄市、春日郡市、狭山市、羽生市、 漁巣市、渓谷市、上尾市、栗市、入間市、橋川市、八瀬市、南土 見市、三瀬市、長万市、集市市、鶴ヶ島市、湖川市、石田町、 越生町、浄川町、小川町、川島町、とおがら町、横瀬町、哲野町、東海町、東狭父村、神川町、発居町、町代町、杉戸町町、東海町、東狭父村、神川町、希居町、町代町、杉戸町	前橋市・高崎市を除く全市町村		県内全域		(東十)、 3 所)、 8 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	+=+	県央保健所 (八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、大印町) 即、矢巾町) 東州保健所 (金ヶ崎町) 車部保健所 (北上市、西和賀町) 中部保健所 (北上市、西和賀町) 中部保健所 (北上市、西和賀町) 全石保健所 (北上市、西和賀町) 全石保健所 (北上市、西和賀町) 全石保健所 (北田町、岩泉町、田野畑村) 全古保健所 (北田町、岩泉町、田野畑村) 大船湾保健所 (北田町、岩泉町、田野畑村) 大船湾保健所 (北田町、	中核市(青森市及びハ戸市)を除く全市町村		台帳の対象市町村名 (都道府県の台帳がカバーしている市町村名)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	市町村、検査機関には台帳を逐次提供 し、情報を供用している	。 県で一括管理(保守・更新等業務を指 定検査機関に委託)	指定検査機関と連携している		指定検査機関とは連携している	指定検査機関とデータを共有	一路有	指定検査機関との連携有り		学化槽の傷の作成を指定検査機関に委託し、法定検査受検状況とリンクさせている。 法定検査受検状況とリンクさせている。 毎年市町村に浄化槽台帳を配布し、下水道接続等により廃止した浄化機がある場合等、市町村が把握している。 学化槽の廃止物件に関する情報提供を依頼している。		,,		定期的に連携をとっている	無し		市町村所有の台帳及び指定検査機関等 との連携について	
	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0		改 置 国	
	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0		使用開始個	nl-
	0	0	0		0	0	0	0		0		0		0	0		察 片 画 采	台帳で暗描(あるいはリン
		0				0	0	0							0		华裔	(J&&)
)	0	0	0		0	0	0	0		0				0	0		清掃 法定	まりンク)
	O				O		0	0		0				0	0) 住民基 本台展	している項目
		0	0					0		0				0			宋 中	る項目
		管理者			0												画 その街	
	0	Ni O	0		0	0		0		0		0		0	0		市 香かった いる	
	平成21年度より精査開始 年に1回程度実施	随時	年1回程度		度、反映する 度、反映する 度、反映する 法定核者の申込時など、指 法定核者の申込時など、指 定核者機関から照会があっ で、 一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、	H25年度に実施し、今後は必要に応じて精査をする予定		随時		下水道への接続による浄化槽の廃止等、市町村で部園にている浄化槽の廃止物件について、形5年度以降毎年、市町村に情報提供を依頼している。		H23~H24		平成16年度から 年1回	平成18年度及び平成19年度 は一成500で、県浄化槽台帳と 指定検査機関の台帳を拠ら した。また、平成20年度に おいて、県浄化槽台帳と市 町村の下水道接続データの 照合を行っている。		を 精査を開始した時期と制度	台帳情報の精査状況
		0	0		0		0	0				0				i i	システム	
	0			0		0				0				0	0	ŀ	(データ) 標 ツック	華 中
																(本)	27 梅! ン゚;	台展電子化状況
																数型日	いるか いいえ システム 導入を	
																	(1) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	小 島 島 島 島 島 島
	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0	2	整理しているかいえいいえ	(平 GIS情報整備施状況 票信報を雷子地図トで
										64							撤水	(平成29年3月末現在)

2.2. 浄化槽台帳の整備状況 (1)都道府県の台帳整備状況

徳島県			日和				広島県	图上洞	島根県	鳥取県	和歌山県	辩 皮 洞	兵 庫 県	大阪府	京都府	滋賀県	二 重	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	三 樂 洞		都道 府県名	
油			桩				浦	在	有	- 抽	無	性	計	惟	- Am	兼	恤	**	在	一	浦	佐		台帳の	
全市町村	阿武町(萩健康福祉センター)	宇部市、美祢市、山陽小野田市(宇部健康福祉センター)	防疫市(山口健康福祉センター)	下松市、光市(周南健康福祉センター)	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町(柳井健康福祉 センター)	和木町 康福祉センター)		岡山市、倉敷市以外の県内市町村	県内全市町村	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町		天理市、樓原市、桜井市、五條市、字陀市、山流村、平群町、斑斓町、高短町、古野町、大凉町、下市町、黒海村、十津川村、下、北山村、川上村、東西野村、大海田市、大海郡山市、崎沢市、春安市、亳城市、三郷町、安禄町、川西町、三宅町、田原本町、町田春村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、野迎川村、上北山村	猪名川町、稲美町、揺磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町、相生市、赤穂市、宍栗市、たつの市、市川町、 福嶋町、神河町、太子町、上部町、佐田町、豊岡市、養父市、朝 来市、香美町、新温泉町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ 市、淡路市	池田市、泉大津市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、羽史野市、門真市、高石市、霧井寺市、吳南市、大東市、箕面市、大東市、東南市、大原東市、大原東市、大東市、東南市、大東市、東南市、大東市、東南市、大東市、東南市、大東市、東南市、大東市、河南町、千里赤阪村、東町、山京町、岬町、太子町、河南町、千里赤阪村、東町、山京町、山京町、山京町、山京町、山京町、東京	京都市以外の 府内全域		県内全市町 (保健所設置市及び権限移譲市を除く)	一弯市、按湖市市、华田市、泰田市市、泰田市、绿海市、路南市、少省市、安城市、西尾市、湖郡市、大山市、深海市、江南市、今牧市、福汉市、紫城市、奥湖市、大桥市、组安市、组立市、尾溪、泽市、 品湾市、海河市、海河市、海河市、海河市、海河市、海河市、海河市、海河市、海河市、河河市、河	静岡市、浜松市、沼津市及び富士市以外の全市町	岐阜市を除く全市町村		甲府市、富土吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アル フス市、北北市、甲東市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市 市川上郷町、早川町、身延町、南部町、富七川町、昭和町、道志 村、西桂町、忍野村、山中湖村、嶋沢村、富土河口湖町、小管 村、丹波山村		台帳の対象市町村名 (都道府県の台帳がカバーしている市町村名)	
市町村へ台帳情報を年に1回提供している。	必要に応じて適宜情報提供	指定検査機関に約3ヶ月毎に浄化槽台 帳のデータを提供している。	指定検査機関との連携あり	指定検査機関の台帳と情報を共有	保健所が仲介し、必要に応じて適宜情報提供を行っている。	指定検査機関の台帳と情報を共有			0	法定検査の情報を台帳へ入力、届出のあった情報を指定検査機関へ送付(毎月実施)		0		指定検査機関からの法定検査結果を csvで提供を受けている。	市町村及び指定検査機関が把握した異動情報は京都府を通じて月に1度連携することとしている。		法定検査の実施に必要となる情報のみ を抽出し指定検査機関へ提供	浄化槽情報を整理している市町村の台 機情報及び指定検査機関の保有する浄 化離情報について共有を図るようにし ている。	指定検査機関とは、浄化槽行政閲覧システムで連携(法定検査受検歴のあるものに限る。)	設置届の通知。法定検査結果の通知	市町村からの情報提供及び指定検査機 関との情報交換	**************************************		市町村所有の台帳及び指定検査機関等 との連携について 言	
0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0			0	0	0	0		0		設置届	
0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0			0	0	0					使用 廃	
0		0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0		0	0	0			0		器上面	
			0	0	0	0			0	0			0	0	0									保点字核	
			0	0	0	0			0	0			0	0	0									描	
	0	0	O	0	0	0			0	0				0	0			0	0	0		0		法定 住民基 体含 本台帳	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0		0	0		0	0	建築用途 浄化槽の 種類			0		株止届 その他 行って	
															福曜		福						9		
0	H18年度~年1回	H16年度~月1回程度	H26年度から四半期毎に精査(H24年度からの市補助金対象、H25:1からの下水道接続)		四半期毎に市町の補助金受給者をひも付している。	0		平成6年度から年1回実施。 平成25年度から平成26年度 で1回実施した。	平成25年度(適宜)	平成17年度から		法施行から		H18年度~継続 ○			0	H15年度~隨時 ○	浄化槽法に基づく浄化槽使 用廃止届出受理時及び常時 の台帳整備時			平成22年から随時	システ	精査を開始した時期と制度	
	0	0	0	0	0			0	0	0					0				0	0		0	1	ま計算等管理	(データベース化) しているか
												0	0										シャン 準後 人 人 人 大 村 か 人 人 村 か 中		
	_			•		_		-											-	_			ă.		野盛
0	0	0	O	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	今後導入を 検討中	えいい	整理しているか
																					市町村及び指定検査 機関の台帳を活用		**	華光	

沖縄県	鹿児島県	凼 琢 洄	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県		都道 府県名			(1)都道尾
惍	在	浀	浀	桩	惟	桩	桖	浀	桩	桩		空 高 色 単			張の台
那覇市、伊是名村を除く全市町村	鹿児島市及び権限移譲済市町村は除く全市町村	宮崎市を除く25市町村(都城市、延岡市、日南市、小林市、日同・市、申間市、西都市、スぴの市、三股町、満原町、国盟町、綾町、高線町、新電町、四川、町、諸線町、新町、四川、町、諸塚村、推業村、美郷町、高千穂町、日之形町、五ヶ瀬町)い町、諸塚村、推業村、美郷町、高千穂町、日之形町、五ヶ瀬町)い	別府市、中津市、佐伯市、日井市、津久見市、竹田市、豊後高田市、井梨市、学佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、以採町	熊本市を除く県内全域	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市、五 島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、 川棚町、波佐見町、小値質町、佐々町、新上五島町	唐津市、鳥橋市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、 3 鎮野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海 町、有田町、大町町、江北町、日右町、太良町	保健所設置市以外の市町村 ※保健所設置市:北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香瀬市、夏洋町、森半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、美西村、本山町、大豊町、土佐町、大川町、日、北川市、海県町、中土佐町、佐川町、越知町、横原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒湖町	県下全市町	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬ寺市、東かがわ市、三豊市、土 庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町		台帳の対象市町村名 (都道府県の台帳がカバーしている市町村名)			(1)都道府県の台帳整備状況
連携なし		・市町村所有の台帳とは連携していない。 い ・法定検査の結果は県台帳に反映している	指定検査機関の升連携	浄化槽台帳管理システムを共有	指定検査機関との台帳と整合作業を行っている。	補定検査機関へ毎月合帳データを提供 し、指定検査機関の合帳(県も閲覧可能)へデータ反映されている。	共有していない	毎月、指定検査機関から報告される法 定検査の結果を更新	指定検査機関にて運用	指定検査機関とデータを共有している		市町村所有の台帳及び指定検査機関等 との連携について 諸			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		設置届			
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				하	
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		察 片 解 来		台帳で管理	
0			0	0	0					0	達	半端		(あるい)	
0		0	0	0	0			0	0	0		華 選 選		(あるいはリンク)	
		- C	O O		- C			O O		- C	\ ال آل	住民基		している項	
0	0	0	0		0	0				0		休 ド 国		Ш	
0	0	0	保守点に関しては、 を決議しては、 ・ 対議を表する。 ・ 対議を表する。 ・ 対域を、 ・ 対域を、 ・ が、 ・ が、 ・ が、 ・ が、 ・ が、 ・ が、 ・ が と が と が と が と が と が と が と が と が と が	補助対象 情報	変更届 〇	変更届	0	0	0	0		その他			
平成20年度~	設置届出により逐一。) 平成21年度~随時	県内5保健福祉事務所のうち、 り、 H27年度に鳥栖保健福祉事務 所のみ実施。 H28年度、他4保健福祉事務 所で実施。	H18年度~随時)	平成21年度緊急雇用対策を) 活用~設置、廃止届出受理 の都度	平成25~27年度に重点事業 として実施		を 5 て 精査を開始した時期と制度		台帳情報の精査状況	
0		0	0	0	0	0		0	0	0	システム 管理				
0							0				システム管理を検討中	ままなな 佐田	浄化糖台帳を電子化 (データベース化) しているか	台帳電子化状況	
	0										システム 導入を 検討中	たいえ	いるか		
											140		台帳情報	GIS#	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	今後導入を 検討中	いいえ	台帳情報を電子地図上で整理しているか	GIS情報整備施状況	(#)
						※指定検査機関において、台帳をシステムにおいて管理している。				〇保守点検・清掃 は、法定検査で業者 名を把握できた場合 「記載		雏			平成29年3月末現在)

N N 浄化槽台帳の整備状況

(2)市町村の台帳整備状況

(注)市町村設置型のみ台帳整備している場合を含む。 (注)「台帳電子化状況」では「表計算等管理」と「システム管理」に、「GIS情報整備状況」では「はい」と「いいえ」に重複の場合がある。

23. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況 (1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数

(. , ,	ررن	<u> </u>	凶体が所有9 を 全浄化槽(基)) 合併処理浄化槽(基	± \	単独処理浄化槽(基	9年3月末現任 <i>)</i> ±∖
都道府	守県名		至净化僧 (基)		古讲处理净化僧(老		单强处理净化僧(多	
				うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北	海	道	12, 255	687	10, 999	415	1, 256	272
青	森	県	2, 732	442	1, 741	199	991	243
岩	手	県	9, 975	311	9, 786	269	189	42
宮	城	県	8, 049	263	7, 804	217	245	46
秋	田	県	8, 142	145	7, 709	109	433	36
山	形	県	5, 228	315	4, 644	173	584	142
福	島	県	6, 652	763	5, 572	472	1, 080	291
茨	城	県	5, 998	931	5, 166	584	832	347
栃	木	県	2, 208	724	1, 175	349	1, 033	375
群	馬	県	10, 358	842	8, 342	431	2, 016	411
埼	玉	県	3, 352	918	2, 342	689	1, 010	229
千	葉	県	5, 667	1, 284	3, 673	780	1, 994	504
東	京	都	1, 954	108	1, 675	57	279	51
	奈 川		2, 191	325	1, 475	136	716	189
新	潟	県	5, 229	164	4, 052	89	1, 177	75
富	Щ	県	906	86	603	39	303	47
石	Ш	県	3, 213	148	2, 770	95	443	53
福	井	県	1, 287	70	1, 082	43	205	27
山	梨	県	1, 593	183	1, 038	111	555	72
長	野	県	4, 195	121	4, 029	107	166	14
岐	阜	県	4, 610	855	3, 632	585	978	270
静	岡	県	5, 853	650	4, 001	346	1, 852	304
愛	知	県	4, 565	1, 359	2, 112	649	2, 453	710
Ξ	重	県	8, 632	618	7, 683	372	949	246
滋	賀	県	518	71	406	55	112	16
京	都	府	6, 113	105	5, 996	67	117	38
大	阪	府	1, 859	130	1, 389	81	470	49
兵	庫	県	1, 258	45	989	27	269	18
奈	良	県	2, 450	349	1, 611	123	839	226
	歌山		4, 618	594	3, 149	283	1, 469	311
鳥	取	県	1, 755	35	1, 706	24	49	11
島	根	県	11, 790	467	11, 356	311	434	156
岡	山	県	4, 633	408	4, 099	237	534	171
広	島	県	8, 329	895	7, 233	549	1, 096	346
山 /±		県	2, 874	442	1, 934	193	940	249
徳	島	県	5, 985	996	2, 619	450	3, 366	546
香	ha 	県	4, 397	469	3, 611	279	786 1 770	190
愛	媛	県	7, 364	778 537	5, 586	441 362	1, 778 921	337
高	知岡	県	4, 073 10, 234	551	3, 152 9, 652	302	582	175 231
福 佐	賀	県	9, 380	255	9, 052	184	306	71
長	崎	県	3, 662	598	3, 012	389	650	209
能	本	県	7, 322	254	6, 341	156	981	98
大	<u></u> 分	県	5, 254	501	4, 270	277	981	224
宮	崎	県	4, 959	506	3, 979	277	980	215
	呵 _ 児島		11, 073	882	3, 979 8, 055	413	3, 018	469
产油	元 点 縄	県	2, 497	328	1, 427	238	1, 070	90
/H 合		<u>乐</u> 計	247, 241	22, 508	203, 751	13, 066	43, 490	9, 442
		11	241, 241	22, 500	200, 701	13, 000	40, 490	3, 442

23. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況 (2)地方公共団体が所有する<u>単独処理</u>浄化槽の用途

				用途区:	カッシュ 分								14,25 T		
都這	府		基数	住居等	学校教育 施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養 施設等	消防署 警察署	廃棄物処 理浄水施 設等	公衆便 所等	その他	不明
北	海	道	1, 263	252	244	231	68	2	19	80	8	61	163	128	7
青	森	県	991	127	232	155	66	5	7	64	24	48	134	95	34
岩	手	県	189	12	86	29	8	0	2	7	1	4	24	16	0
宮	城	県	245	27	62	30	10	0	1	5	0	17	86	7	0
秋	田	県	433	29	70	83	17	0	1	47	3	17	134	32	0
山	形	県	584	54	135	68	33	12	1	27	11	6	154	83	0
福	島	県	1, 080	205	323	259	75	1	2	24	13	10	102	65	1
茨	城	県	832	10	301	139	25	1	4	45	29	37	163	73	5
栃	木	県	1, 037	20	395	109	35	2	8	25	88	30	298	26	1
群	馬	県	2, 016	73	439	454	86	12	15	77	234	80	422	123	1
埼	玉	県	1, 010	41	240	164	64	1	1	13	55	78	321	32	0
千	葉	県	1, 983	116	715	262	345	0	14	21	99	24	383	4	0
東	京	都	279	69	39	38	13	0	7	5	16	9	63	15	5
神	奈丿	川県	715	25	166	74	49	0	2	20	78	26	167	93	15
新	潟	県	1, 177	125	263	140	64	0	5	85	46	29	318	102	0
富	山		303	8	35	29	76	1	0	11	20	5	111	7	0
石	JII	県	443	31	72	74	31	0	0	16	37	14	135	31	2
福	井	県	205	14	24	33	27	0	1	30	0	8	45	21	2
山	梨	県	555	68	162	115	26	0	7	28	23	20	82	18	6
長	野	県	164	27	15	16	10	0	1	10	0	3	70	12	0
岐	阜	県	967	82	220	120	76	3	6	34	69	25	277	43	12
静	岡	県	1, 849	200	498	140	148	0	1	7	0	0	626	229	0
愛	知	県	2, 453	278	920	239	71	2	3	32	103	144	528	130	3
Ξ	重	県	949	82	242	211	60	1	11	31	23	65	197	26	0
滋	賀	県	112	11	25	13	25	0	3	5	1	10	12	6	1
京	都	府	117	0	31	26	12	0	1	3	5	5	24	10	0
大	阪	府	470	43	116	75	41	0	4	1	32	30	40	82	6
兵	庫	県	269	22	48	25	16	3	5	22	14	35	42	37	0
奈	良	県	839	110	199	170	57	0	14	35	13	10	90	50	91
和音	歌┕	山県	1, 469	338	376	315	91	8	18	14	74	37	128	70	0
鳥	取	県	49	3	16	8	0	0	0	6	1	2	11	2	0
島	根	県	437	60	111	67	22	1	3	4	20	9	104	17	19
岡	山	県	515	61	151	149	14	0	4	19	7	14	70	26	0
広	島	県	1, 096	176	331	257	34	0	10	32	28	18	77	126	7
山		県	940	136	279	153	64	2	8	19	39	21	151	67	1
徳	島	県	3, 366	1, 539	536	609	55	2	14	69	123	50	216	149	4
香	JII		786	102	229	163	39	3	25	47	42	10	90	36	0
愛	媛		1, 778	342	374	527	38	0	28	24	67	26	247	105	0
高			921	301	217	114	62	4	12	8	19	27	126	26	5
福	畄	県	582	46	173	111	34	2	2	18	11	17	154	14	0
佐	賀		303	37	82	47	29	0	0	5	24	3	44	32	0
長			650	59	168	82	56	0	10	11	4	13	186	59	2
	本		981	147	234	153	50	0	7	30	16	8	291	41	4
-	分		985	68	240	192	25	0	4	69	29	17	234	104	3
宮	崎		980	184	195	124	42	0	4	29	48	23	267	64	0
		島県	3, 018	986	753	401	193	4	23	75	25	17	295	240	6
_		県	908	164	259	107	21	2	7	8	33	4	120	87	96
슫	ì	計	43, 293	6, 910	11, 041	7, 100	2, 503	74	325	1, 297	1, 655	1, 166	8, 022	2, 861	339

23. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3)地方公共団体が所有する<u>単独処理</u>浄化槽の人槽区分 (平成29年3月末現在)

お出 おお				 			河16僧(2)	7 410 73		XZ9 年 3月オ	
出海 道	都道	府県	名	基数	人槽区分 5~20	21~50	51~100	101~200	201~500	501~	不 服
青森県 991 283 272 212 128 81 15 (日本) 岩手県 189 32 92 35 15 12 0 3 域 15 12 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 <t< td=""><td>-H</td><th>海</th><td></td><td>1 263</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></t<>	-H	海		1 263							1
岩手 県 189 32 92 35 15 12 0 36 1											0
密 城 県 245											3
秋田県											0
山 形 県 584 211 222 101 36 14 0 0 6 6 1											0
福島県 1.080 391 496 1111 55 23 4 6 6 6 6 7 6 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 7 8 8 8 8											0
茨城県 832 232 387 130 61 19 2 15 15 179 87 48 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4											0
## 馬 県 2,016 869 821 179 87 48 2 4 4											1
群馬県 2.016 869 821 179 81 66 0 0 6 6 6 1											4
埼 玉 県											0
千葉県 1.983 601 761 297 172 143 9 0 (6
東京都 279 104 120 36 15 4 0 (4 条 川県 715 253 250 112 52 36 2 116 新潟県 1,177 394 555 117 49 29 2 3 3 6											0
# 奈川県 715 253 250 112 52 36 2 10											0
新潟県 1,177 394 555 117 49 29 2 3 3 富山県 303 109 125 50 111 8 0 (
富山県県 303 109 125 50 11 8 0 (6 石川県 443 168 171 74 20 10 0 (6 福井県 205 65 101 25 10 3 1 (6 山梨県 555 199 223 80 33 19 1 (6 山野県 164 33 44 47 25 12 0 3 藤野県 164 33 44 47 25 12 0 3 静岡県 1,849 751 854 171 37 33 3 6 蒙知県 2,453 821 1,043 365 125 92 2 5 三重県県 949 298 435 148 41 23 3 3 6 支援県 117 29 59 21 5 3 0 6 大阪府 470 150 216 63 15 22 3 3 0 疾康康県 839 264 318 155 58 31 8 5 和歌山県 1,469 472 414<											
石川県 443 168 171 74 20 10 0 (0
福井県 205 65 101 25 10 3 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											0
世 梨 県 555 199 223 80 33 19 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											0
展野県 164 33 44 47 25 12 0 3 3 6 6 月 967 321 462 133 23 23 5 6 6 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9											0
岐 阜 県											3
静岡県 1,849 751 854 171 37 33 3 (2 2 5 愛知県 2,453 821 1,043 365 125 92 2 5 三重県 949 298 435 148 41 23 3 滋賀県 112 41 49 13 5 4 0 0 京都府 117 29 59 21 5 3 0 0 大阪府 470 150 216 63 15 22 3 3 0 0 兵庫県 269 100 123 33 9 3 0 0 0 兵庫県 839 264 318 155 58 31 8 5 和歌山県 1.469 472 414 265 165 165 133 9 2 2 島取県 49 26 20 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0											0
要知県 2,453 821 1,043 365 125 92 2 5 5 5 5 3 1											0
三重県 949 298 435 148 41 23 3 1											5
滋賀県 112 41 49 13 5 4 0 (6 京都府 117 29 59 21 5 3 0 (6 京都府 117 29 59 21 5 3 0 (6 京都府 117 29 59 21 5 3 0 (6 宗都府 117 29 59 21 5 3 0 (6 宗都府 117 29 59 21 5 3 0 (6 宗政府 470 150 216 63 15 22 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5											1
京都府 117 29 59 21 5 3 0 (0 大阪府 470 150 216 63 15 22 3 15 47											0
大阪府 470 150 216 63 15 22 3 1											0
兵庫県 269 100 123 33 9 3 0 1 会良県 839 264 318 155 58 31 8 5 5 2 1 0 0 1 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											1
奈良県 839 264 318 155 58 31 8 5 和歌山県 1,469 472 414 265 165 123 9 2 鳥取県 49 26 20 2 1 0 0 0 島根県 437 137 201 61 8 9 2 15 岡山県 515 159 276 54 21 5 0 0 広島県 1,096 277 543 177 69 29 1 0 山口県 940 280 404 168 56 30 2 0 徳島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44 香川県 786 298 405 75 6 2 0 0 愛媛県県 1,778 723 811 189 47 8 0 0 高田県 921 374 313 139 62 32 1 0											 1
和歌山県 1,469 472 414 265 165 123 9 21											5
鳥取県 49 26 20 2 1 0 0 0 (6 島 根県 437 137 201 61 8 9 2 15 15 159 276 54 21 5 0 (6 広島県 1,096 277 543 177 69 29 1 (6 島 島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44 2 44 125 24 2 44 2 44 125 24 2 44 2 4											21
島根県 437 137 201 61 8 9 2 15 岡山県 515 159 276 54 21 5 0 0 広島県 1,096 277 543 177 69 29 1 0 山口県 940 280 404 168 56 30 2 0 徳島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44 香川県 786 298 405 75 6 2 0 0 愛媛県 1,778 723 811 189 47 8 0 0 高知県 921 374 313 139 62 32 1 0 福岡県 582 78 190 157 94 56 5 2 佐賀県 303 86 93 55 39 29 1 0 長崎県 650 125 264 132 90 36 3 0 熊本県 981 400 413 118 36 13 1 0 大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 産場県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2											0
回山県 515 159 276 54 21 5 0 (広島県 1,096 277 543 177 69 29 1 (山口県 940 280 404 168 56 30 2 (徳島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44 香川県 786 298 405 75 6 2 0 (愛媛県 1,778 723 811 189 47 8 0 (高知県 921 374 313 139 62 32 1 (福岡県 582 78 190 157 94 56 5 2 (佐賀県 303 86 93 55 39 29 1 (長崎県 650 125 264 132 90 36 3 (熊本県 981 400 413 118 36 13 1 (大分県 985 447 407 85 33 7 0 (鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 (19
広島県 1,096 277 543 177 69 29 1 (0) 1 (1) 日本 1 (21	5		0
山口県 940 280 404 168 56 30 2 (6 島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44											0
徳島県 3,366 2,204 726 241 125 24 2 44											0
香川県 786 298 405 75 6 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											44
愛媛県 1,778 723 811 189 47 8 0 0 高知県 921 374 313 139 62 32 1 0 福岡県 582 78 190 157 94 56 5 2 佐賀県 303 86 93 55 39 29 1 0 長崎県 650 125 264 132 90 36 3 0 熊本県 981 400 413 118 36 13 1 0 大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 0											0
高知県 921 374 313 139 62 32 1 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4								47			0
福岡県 582 78 190 157 94 56 5 2 佐賀県 303 86 93 55 39 29 1 0 長崎県 650 125 264 132 90 36 3 0 熊本県 981 400 413 118 36 13 1 0 大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2									32		0
佐賀県 303 86 93 55 39 29 1 0 長崎県 650 125 264 132 90 36 3 0 熊本県 981 400 413 118 36 13 1 0 大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 0										5	2
長崎県 650 125 264 132 90 36 3 0 熊本県 981 400 413 118 36 13 1 0 大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 0					86						0
熊 本 県 981 400 413 118 36 13 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											0
大分県 985 447 407 85 33 7 0 6 宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 0								36	13	1	0
宮崎県 980 469 364 97 38 12 0 0 鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 0											6
鹿児島県 3,018 1,386 972 396 168 94 2 (97	38	12	0	0
							396			2	0
									7	0	29
合計 43,293 16,440 17,032 5,782 2,384 1,366 96 193							5, 782	2, 384	1, 366	96	193

24. NPO等との連携の状況

·NPO	等による環境保全派	活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普ス	浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行	貨する取組を行っている事例	(平成29年3月末現在)
都道府県名	名 地方自治体名	NPO等の概要	取組の概要	取組の時期、頻度等	かの 音
) 英	県蔵王町	公益社団法人 宮城県生活環境事業協 浄化槽法廷検査センター	①維持管理・法定検査に関する啓蒙活動(訪問・通知) ②町のイベントで浄化槽に関する相談や展示による普及活動	①毎年1月~2月 ②毎年10月末	
群馬	泉 太田市	NPO法人 太田CSセンター	市町村設置型浄化槽の維持管理全般 合併浄化槽の普及	維持管理については随時 普及については不定期	
E 糛	県 甲斐市	竜王地区浄化槽管理組合 自治会内希望住民が加入	浄化槽管理組合長による保守点検手続きの代行や定期総会等	年3回保守点検実施。	
烂	県富士川町	富士川町浄化槽殼置者組合連合会	・保守点検及び清掃業務の共同委託 ・保守点検料の徴収 ・住民指導及び啓発	・理事会及び定期総会の開催(6月) ・保守点検料の徴収(6~7月) ・浄化槽法11条検査研修(2月)	
東	県 飯田市	飯田市浄化槽設置管理組合。浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽管理業者。浄化槽の適正な設置、維持管理を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する	浄化槽巡回点検	9月~11月	
長 野!	県 立科町	立科町浄化槽維持管理協議会	浄化槽の管理に関する指導、連絡、研究並びに講習会	年1回協議会による浄化槽自主点検	
長野!	県 坂城町	整備手法を下水道から浄化槽に見直しをした自治区	・浄化槽維持管理の啓蒙(見直しから10年間維持管理補・浄化槽維持管理の啓蒙(見直しから14間乗の金手乗せ)	自治区で維持管理補助の書類取りまとめを通じた啓蒙	
静岡	皇 皇士市	静岡県浄化槽協会富士支部	新規設置者に対する説明会 浄化槽の日にあわせた啓発活動(展示・パトロール)	説明会(2ヶ月に1回) 浄化槽の日関連事業(毎年10月)	
静岡	県 湖西市	湖西市と浄化槽清掃業者(3社)により構成されてい る。	浄化槽パトロールの実施、浄化槽講習会の開催、日常の 清掃業務の中での啓発パンフレットの配布等を行っている。	浄化槽パトロールについては、10月に実施する。 浄化槽講習会については、2月に実施する。	
和 歌 山	県 白浜町	白浜町環境保全協議会 町内会・老人クラブ及び婦人会 住民の生活環境の保全と海洋・河川等の汚染防止に努め る	浄化槽の維持管理に関する啓発活動	通年(庁舎窓口にチラシを置く) イベント等(年2回)でチラシを配布	
部 街	県 高知市	①鏡川子ども祭り ・名称:鏡川こども祭り実行委員会 ・構成:目的に賛同する個人及び団体等 ・活動目的:鏡川流域の活性化と鏡川の環境保全を目的 として開催している。	子どもの健全育成と環境保全とをコラボした体験型子ども遊びの祭りで、浄化槽の仕組みなどを紹介。	每年9月頃、年1回	
兩	県 長崎県、諫早市	名称:エヌケースリードリームプロ 概要:演劇を通じて社会問題の啓発や、子供たちの教育 活動をおこなう	汚水処理施設普及のための啓発協働事業(市民参加型演劇公演)	平成28年8月7日公演:小長井文化ホール 平成28年8月17日公演:諫早文化会館	
大分!	県 中津市	アースデイ中津	汲取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換促進 パンフレット配布	年1回5月	
大分!	県 字佐市	五十石川流域会議	五十石川流域地域での河川環境保全のため環境教育意見 交換会などの活動を通じて生活排水処理の重要性を啓発	地域小学校での生き物調査・水質調査 委員会の開催 H28.6月	
	県 串間市	名称:ふるさとの水辺環境を守る会 構成:市民団体活動目的:年数回のイベント等を通し、水辺環境を守る ! 大切さを啓発し水辺環境の現状を実感すること	河川清掃、いかだでの川下り、視察研修(29年度は高鍋、川南湿原)、水質環境浄化微生物(みずべ愛)の作成教室・配布	総会:5月、いかだ下り:8月、視察研修:9月、水質環境 浄化微生物作成の配布:11月	
沖縄	県 沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	「浄化槽の日」イベント	毎年10月1日	

<u> </u>	火口时	守にのいる励足が心	1/\ <i>I</i> /L	(十級29年3月不現在)
都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
宮城県	仙台市	協同組合仙台浄化槽センター 全環衛生事業協同組合	変更等があった場合契約の見直し	公管理浄化槽 (一般住宅等で仙台市が管理しているもの) における災害 復旧の支援等
秋田県	横手市	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成30年3月31日(1年更新)	被災状況の調査、応急復旧のために必要な業務、その他協議により定めるものによる復旧支援
秋田県	大仙市	秋田県環境整備事業協同組合県南支部大仙 美郷業者会	1年 解除申し出がない場合延長する	市が浄化槽汚泥の収集・運搬等業務に関する支援協力を要請した場合、 締結相手は支援する
山形県	戸沢村	新庄最上清掃事業組合	H22. 10. 25∼	新庄市外7町村の区域において災害による緊急事態が発生した場合に、 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬、下水道管路破損による汚水処理、浄化 槽の点検及び管理、生活系ごみの収集運搬等の協力。
福島県	福島県	福島県環境整備共同組合連合会	平成19年3月27日	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関するもの
茨 城 県	茨城県	(社) 茨城県消防設備協会 (社) 茨城県水質保全協会 (社) 茨城県空調衛生工事業協会 (社) 茨城県空調衛生工事業協会 茨城県管工事業協同組合連合会 茨城県貯水槽維持管理協会	平成18年8月24日~	浄化槽、トイレなど下水道関係の復旧及び資機材の提供
栃木県	栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	平成29年1月25日~	災害時に、浄化槽の復旧のための緊急点検、被害の実態調査等を行う。
埼玉県	深谷市	深谷市清掃組合	協定の解除又は変更の申し出がない場合は、1年ごとに期間が延長	深谷市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策
埼 玉 県	入間市	1. N P O法人生活環境支援センター 2. 入間環境衛生協同組合	期限なし	1. し尿の処理に関する協定 2. し尿処理車の手配
埼 玉 県	横瀬町	・武甲KYOUSHINKAI ・株式会社 シマダ土木	平成29年4月3日~平成30年3月31日	災害時における応急対策業務に関する協定を取り交わしている。 地震、風水害その他の災害が発生した町の所管する道路、河川、上下 水道施設等の施設に対する工事請負契約に先立つ出動要請による崩壊、 倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業及び災害応急復旧工事の協力応援
千葉県	木更津市	君津市、富津市、袖ケ浦市、君津地域清掃 事業協同組合	平成28年6月17日から	災害時、各市は組合に対し、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬に関し、協力 を要請することができる。
千 葉 県	君津市	君津地域清掃事業協同組合	平成28年 月 日~ 市又は組合が文書により協定の終了 を通知するまで	災害時の避難所における仮設トイレの調達・設置及び撤去、し尿及び浄化槽 汚泥の収集運搬、実施結果の報告。
千 葉 県	富津市	君津地域清掃事業協同組合	平成28年6月17日から	避難所での仮設トイレの確保やし尿等の収集運搬等を優先し、迅速かつ的確に対応するため、君津地域清掃事業協同組合及び木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の間で締結。
千葉県	袖ケ浦市	君津地域清掃事業協同組合	平成28年6月17日~	災害時、指定避難所への仮設トイレの設置及び撤去またはし尿及び浄化槽汚 泥の収集運搬を行う。
東京都	中央区	東京都環境保全協同組合	平成20年3月25日から双方の申出が ない限り1年毎の自動延長	災害時における仮説トイレ、簡易トイレ等のし尿収集協定を締結
東京都	大田区	大田区環境協会	平成14年3月27日から	「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定書」 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行うがれき・ごみ処理等の災害応急 対策活動に対する大田区環境協会の協力に関し、必要な事項を定める。(活 動隊の業務として、「第3条(5)汚水、し尿の収集及び運搬作業」を規定)
東京都	八王子市	八王子環境管理協議会	1年間(事前に解除の申出がないときは、更に1年間延長されたものとし、以降も同様とする。)	災害が発生した場合におけるし尿の収集運搬・・・・避難所等に設置した仮設トイレ等のし尿処理
東京都	立川市	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年7月1日~	災害時の水再生センターへのし尿搬入
東京都	三鷹市	東京都下水道局流域下水道本部	4月1日〜3月31日まで1年間。ただ し、期間満了1か月前までに申し出 がない場合は再継続、以下同様。	(平成25年12月末現在) 三鷹市と東京都下水道局流域下水道本部とは、「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、「東京都地域災害防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に三鷹市区域内に設置する避難所から発生するし尿を北多摩一号水再生センターへ搬入、受入れするものである。
東京都	小金井市	志賀興業、加藤商事、調布清掃	1年(自動更新)	災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災 ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみの収集及び 運搬
東京都	東村山市	東京都下水道局 流域下水道本部	平成23年7月1日~	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書
東京都	国分寺市	東京都下水道局流域下水道本部	平成24年3月31日まで 以降変更が なければ1年間ごとに継続	災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬 入及び受け入れにあたり必要な事項
東京都	東大和市	東京都下水道局 流域下水道本部	1年間 (書類による申し出がない場合1年 間延長)	災害時に避難所等から発生するし尿を清瀬水再生センターへ搬入及び受 入をする。
東京都	あきる野市	東京都下水局流域下水道本部	期限なし	災害時に避難所等から発生するし尿を八王子水再生センターへ搬入し、 避難所等の衛生環境を確保する。
神奈川県	小田原市	広域一般廃棄物事業協同組合	H24.5.4~ 協定終了の意思表示がない限り年 度ごと更新	災害時における一般廃棄物(し尿等)の収集に関する協定
神奈川県	秦野市	①秦野市環境保全協同組合 ②株式会社島半	①平成19年8月29日~ ②平成23年11月22日~	①災害用仮設トイレ等のし尿汲み取り ②仮設トイレ及び仮設シャワーのレンタルによる提供
神奈川県	伊勢原市	民間企業 2 社	H28. 6. 24∼	仮設トイレのし尿及び臨時収集
神奈川県	開成町	広域一般廃棄物事業協同組合	平成27年9月1日~	地震、風水害、その他の災害発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集(し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集)について、協力する。
新潟県	新潟県	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会	平成18年10月23日~	被災市町村の要請に基づく浄化槽の応急復旧
新潟県	糸魚川市	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会 糸魚川支部	平成18年5月1日~	災害応急対策に係る応援

_	_	-			D 1120	
邹道	府	県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
新	澙	県	上越市	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会 上越支部	平成17年2月16日~	「災害時の応急対策に関する協力協定書」参照
新	潟	県	南魚沼市	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会 南魚沼支部	平成27年6月4日~	浄化槽の応急復旧など
富	山	県	富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	平成27年11月26日(協定締結日) から(無期限)	地震等による大規模な災害の発生時において、浄化槽の緊急点検、応急 復旧等を協会負担で実施するもの
福	井	県	越前市	越前市浄化槽維持管理協会	H27. 2. 6~H27. 3. 31以後1年ごとの 自動更新	災害対策基本法第2条の2第1号に規定する災害で、市災害対策本部を設置した場合等に、締結相手に対して浄化槽の緊急点検及び実態調査、浄化槽の機能回復並びに応急対策、浄化槽災害予防対策に関わるものについて協力を要請するもの。
長	野	県	長野県	長野県環境整備事業協同組合	H20. 3. 27~	災害発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協 定
岐	阜	県	大垣市	大垣メンテナンス株式会社、中央清掃株式 会社、養清興業株式会社、関ヶ原衛生有限 会社、岐阜県環境整備事業協同組合	平成25年6月27日から	地震、水害、火災等の大規模な災害が発生した場合、被災地で発生する し尿及び浄化槽汚泥等の収集、運搬を無償で行う。
岐	阜	県	多治見市	乙:収集運搬許可業者 丙:岐阜県環境整備事業協同組合	平成28年3月1日から	乙及び丙は、災害時に岐阜県と丙が締結している「無償団体救援協定書」に基づき、原則し尿汲取り、浄化槽に対しライフラインの確保のため支援協力を行う。無償による支援協力は、行政対応が整うまでの一週間を目途とし、支援協力要請は、多治見市が岐阜県に対して要請、丙は岐阜県の要請によって、乙に対し指示する。
岐	阜	県	川辺町	加茂水道工業株式会社		災害応急工事等に関する協定書
静	岡	県	沼津市	沼津市環境整備事業協同組合	1年毎延長	避難所・病院のし尿、浄化槽汚泥の収集と運搬
静	岡	県	島田市	市内し尿等の収集運搬許可業者	H19. 8. 10~	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書
静	岡	県	掛川市	中遠環境保全株式会社 有限会社小笠衛生 南遠環境保全株式会社	2018年3月31日	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬に関するもの
静	岡	県	袋井市	(株) フクエイ (株) 袋井清掃	平成17年9月~	・避難所等における一般廃棄物(し尿)の清掃作業 ・汚水管路破損時の汚水の搬出作業等
静	岡	県	牧之原市	市内浄化槽清掃業者 2社	H28. 2. 24~	避難者が避難した施設に設置した仮設トイレ等のし尿処理
静	畄	県	長泉町	長泉環境株式会社	平成19年2月13日~	避難所の仮設トイレし尿の収集運搬 汚水管路のつまり等の調査、応急処置 上記に類する作業及び資材の提供
静	岡	県	森町	(有)森町衛生社	平成26年12月1日~	大規模災害などが発生した場合、町と協力して避難所などで発生するし尿や 浄化槽汚泥の清掃や収集運搬を行う。
愛	知	県	豊橋市	豊橋市清掃事業協同組合	平成23年1月13日~	地震、水害等の大規模災害発生時における汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理について、当市が締結相手に対して、処理の協力を要請することを可能としたもの。
愛	知	県	岡崎市	県内市町村・事務組合	無	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
愛	知	県	一宮市	西尾張環境協議会	平成25年11月20日から	災害時にし尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬業務について、協力を要請することができる。原則として協定に基づく業務に対する費用は請求しない。
愛	知	県	半田市	半田衛星事業組合、(株)エイゼン、東海衛 生(有)、(株)アグメント、トーエイ(株)	定めなし	災害が発生した際の、災害廃棄物、し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬及び処分等、並びに避難所等で必要となる仮設トイレや車両等の資機材の借用及び維持管理に関して、迅速かつ適正に処理できるようにするもの
愛	知	県	春日井市	愛知県 愛知県衛生事業協同組合	平成17年4月1日~	し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
				西尾衛生社、(株)エヌジェイエス	H16. 1. 28~	し尿の収集、運搬業務
巫	知	旦	西尾市	 (有) 平坂浄化槽維持管理センター	H16. 2. 27~	し尿の収集、運搬業務
~	,,,,	/ (17511			
				(株) 三河機工	H16. 3. 30~	簡易トイレの供給
愛	知	県	蒲郡市	愛知県、県内54市町村、一部事務組合、 下水道管理者	平成26年1月1日~	災害時における一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (平成8年に県内全市町村、一部事務組合で締結した「一般廃棄物処理に係る災害相互応援協力に関する協定」を見直し、下水道管理者を加えて締結)
愛	知	県	大府市	清掃業者等	平成25年度から	災害時の廃棄物やし尿の収集運搬、処理に関する相互協力
愛	知	県	知立市	清掃業者等	平成21年度から	災害時における仮説トイレの手配、同・し尿の汲み取り、生ごみの回収 処理、災害廃棄物の運搬処理等に関する協定
愛	知	県	岩倉市	愛知県、県内54市町村、一部事務組合、 下水道管理者	平成26年1月から	災害時における一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定(平成8年に県内全市町村、一部事務組合で締結した「一般廃棄物処理に係る災害相互応援協力に関する協定」を見直し、下水道管理者を加えて締結)
愛	知	県	扶桑町	愛知県、市町村等及び下水道管理者	平成26年1月1日~	災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定め、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、生活環境の保全に資する。
愛	知	県	大治町	工口環境 株式会社 三協商事 株式会社 有限会社 大政	平成26年3月26日から	地震等大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関し、 協力要請等に必要な事項を定めた。
愛	知	県	飛島村	株式会社アメニティライフ・カナル環境株 式会社、株式会社クリンテック、丸二衛生 有限会社、飛島村災害協力会	平成26年3月24日より継続中	大規模災害により発生した浄化槽汚泥を含む一般廃棄物の収集運搬

	_	•	<u> </u>		D1700	(M20 + 0) N St E /
都道	府!	県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
愛	知	県	武豊町	愛市、江、浜愛よ 飛浜岩知生、 組生手丹名組 境 年 組 生 年 別	平成26年1月1日より	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 愛知県内の市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という。)が 一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の 公共下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)が下水処理業務を 独自では適正に遂行できない場合において、愛知県(以下「県」とい う。)、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項 を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もっ て、生活環境の保全に資することを目的とする。
Ξ	重	県	四日市市	三重県	平成16年10月29日~	災害等発生時に三重県、市町村等がごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円 滑に実施するための応援活動について必要事項を定めた。
Ξ	重	県	津市	三重県内の市町、一部事務組合及び広域連 合	平成16年10月29日から	災害等の発生時に三重県、三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合 が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動の 実施
Ξ	重	県	伊勢市	三重県、県内市町村、一部事務組合および 広域連合	平成17年3月1日~	応援市町村のし尿処理に要する経費を1キロリットル当たり2,000円とする。
Ξ	重	県	松阪市	三重県		応援市町のし尿処理に要する経費 1キロリットル当たり2,000円
Ξ	重	県	桑名市	三重県、県内の各市町	H16. 10. 29~	災害等発生時に各市町が「三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく 覚書」に基づいて、「応援市町村のし尿処理に要する経費1キロリット ル当たり2,000円」という取り決めを行い、協定を締結している。
Ξ	重	県	名張市	三重県、三重県内の市町村、一部事務組合 及び広域連合	平成16年10月29日	三重県災害等廃棄物処理応援協定
Ξ	重	県	尾鷲市	三重県・三重県内全市町	平成16年10月29日から	三重県災害等廃棄物処理応援協定書
Ξ	重	県	亀山市	三重県、三重県内の市町、一部事務組合及 び広域連合	平成16年10月29日から	災害等の発生時に三重県。三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動を 行う。
Ξ	重	県	鳥羽市	三重県	平成16年10月29日~	「三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく覚書」に基づき、応援市町村のし尿処理に要する経費 1キロリットル当たり2,000円
Ξ	重	県	熊野市	三重県、県内の市町等	平成17年3月1日~	災害発生時に応援市町村のし尿処理に要する経費、1キロリットル当たり2,000円。
Ξ	重	県	いなべ市	三重県市町	H17. 3. 1∼	三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書 ・応援市町村のし尿処理に要する経費: 1キロリットルあたり2,000円
Ξ	重	県	志摩市	三重県、三重県内の各市町 (村) 等	平成16年10月29日~	災害等の発生時に三重県、三重県内の市町村等が、ごみ、し尿等の一般 廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動についての協定。協定書 第7条第2項の規定:応援市町村のし尿処理に要する経費は1キロリット ル当たり2,000円
Ξ	重	県	伊賀市	三重県及び県内市町、各市町環境衛生組合	H16. 10. 29~	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定
Ξ	重	県	木曽岬町	市町等、県	平成16年10月29日~	災害等の発生時に三重県、三重県内の市町村等が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。(三重県災害等廃棄物処理応援協定書)
Ξ	重	県	東員町	三重県、県内市町	なし	災害等の発生時に三重県、三重県内の市町村、一部事業組合及び広域連合が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動を行う。
Ξ	重	県	菰野町	三重県、県内市町など	平成16年10月29日~	三重県災害等廃棄物処理応援協定 災害時におけるし尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための協 定。
Ξ	重	県	川越町	三重県・市町村他	平成16年10月29日~	応援市町村のし尿処理に要する経費 1キロリットル当たり2,000円
Ξ	重	県	多気町	三重県	平成16年10月29日~	各市町で「三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく覚書」に基づいて 「応援市町村のし尿処理に要する経費1キロリットル当たり2,000円」 としている
Ξ	重	県	明和町	三重県、県内市町など	平成16年10月29日~	三重県災害等廃棄物処理応援協定 災害時におけるし尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための協 定。
Ξ	重	県	大台町	三重県	H16~	三重県災害等廃棄物処理応援協定
Ξ	重	県	玉城町	三重県内市町村	平成17年3月1日~	応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロリットル当たり2,000円とする。
Ξ	重	県	度会町	三重県県内市町村等	H17. 3. 1∼	応援市町村のし尿処理に要する経費 1キロリットル当たり2,000円
Ξ	重	県	大紀町	三重県	平成17年3月1日~	「三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく覚書」に基づいて 「応援市町村のし尿処理に要する経費 1キロリットル当たり2,000 円」とする
Ξ	重	県	南伊勢町	三重県、三重県内市町村	平成16年10月29日から実施	「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」 応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロリットル当たり2,000円 とする。

	_	-	/		D 1170	
都違	直府!	県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
Ξ	重	県	紀北町	三重県内の市町村、一部事務組合及び広域 連合	平成16年10月29日から	ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動 (応援市町村のし尿処理に要する経費は1キロリットル当たり2,000 円)
Ξ	重	県	御浜町	三重県及び県内市町等	平成16年10月29日~	災害発生時に三重県、三重県内の市町等がごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について定めたもの。
Ξ	重	県	紀宝町	県内29市町	平成16年以降、継続して締結	浄化槽に流入するし尿の処理に関すること。
滋	賀	県	滋賀県	滋賀県環境整備事業協同組合	平成16年1月19日~	災害時における浄化槽汚泥等の収集運搬に関して、県は市町から協力要 請があるときは、組合に対して支援協力を要請し、組合は支援協力を無 償で行う。
京	都	府	舞鶴市	市内し尿収集業者	平成25年5月17日~	地震、風水害等発生により市が対策本部を設置し協力要請をした場合、 し尿及び浄化槽汚泥を無償で収集運搬する
大	阪	府	大阪府	大阪府衛生管理共同組合	平成16年8月30日~	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について定めた協定
大	阪	府	大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	平成28年5月31日~	災害時における浄化槽の緊急点検等に関する協定
大	阪	府	東大阪市	東大阪環境事業協同組合	協定の終了を協議するまで	避難所に設置した仮設トイレ等のし尿の収集運搬
大	阪	府	岸和田市	岸和田環境整備事業協同組合	平成19年10月3日~	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援
				公益社団法人日本下水道管路管理業協会		被災した下水道管路施設の応急復旧
				国際航業株式会社大阪支店		災害時における下水道台帳データ提供
大	阪	府	富田林市	国际机未休式云位入极又占	平成30年3月31日まで	火合時における下水道口帳ナータ提供
				一般社団法人全国上下水道コンサルタント 協会		災害が発生した場合における下水道施設の迅速な被害状況の調査、応急 復旧に対する助言、災害査定資料の作成
大	阪	府		高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和 田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南 市、田尻町、阪南市、岬町、泉北環境整備 施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成25年3月22日~	総合的な相互支援を図ることにより、災害発生時におけるより広域な支援体制を確保
大	阪	府		富田林市、河内長野市、太子町、大阪狭山 市、河南町、千早赤阪村、南河内環境事業 組合、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、柏羽 藤環境事業組合 (ごみ処理広域化南河内ブロック内におけ る災害廃棄物の処理に係る相互支援協定)	にいずれの協定団体からも改廃等	市町村及び一部事務組合(以下「協定団体」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害の発生や事故等(以下「災害等」という。)により、廃棄物の処理に支障をきたす緊急事態の発生に備え、より広域的な支援体制を確保し、相互の廃棄物の収集運搬及び処理等の支援に関する基本的な事項を定め、協定団体の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする
兵	庫	県	兵庫県	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	期間を定めていない	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
兵	庫	県	兵庫県	兵庫県環境整備事業協同組合	期間を定めていない	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
兵	庫	県	兵庫県	兵庫県環境事業商工組合	期間を定めていない	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
兵	庫	県	神戸市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成26年3月20日~	地震、津波、豪雨、洪水等によって生ずる被害の復旧活動等について必要があると認められるときは、応援(情報収集・実態調査、住民相談、補修工事)要請を行う
兵	庫	県	姫路市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成27年11月2日から終了の意思表 示するまで	大規模災害時における浄化槽の復旧活動等について応援(被害状況の情報収集及び実態調査、住民相談対応、所有する浄化槽等の応急復旧作業)
兵	庫	県	尼崎市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成28年9月20日~ ※尼崎市又はセンターから書面に よる終了の意思表示があるまで協 定は有効	大規模災害発生時に一般社団法人 兵庫県水質保全センターは尼崎市からの要請に応じて次の3点の応援業務を行う。①被災地域における浄化 槽等の被害状況等に関する情報の収集および実態調査②被災地における 浄化槽等に関する住民相談の対応③尼崎市が保有する浄化槽等の応急復 旧作業
兵	庫	県	洲本市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	期間を定めていない	・被災地域での浄化槽の被害状況等に関する情報収集及び実態調査・被災地での浄化槽に関する住民相談対応・市町村設置整備事業により設置した浄化槽の補修工事
兵	庫	県	豊岡市	全但清掃協同組合及び兵庫県環境事業商工 組合	期間を定めていない	災害発生した廃棄物 (し尿、浄化槽汚泥、下水道・農業集落排水・漁業 集落排水等の管路に堆積した土砂等) の処理
兵	庫	県	宝塚市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成27年5月1日~	大規模災害時における浄化槽の復旧活動等に関する応援
兵	庫	県	三木市	兵庫県環境事業商工組合	期間を定めていない	平成26年12月25日付、兵庫県と兵庫県環境事業商工組合による災害時の 廃棄物処理に関する応援協定
兵	庫	県	三田市	兵庫県環境事業商工組合	期間を定めていない	市からの災害時における廃棄物処理等に関する応援要請について必要な 事項を定め、公共用水域等の水質保全と被災排水処理施設の早期復旧を 期する。
兵	庫	県	養父市	兵庫県環境事業商工組合	平成27年3月19日~	災害において、浄化槽汚泥を含む廃棄物の処理に必要な資機材等の提供、人員の派遣、その他必要な事項
兵	庫	県	南あわじ市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成29年3月1日~	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
兵	庫	県	淡路市	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	平成27年2月4日~	・浄化槽の被害状況等に関する情報収集及び実態調査・浄化槽に関する住民相談の対応・市町村設置整備事業等により設置した浄化槽の補修工事
兵	庫	県	市川町	兵庫県環境事業商工組合	平成28年2月1日~	災害が発生しそれに伴う廃棄物の処理が必要な場合は、応援を要請す る。
兵	庫	県	佐用町	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	期間を定めていない	被害情報の収集、実態調査、住民相談を締結相手が費用負担を行い実施、また浄化槽等の応急復旧作業について業者の紹介・手配等を町負担 で実施
奈	良	県	上牧町	奈良八光環境社	H28. 11. 7~	災害時におけるし尿収集運搬に関する協力について
	_					·

	<u> </u>	守にのいる励化を心	7/7/6	(十級29年9月本現在)
都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
和歌山県	海南市	海南海草清掃協同組合	平成25年度~	地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、海南市の応急対策業務 の応援要請に基づいて、組合はし尿等の収集運搬作業を実施し、諸活動 中に入手した各種被害情報を海南市に提供する。
和歌山県	橋本市	有限会社バッキーズ 中本環境株式会社 株式会社バッキーズ吉岡 坂田衛生社会社 田中衛生社 深野衛生社	平成27年3月19日~	災害時におけるし尿等収集運搬及び清掃業務
和歌山県	有田市	一般社団法人和歌山県清掃連合会有田市支 部	平成26年4月1日~	大規模災害時におけるし尿収集運搬
和歌山県	御坊市	日高環境衛生協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成26年4月1日~	地震、風水害その他の大規模災害が発生した時に、浄化槽汚泥の収集運搬業務について協力要請する協定
和歌山県	紀の川市	一般社団法人和歌山県清掃連合会 一般社団法人和歌山県清掃連合会 岩出支部	平成26年6月1日~	大規模災害時において一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥) 収集運搬作業 の協力を要請するもの 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書
和歌山県	岩出市	一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成26年6月1日から協定の終了を 通知しない限り継続	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定
和歌山県	日高町	日高環境衛生協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	いずれかが文書により協定の終了 を通知しない限り継続	(1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業 (2) 仮設トイレの設置 (3) その他甲が必要と認める災害応急作業
和歌山県	日高川町	日高環境衛生協同組合		災害一般廃棄物の収集運搬(無償協力及び仮設トイレの設置協力)
和歌山県	和歌山県	和歌山県清掃連合会 和歌山県一般廃棄物協会	平成16年4月3日~ 平成25年11月22日~	大規模災害時におけるし尿等収集運搬
鳥取県	鳥取県	一般社団法人 鳥取県浄化槽協会	平成28年3月11日~	地震等災害発生時に県の要請に基づいて浄化槽の点検、復旧等を行う
島根県	松江市	松江八東生活環境保全事業協同組合	H20. 1. 15∼	災害応急対策業務
岡山県	-	岡山県環境整備事業協同組合	平成22年7月23日~	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害が発生した場合における し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、県が組合に協力を求めるにあ たって、必要な事項を定めたもの。
広島県	広島県	広島県環境整備事業協同組合	平成15年度~	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
広島県	広島県	広島県環境保全事業協同組合	平成22年度~	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
広島県	庄原市	し尿処理業者5社	H24. 4. 1∼H34. 3. 31	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する応援協力
広島県	安芸高田市	市内し尿収集業者3社及び広島県環境整備 事業協同組合	H29.3.15~H33.3.31 (その後申し 出が無い場合、5年間更新)	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、下水道施設の緊急対応及び応急復旧 (基本10日間無償で支援協力)
徳島県	-	公益社団法人徳島県環境技術センター	H22. 11. 17~	(1) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (2) 市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事 (3) 被災地における浄化槽に関する住民相談 (4) 市町村が設置する避難所に対する会員業者保有の仮設トイレの提 供
徳島県	-	德島県環境保全協会 徳島県環境整備事業協同組合	H26. 3. 20~	(1) 災害し尿等の撤去 (2) 災害し尿等の収集・運搬 (3) その他前各号に伴う必要な事業
徳島県	徳島市	公益社団法人徳島県環境技術センター	H23. 2. 2~	(1) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (2) 市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事 (3) 被災地における浄化槽に関する住民相談 (4) 市町村が設置する避難所に対する会員業者保有の仮設トイレの提 供
徳島県	小松島市	公益社団法人徳島県環境技術センター	H23. 9. 20~	(1) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (2) 市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事 (3) 被災地における浄化槽に関する住民相談 (4) 市町村が設置する避難所に対する会員業者保有の仮設トイレの提 供
徳島県	阿南市	公益社団法人徳島県環境技術センター	平成22年10月27日から	浄化槽の復旧支援 ①避難所等における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及 び分析 ②浄化槽に関する住民相談の実施 ③避難所等における被災浄化槽の応急復旧工事 ④避難所等に対する会員企業が保有する仮設トイレの提供
徳島県	阿波市	阿北環境整備組合	H29. 2. 6∼	有事の際のし尿汚泥の汲み取り協力
徳島県	三好市	(株)三好浄化槽ネットワーク	平成27年10月から1年間 自動更新	災害時における浄化槽及び水道施設の復旧支援活動
徳島県	北島町	公益社団法人徳島県環境技術センター	H23. 2. 21~	(1) 避難所等における被災浄化槽の応急復旧工事 (2) 避難所等に対する会員企業が保有する仮設トイレの提供 (3) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 (4) 浄化槽に関する住民相談の実施
香 川 県	香川県	(公社)香川県浄化槽協会		災害時における浄化槽の復旧支援活動
愛 媛 県	愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	なし	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する協力 緊急性を要する汚水・汚泥等のくみ取り及び収集運搬作業が
愛 媛 県	東温市		H25. 7. 29~	案急性を安する汚水・汚ル寺のくみ取り及び収集運搬作業が 発生した場合の、応急対策に係る業務の要請を行う。
愛 媛 県	砥部町	株式会社カトウ、松山衛生事業協同組合、 大山衛生社、大洲喜多清掃共同体	H27. 7. 24~	災害時における砥部町指定施設のくみ取り等に関する協定書

25.	、火舌吁守にのりる励足術和仏沈 (平成29年3月末境)			
都道府県名	市町村名	締結相手	締結期間	協定概要
高知県	高知県	一般社団法人高知県浄化槽協会及び一般財団法人高知県環境検査センターとの3者協定	平成26年5月15日から無期限	災害時において、市町村から県に要請があったときに、浄化槽の復旧活動に関する協力(被災地域における浄化槽の状況調査、被災地域における浄化槽に関する住民相談の実施)を要請し、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期する
		・協定① 高知市環境保全事業協同組合との2者協定	・協定① 平成23年2月22日から無期限。	・協定① 災害が高知市内において発生した場合に、高知市環境保全事業協同組合 の協力を得て、支援活動を受けることにより、避難所等に使用する施設 の点検及び応急復旧を円滑に実施するため。
高知県	高知市	・協定② 一般社団法人 高知県浄化槽協会及び一般 財団法人 高知県環境検査センターとの3者 協定	・協定② 契約締結日(平成28年4月4日)から平成29年3月31日まで。ただし、 1年ずつ自動更新。	・協定② 災害時において、高知市が避難所等に使用する学校等の浄化槽の被害状 況調査及び応急復旧活動の協力を得て実施することにより、避難所の公 衆衛生を維持するとともに、避難者の避難所生活の安心・安全を確保す るもの。
高知県	中土佐町	高知県、高知県土地改良事業団体連合会、 17市町村	平成30年3月31日 【毎年更新】	高知県内の農業集落排水施設を管理する市町村で災害が発生した 場合において、相互支援及び復旧支援が円滑に遂行されるよう基本的 な事項を定め、施設の機能等の早期復旧に資することを目的とした協定
福岡県	福岡県	福岡県環境整備事業協同組合連合会	H29. 2. 17~	災害時において被災者や避難者の生活に伴い発生するし尿及び浄化槽汚 泥の収集・運搬及び処分の協力要請に関する協定
福岡県	筑紫野市	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那 珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城 太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H14.7.1~市町等の協議により廃止 されるまで	災害等により一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。)及びごみ)の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して、協力要請する。
福岡県	春日市	筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川 町、筑前環境整備事業協同組合	H26. 4. 1~	災害時における一般廃棄物 (し尿 (浄化槽汚泥を含む。) 及びごみ) の 円滑な処理を行う。
福岡県	大野城市	筑前環境整備事業協同組合	H26. 4. 1~	災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な 事項を定めるもの
福岡県	古賀市	福岡市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	H12. 12. 25~	災害時における一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。)及びごみ)の 円滑な処理を行うため、災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難と なった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示し て協力要請する。
福岡県	みやま市	(有)だるま商事、(株)藤和開発、(有)菅原商事、(有)みやま環境保全センター	平成29年3月~平成31年3月	災害等により被災した若しくは被災が予想される下水道施設の点検及び 復旧に関し、業務を要請することができるものとする。
福岡県	志免町	福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	平成12年12月25日~	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、古賀市及び糟屋郡各町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む。)及びごみ)の円滑な処理を行うことを目的とする。
福岡県	香春町	維持管理業務委託業者	甲または乙が文書をもって協定の 終了を通知しない限りその効力を 有する。	災害発生時における合併処理浄化槽の緊急点検・応急復旧・住民相談等の対応及び浄化槽汚泥の収集運搬、その他協力が可能な業務等に関しての協定(個人設置において管理を行っている合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、汲み取り式便槽の応急復旧などに関する相談を含む。)
佐賀県	大町町	一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会	平成28年12月5日~協定終了の意思 表示があった年度の3月31日まで	地震等大規模災害時にお決災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・最終処分等について、必要 な人員、車両、資機材を有する会員に要請等、可能な限り協力する。
熊本県	熊本市	熊本市災害し尿等対策協議会	H25. 5. 20~	災害発生時における災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬。移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理。
大 分 県	大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	平成27年3月20日~	県の要請に対して、災害時における浄化槽の点検・復旧に関して応援するもの
宮崎県	宮崎市	宫崎県環境保全事業連合会	平成28年11月14日 (締結日) から 双方文書をもって終了を通知する まで	災害発生時のし尿や浄化槽汚泥(避難所等に設置された仮設トイレや浄 化槽設備から排出されるものを含む)の収集運搬に関する市からの協力 要請対応を定めたもの
鹿児島県	鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	なし	大規模な災害が発生した場合、被災市町村からの要請を受けて、県が環境保全協会に支援を要請し、環境保全協会が浄化槽の緊急点検・応急復旧や避難所等への仮設トイレの設置などの支援を行う。